

平成 29 年第 2 回定例会

# むかわ町議会会議録

平成29年 6月20日 開会

平成29年 6月21日 閉会

むかわ町議会

## 平成29年第2回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月20日)	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	7
町長行政報告及び提出事件の大要説明並びに教育長行政報告	7
一般質問	12
山崎満敬議員	13
大松紀美子議員	22
会議録署名議員の追加指名	38
答弁の訂正	39
中島勲議員	39
野田省一議員	47
北村修議員	54
津川篤議員	70
散会	81

## 第 2 号 (6月21日)

議事日程	8 3
本日の会議に付した事件	8 4
出席議員	8 4
欠席議員	8 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 4
事務局職員出席者	8 5
開 議	8 6
議事日程の報告	8 6
報告第 1 号の上程、説明、質疑	8 6
承認第 1 号から承認第 2 号の一括上程、説明、質疑、採決	8 8
承認第 3 号の上程、説明、質疑、採決	9 4
諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 7
議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 8
議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 0
議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 5
議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
議案第 3 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 1
議案第 3 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 2
議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 5
意見書案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 8
意見書案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 1
意見書案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 2
意見書案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 4
意見書案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 5
所管事務調査報告の件	1 4 7
閉会中の特定事件等調査の件	1 4 8
議員の派遣に関する件	1 4 8
閉議及び閉会	1 4 9

署名議員..... 1 5 1

むかわ町告示第23号

平成29年第2回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年6月9日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 平成29年6月20日（火）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	山崎満敬	議員	2番	佐藤守	議員
3番	中島勲	議員	4番	大松紀美子	議員
5番	三上純一	議員	6番	星正臣	議員
8番	小坂利政	議員	9番	山崎真照	議員
10番	津川篤	議員	11番	北村修	議員
12番	木下隆志	議員	13番	野田省一	議員
14番	三倉英規	議員			

不応招議員（なし）

## 平成29年第2回むかわ町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成29年6月20日（火）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の大要説明並びに教育長行政報告
- 第 5 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（13名）

1番	山崎満敬議員	2番	佐藤守議員
3番	中島勲議員	4番	大松紀美子議員
5番	三上純一議員	6番	星正臣議員
8番	小坂利政議員	9番	山崎真照議員
10番	津川篤議員	11番	北村修議員
12番	木下隆志議員	13番	野田省一議員
14番	三倉英規議員		

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	田所隆	会計管理者	藤井清和
総務企画課長	高田純市	総務企画課主幹	西幸宏

総務企画課 主 幹	酒 卷 宏 臣	総務企画課 主 幹	大 塚 治 樹
町民生活課長	萬 純二郎	町民生活課 主 幹	飯 田 洋 明
健康福祉課長	高 橋 道 雄	健康福祉課 主 幹	今 井 喜代子
健康福祉課 主 幹	藤 田 浩 樹	産業振興課長	成 田 忠 則
産業振興課 主 幹	東 和 博	産業振興課 主 幹	松 本 洋
産業振興課 主 幹	今 井 巧	建設水道課長	山 本 徹
建設水道課 主 幹	江 後 秀 也	建設水道課 主 幹	兄 後 敏 彦
地域振興課長	石 川 英 毅	地域振興課 主 幹	菅 原 光 博
地域振興課 主 幹	中 澤 十四三	恐竜ワールド 戦略室主幹	加 藤 英 樹
恐竜ワールド 戦略室主幹	田 口 博	地域経済課長	為 田 雅 弘
地域経済課 主 幹	吉 田 直 司	国民健康保険 穂別診療所 事務 長	藤 江 伸
教 育 長	長谷川 孝 雄	生涯学習課長	齊 藤 春 樹
生涯学習課 参 事	中 村 博	教育振興室長	金 本 和 弘
選挙管理委員 会事務局長	高 田 純 市	選挙管理委員 会事務局次長	石 川 英 毅
選挙管理委員 会事務局次長	西 幸 宏	農業委員会 事務 局長	鎌 田 晃
農業委員会 支 局 長	為 田 雅 弘	監 査 委 員	辻 圓 治

---

**事務局職員出席者**

事 務 局 長 八 木 敏 彦 主 査 長谷山 美 香

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（三倉英規君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第2回むかわ町議会定例会を開会させていただきます。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

---

### ◎議事日程の報告

○議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（三倉英規君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、北村 修議員、12番、木下隆志議員を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（三倉英規君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

さきに議会運営委員長から、6月14日開催の第3回議会運営委員会での本定例会の運営にかかわる協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許します。

三上議会運営委員長。

〔三上純一議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（三上純一君） 議長のお許しをいただきましたので、今日14日に開催いたしました第3回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第2回定例会の運営に関する件であります。

まず、渋谷副町長及び議長から、町長及び議員等からの提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議案件は14件で、その内訳は、報告1件、承認3件、諮問1件、議案9件であります。

提出審議案件の取り扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括し

て議題とする案件は、会期日程表に記載のとおりでございます。承認第1号から承認第2号までの2件であります。

次に、議員等から提出を予定している審議案件は、追加配付8件であり、その内訳は、意見書案5件、その他3件であります。

意見書案につきましては、今月9日、各常任委員会協議会が開催され、協議の結果、意見書第6号については、所定の賛成者をつけ提出されます。

陳情書等の取り扱いについては、3月定例会以降受けたもので11件であります。お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。4件が意見書案第7号から第10号として提出され、7件が議員への文書配付としておりますので、御理解願います。

次に、一般質問については、山崎満敬議員ほか5名から11項目の通告がありました。その取り扱いは通告どおりといたします。

次に、本定例会の会期については、以上の審議案件とその取り扱いから、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日からあす21日までの2日間としたところでございます。

質問される方は要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁いただき、時間の短縮に御理解を賜るとともに、規律ある会議運営の点からも、私語などは厳に慎まれるようお願い申し上げます。

次に、本会議場における服装ですが、クールビズの趣旨を踏まえ、ネクタイの着用は自由とさせていただきます。

最後に、議会中継であります。情報公開を推進するため、従来どおり、むかわ四季の館道の駅付近ロビーと穂別町民センターロビー及び穂別診療所ロビーで放映いたしますので、お知らせいたします。

以上申し上げて、平成29年第3回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（三倉英規君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みとさせていただきます。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のとおり、本日から21日までの2日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から21日までの2日間に決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（三倉英規君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第79号のとおりですので、御了承願います。

---

#### ◎町長行政報告及び提出事件の概要説明並びに教育長行政報告

○議長（三倉英規君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明並びに教育長行政報告を行います。

まず、町長から、行政報告及び提出事件の概要説明の申し出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日、ここに平成29年第2回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄、お忙しい中を御出席いただき、まことにありがとうございます。また、傍聴者の皆様にも御苦勞さまでございます。

概要説明の前に、諸般の行政の状況について3点御報告を申し上げます。

1点目は、学校給食の開始の延期にかかわります経過でございます。町議会の皆様には常任委員会協議会並びに全員協議会でも御説明しているところでございますが、改めて御報告をさせていただきます。

学校給食につきましては、6月1日の開始に向け、教育委員会が中心となって諸準備を進めてきたところでございますが、開始間際の実務訓練において安全・安心な給食の提供のための準備等が十分でないと判断し、実施日の延期を決断したところでございます。

準備遅延の要因といたしましては、各準備項目への検討、協議、計画、実施検証といったチェック体制が組織的に十分に機能していなかったものと認識しており、実施日間近の延期により、児童生徒、保護者、学校現場の不安を招きましたことをおわび申し上げるものでご

ざいます。

この間、延期について児童生徒、保護者に御理解をいただくとともに、実施に向けた備品・調理器具の充足、スタッフによる実務訓練などの課題の対応に努め、改めて開始日を6月30日として定め、児童生徒への安全・安心で美しい、おいしい給食開始に向け、盤石の準備を進めておりますので、御理解くださいますようお願いを申し上げます。

2点目でございますが、国民健康保険税の軽減判定誤りについてであります。

全国的に後期高齢者医療保険料の保険料軽減判定誤りに端を発し、全国で同様の仕組みとなっております国民健康保険税の軽減判定処理が、新聞・テレビ等で報道されているところでございますが、本町の国民健康保険税処理を確認したところ、同様にシステム軽減判定に誤りがあり、軽減が正しく判定されず、一部の被保険者の方の保険税を過大または過少に徴収していたことが判明いたしました。

過大・過少の内訳といたしましては、過大賦課となっており還付を伴うものが1件で3万2,000円、過少賦課となっており追加徴収となるものが3件で17万5,500円となっております。

国民健康保険税の軽減判定所得の計算に当たりましては、本来は軽減判定用の繰越損失額を用いる必要がございますが、本町で使用している北海道自治体情報システムの協議会のシステムにも設計誤りがあり、確定申告の繰越損失額を用いて計算していたことが軽減判定誤りとなった原因であります。システム上の問題とはいえ、このような事態を招きましたことをおわびを申し上げます。

対象者の方には、おわびと内容の説明を行った上で手続を進めさせていただきますが、今後はチェック体制をさらに強化し、法令等の的確な把握により適正な事務処理を徹底し、再発防止に努めてまいり所存でございます。

最後に、3点目として、恐竜ワールド構想の事業経過につきまして御報告を申し上げます。

まずは、仮称自治体恐竜ネットワークによる4市町連携についてでございますが、去る5月23日に、兵庫県丹波市におきまして、同市と同県篠山市、熊本県御船町、そして本町の4市町の首長が初めて顔を合わせ、恐竜化石を生かした自治体連携の方向性について協議したところでございます。当初3市町での連携を予定しておりましたが、丹波市と隣接する篠山市も参画することが決定し、4市町でのスタートとなったところでございます。

協議後に交わした覚書には、包括的な連携のもと、地域づくりや教育、文化の振興、そして学術研究、恐竜観光、災害応援など、多様な分野で相互に協力することを目的とした協定を締結することとなります。

今後、秋の協定締結を目指して事務担当者間での調整を進めることとなりますが、4市町以外に加入意向の自治体もあるとお聞きしていることから、全国規模の恐竜化石を生かした広域連携の広がり期待をするとともに、参加自治体による積極的な情報発信につなげていきたいと考えているところでございます。

次に、むかわ竜の一般公開に関する経過でございます。

去る4月27日に、旧仁和小学校体育館におきまして、むかわ竜の報道発表が行われました。

当日は多くの報道機関が集まり、北海道大学総合博物館、小林快次准教授の説明後にむかわ竜が披露され、私たち関係者一同、むかわ竜の迫力に大きな感動を覚え、この高揚感を町民の皆様と共有したいと考え、現在、研究中ではありますが、一般公開に踏み切ったところでございます。既に報道機関で発表されておりますが、6月4日にはむかわ四季の館で、翌週の6月11日は穂別町民センターで一般公開が行われ、町内外から両地区合わせて5,100人の方々が詰めかけ、大きなにぎわいとなったところでございます。

両地区での一般公開の開催に当たりまして、御協力、御協賛いただきました企業、団体等の皆様におかれましては、この場をおかりして深く感謝を申し上げます。

今回、改めて恐竜化石の持つパワーを感じた次第であり、恐竜化石を生かした自治体連携とともに、今後とも切れ目のない取り組みと積極的な情報発信を続けていきたいと考えているところでございます。

次に、恐竜関連企業の本町への進出でございます。

このたび、恐竜の骨格標本、生体復元模型、レプリカ等の企画、製造、販売を全国的に事業展開しております有限会社ゴビサポートジャパンが穂別地区に進出することになりましたので、御報告を申し上げます。

同社は、平成14年に群馬県多野郡神流町にて設立され、主に国立科学博物館や多くの県立博物館、加えて名古屋万博におけるモンゴルパビリオンの恐竜展示企画業務など、古生物化石に特化した企画展、レプリカ等の製造販売など幅広く手がけられております。

同社の進出先につきましては、昨年12月をもって閉鎖されました中谷産業株式会社穂別工場の建屋及び敷地を全て借り受けることで双方合意され、6月16日付で賃貸借契約の締結に至った旨の御報告をいただいているところでございます。今後におきましては、工場内部の設備改修等を行い、恐竜化石のレプリカ制作や型枠等の保管を中心に事業展開される予定であり、有限会社ゴビサポートジャパンの北海道工場として稼働されることになると伺っているところでございます。

なお、企業進出に当たって、地元雇用につきましては、当面数名程度と伺っているところでございます。

このたびの企業誘致には、むかわ竜を初めとした恐竜ワールド構想に基づく一連の取り組みによるところが大であり、恐竜関連産業の創出と展開、これらを支える人材の育成を模索しております本町といたしましても、大変喜ばしい企業の進出となり、産業振興に向けた産学官連携など、今後の恐竜化石を生かしたまちづくりに弾みがつくものと考えているところでございます。

以上、3点に申し上げ、行政報告といたします。

続きまして、本定例会で御審議いただきます事件の概要を御説明いたします。

提案案件は、報告1件、承認3件、諮問1件、議案9件でございます。

報告第1号 むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきましては、平成28年度歳出予算の経費のうち、当該年度に支出が終わらない経費について翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

承認第1号 専決処分につき承認を求める件につきましては、国からの地方交付税及び交付金等の額の確定に伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成28年度一般会計補正予算（第9号）を専決処分したことから、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

承認第2号 専決処分につき承認を求める件につきましては、診療報酬収入の確定に伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成28年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を専決処分したことから、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

承認第3号 専決処分につき承認を求める件につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の公布により、地方自治法第179条第1項の規定に基づきむかわ町税条例の一部を改正する条例を専決処分したことから、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件につきましては、人権擁護委員の任期満了に伴う候補者の推薦が必要なため意見を求めるものでございます。

議案第30号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する件につきましては、戸籍システム機器の共同利用を行うため議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第31号 胆振支庁管内公平委員会規約の変更に関する件につきましては、規約の一部

変更について協議があったので、あらかじめ議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更に関する件につきましては、穂別富内辺地、生田辺地にかかわる総合整備計画について提出するものであります。

議案第33号 工事請負契約の締結に関する件につきましては、穂別子どもセンター新築工事の請負契約についてでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分等に関する条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第34号 むかわ町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例案につきましては、農地耕作条件改善事業の定額助成にかかわる事業実施要綱・要領の見直しに伴い、条例制定するものでございます。

議案第35号 むかわ町個人情報保護条例の一部を改正する条例案につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例中の用語の定義等の改正を行うものでございます。

議案第36号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院規則が一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第37号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第38号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）は、事業の必要性から所要額の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明申し上げますので、何とぞ御審議、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 町長行政報告及び提出事件の大要説明が終わりました。

次に、教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

長谷川教育長。

〔長谷川孝雄教育長 登壇〕

○教育長（長谷川孝雄君） おはようございます。

平成29年第2回むかわ町議会定例会に当たりまして、教育委員会からの行政報告を申し上げます。

学校給食についてでございますが、これまで開始日を6月1日として議会の皆様、そして保護者の皆様に御説明をさせていただいておりましたが、5月中に学校給食の調理、配送業

務を委託しておりました事業者から、給食センターの準備不足により開始に必要な実務トレーニング期間を十分に確保できない状況を確認し、諸般の状況を考慮の上、延期することを決定したところであります。

準備不足の内容は、給食施設の備品、調理器具の調達の遅れ、そして給食作業を組み立てるべき献立表や調理指示書の作成、及び調理場への虫や土ぼこりの侵入対応のための時間の確保であります。

備品、調理器具の調達遅れについては、5月になってから受託事業者の実務トレーニングが始まり明らかになったもので、特に備品については受注生産品が多く、納品に二、三週間を要することになりました。献立表や調理指示書については、給食業務システムの導入、そしてデータ入力等新規立ち上げ作業に時間を要したことによるものです。調理場への虫や土ぼこりの侵入については、技術部局と即座に対応を協議し、フィルターのすき間のマスクングや二重化により、5月中に対応を完了させました。

なお、これらの課題は5月から6月中に対応見込みが立ったことから、事業者とも協議して6月30日開始と決定させていただきました。

学校給食の実施は、むかわ町にとりまして長年の課題でもあり、保護者の皆様の大きな期待に応える重要案件でございましたが、開始日が延期となったことについて、教育行政の責任者として深くおわびを申し上げます。

今後におきましては、組織体制を整え、6月30日の給食開始に向け、目指すところの安全・安心でおいしい給食が提供できるよう、私はもちろん、教育委員会職員が一丸となり、むかわ町、受託事業者、学校、児童生徒、そして保護者の皆様とより一層の連携を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上、学校給食の開始日が延期となった状況と今後の対応についての報告とさせていただきます。

○議長（三倉英規君） 教育長行政報告が終わりました。

これで、町長行政報告及び提出事件の主要説明並びに教育長の行政報告を終わります。

---

### ◎一般質問

○議長（三倉英規君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

---

◇ 山 崎 満 敬 議 員

○議長（三倉英規君） まず初めに、1番、山崎満敬議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） 通告に基づきまして質問をいたしたいと思います。

まず、学校給食についてであります。

学校給食の開始が6月1日から6月30日に遅れましたが、委員会または全員協議会でもある程度の説明があり、今の行政報告の中でも説明がありました。

しかしながら、議会ということで改めてお伺いしますが、最大の学校給食が延期になった原因と対応について、改めて伺いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 開始時期が遅れた原因につきましては、学校給食の導入に対する準備不足があり、調理、配送業務の受託者が行う実務トレーニング期間を十分に確保することができなかつたため、安全・安心な給食提供に万全を期することができないと判断したものと総括をしております。

具体的には、実務トレーニングに入る段階で備品、調理器具等の不足が明らかになったこと、また、実務トレーニングを行うために必要となる献立表、調理作業指示書等が給食業務システムの導入段階で環境整備とデータ入力に思った以上に時間を要し、結果として遅れが生じたこと。そして、さらに給食センター調理場に虫や土ぼこりの侵入があり、5月中に対応はできましたが対応確認に時間を要したことなど、3つの要因が開始予定直前の5月に集中して明らかとなり、開始延期の決断をさせていただきました。

それぞれの対応内容につきましては、1つ目の備品、調理器具の不足につきましては、昨年10月の受託事業者のプロポーザル選考決定以来、事業者と順次打ち合わせを行い準備を進めてきたところでしたが、準備期間の前半は要員確保に向けた打ち合わせが中心となっており、後半に入りまして何とか要員確保を得て、4月中は社員教育に時間が費やされ、開設に向けた現場での確認等が実質的には4月後半になっていたこと。そして、現場トレーニングを得て備品、調理用消耗品の不足が明らかになってきたのが5月に入ってからとなってしまいました。不足品等につきましては、学校栄養教諭の確認を得て対応することとしましたが、備品につきましては、受注生産品も多かったため納品に時間を要するものもあり、5月末から6月上旬にかけて順次そろえてきたところであります。

2つ目の給食システムの導入ですが、学校栄養教諭の配置が4月に行われましたが、給食

システムの選定協議を経て、4月中旬に北海道学校給食会のシステムを導入させていただきました。その後、地域の食材の活用などの対応をとるため、基礎データの入力作業を行ってきましたが、新規立ち上げシステムのため時間を要し、結果として、全ての出発点となる6月分献立表のでき上がりが5月中旬となりました。

3つ目の調理場の問題ですが、穂別給食センターにおいて、5月12日に虫の侵入、鶴川給食センターにおいては18日に土ぼこりの侵入が報告され、それぞれ技術部門を通じて設計・施工業者に対応を依頼し、状況確認後、5月28日までに現場対応を行って解決を図っております。

以上が主な延期となった原因と対応内容となっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） ただいまの説明、委員会等でお聞きしたより大変詳しく説明していただきましたので、延期の判断については賢明な判断でなかろうかと思っております。

ですがしかしながら、当初は、もともと8月の夏休み明けの開始というふうに進んでいたのが、6月開始できるということになりました。これも委員会である程度説明を受けましたが、このことについても、今思えば、もともとこれが前倒しし過ぎて、ちょっと今回の勇み足というか、原因が出たのを解決する時間がなかったということにもつながっているのではないかと思います。

そこで、改めてこの6月1日に早めたということについてを再度伺いたいのと、さらには、6月30日の開始に向けて現在準備を進めているかと思っております。先ほどの説明でもありましたように、安心・安全な食を提供するために、また、おいしい食を提供するために、今度は失敗が許されません。本当に自信を持って開始をできるのか、改めてお伺いします。

○議長（三倉英規君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 当初のスケジュール会議ではどうだったのかという議員の指摘でございますが、4月1日までにスタッフの確保をして、6月中は基礎教育、訓練期間、5月の1カ月間で実務トレーニングを得て、6月1日から実施は可能だということの判断の上で、6月1日という形に進めてきたところであります。しかしながら、全体として日程等も含めまして遅れたことによる今回の延期という形になりました。

現在、全てのスケジュールについて会議をし、週1回の定期会議等も進めております。そ

ういった部分で、実務作業上も、そしてトレーニングも今進めている最中であります。そう  
いったことで、6月30日の給食提供開始日については問題がないものと判断しております。

以上です。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） やはりもともとの予定が甘かったということがあろうかと思いますが、  
ここで少し細かなことを確認させていただきますが、安心・安全のための細かなことですが、  
給食の配送時間ですが、鶴川小学校と穂別小学校には給食センターが併設しているわけですが、  
宮戸小学校と鶴川中学校、穂別中学校には給食を配送しなければなりません、御存じ  
のこととは思いますが、学校給食においては、責任者を定めて、これは学校の校長になるか  
と思いましたが、児童生徒の摂食開始時間の30分前までに検食を行うとされています。また、  
検査用保存食として、大量調理施設衛生管理マニュアルによれば、原材料及び調理済み食品  
を食品ごとに50gずつ清潔な容器に入れ、摂氏マイナス20度以下の状態で2週間以上保管す  
ることとされています。さらには、原材料は購入した状態のまま、特に洗浄、殺菌を行わず  
保存することとされています。

配送時間と責任者による検食ということと検査用保存食について、どのように行われるの  
か確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 今の御質問についてお答えをさせていただきたいと思えます。

今、議員がおっしゃったとおり、30分前までに実際に給食をする施設、学校まで食事を届  
けまして、主に校長先生になりますけれども、校長先生がいらっしゃらない場合もあります  
から、そういった場合も含めて検食を必ず実施することになっております。その時点で異変  
がないとかそういったものを確認して、その後、30分後に児童生徒さんが食事をするとい  
うような流れになっておりまして、それに基づきまして、それぞれ鶴川給食センターと穂別  
給食センターからの配送ルート時間を設定して、それぞれ対応するようになっております。

○議長（三倉英規君） どうぞ。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） あともう一つ、保存食の部分です。保存食の部分については、  
各給食センターのほうでそれぞれ毎日つくったものの検体といいますか、そういったものを  
冷蔵庫で保存するような形になってございます。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） 今お聞きしたことは学校給食の危機管理ということの一部と思いますが、アレルギー食など細かなことがたくさんありますけれども、学校給食を開始してから、実際に調理委託している業者や給食責任者との間で、先ほどは週1回会議を持っているということですが、実際に調理が始まってからは、安心・安全な給食の提供のために、業者も含めた中で毎日のように話し合いが必要かと思いますが、行政側としても今後任せるだけでなく、危機管理体制をどのようにとり、担当する人員も含め学校給食を進めていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 学校給食を進めるに当たりまして、いろんなマニュアルを定めてございます。異物混入マニュアルですとか、アレルギー対応マニュアルですとか、そういった部分で学校現場と、それから教育委員会と連携をしながら、もちろん調理業者もそうですけれども、連携をしながらそれぞれの対応について、リスク管理といいますか、危機管理をしていくというような方向で進めてございます。

かなりの中心的部分が、調理業者に関してはそれなりのノウハウを持っている業者さんで、その辺については十分社員教育も行っております。あと教育委員会と学校栄養教諭の関係でその辺の連絡調整というか、そういったものを万全にとるような形ということで、今は導入に向けて週1回程度の打ち合わせをしながら進めてございます。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） 学校給食が始まってからは、いろんなこと、ミスが1年間はず許されない。いろんな話題にのらないという、順調に進むことを望むんですが、そのためにも、できれば鶴川地区、穂別地区も業者の人間が一人張りつくぐらいの気持ちで危機管理に当たっていただきたいと思います。

それで、行政として気の緩みが先ほど言ったようにあったわけではないと思いますが、結果的に学校給食の開始が二転三転は少なからずはしたと思われまます。そこで、町長と教育長に考えをお伺いしたいと思います。決して責任がないとは申しませんが、そういうことを踏まえての二人のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 議場の温度が上がっておりますので、上着の着用は自由といたします。  
竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今回の延期の件についての責任の所在というのでしょうか、そういうことをお聞きなのかなと思います。

今回につきましては、教育給食開始への準備不足といった要から、延期の措置は事故の未然防止というふうを受けとめていただきたいかと思います。

そのことから、今回の事案というのを通しながら、あくまで責任所在の明確化、この目的というのは、行政として果たすべき役割として原因究明、さらには再発防止、ここを徹底を図ることと捉えているところでもございます。

そのためにも、今回の課題対応、体制強化というこれからに向けての強化というのを図りながら、先ほどから、あるいは行政報告でも触れておりますように、子どもたちが待ち望んでいる安全・安心の給食の実施というのを最優先ということを捉えながら、一日も早い開始に、そして円滑に学校給食を提供していくことが、私の果たさなければならない役割、責任と捉えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） むかわ町の教育委員会の教育長といたしましても、今回の遅延に関しましては、打ち合わせのあり方、タイムスケジュールの管理、機材・器具等の確認など、もっと綿密に連携調整していればと私自身深く反省するところであります。

これからにつきましては、先ほど申し上げたとおり、毎週1回の関係者会議の開催、組織体制の見直し、事務分掌の調整を図りながら保護者への適宜適切な給食情報を提供しながら、6月30日の提供開始に向けまして万全に体制を整えることが私の責任だと考えておりますので、御理解のほうをよろしくお願いします。

以上です。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） 子どもたちの喜ぶ顔、私も給食を勧めてきた立場として、笑顔でおいしかったという顔をぜひ見たいので、30日の開始にはぜひ気張っていただきたい。安心・安全を含めた中で開始していただきたいと思います。

次に、役場職員の人員についてということですが、4点ほど御質問させていただきます。

現在の職員の人数が適正と思うか伺います。

2つ目には、新規採用が思うように進まないが、対策はどのようにとられているのか伺います。

3つ目として、現在の休職状況と、その休職している方の理由についてお伺いします。

4つ目は、これは何度か御質問させていただきましたが、グループ制の見直しについての考えはないかお伺いいたします。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 役場職員の人員についてお答えをいたします。

定員管理の一般的な指標として類似団体別職員数による比較がございますが、これを元にした中期財政フレームにおけます定員適正化計画におきましては、平成32年度の普通会計職員を120人程度とし、退職者に対する計画的な補充を進めてきたところでございます。

しかしながら、災害時等不測の事態に必要となる職員や新たなサービスや課題に対する職員確保の必要性から、事務事業量に配慮いたしまして採用してまいりました結果、本年度におけます普通会計職員は135名となっております。

定数として捉えた場合においては、目標値にはまだ開きがございますが、このうち6名が休職あるいは出産育児にかかわる長期休暇中であることから、代替職員が確保できない部署においては事実上不足している状況がございます。

新規採用につきましては、技術職、資格職の応募数は、他の自治体同様、少ない状況でありますけれども、一般職につきましてはある程度の応募数があり、幸いにして、本町では当初採用は年度末の急な退職者補充を除いては比較的計画数を確保しているところでございますけれども、採用後に定着が図られていないことが顕在化しており、これは全道的な傾向と考えておりますけれども、都市部、国、道の機関への上昇志向が小規模自治体の問題となっているところであります。

若年層の中途退職対応といたしましては、この先も長く働きたいと思えるような、また、やりがいのある魅力ある職場づくりと職場研修などが喫緊の課題と捉えており、引き続き研究してまいりたいと考えているところでございます。

現在の休職状況と理由につきましては、心身の故障により3名の職員が分限休職となっており、理由につきましては、3名いずれも病気休職によるものでございまして、長期療養が必要と診断されているものであります。

グループ制の見直しということでございますけれども、機動的かつ弾力的な配置を可能にするシステムとして取り組んでいるところでございまして、効果的、効率的な組織づくりを進めていく上で、グループ制は有効な行政システムであると考えている次第であります。

本町で進めておりますグループ制は、担当事務を1人に任せっきりにするというスタッフ

制とならないよう、業務を複数分担し、主査、グループ長へ稟議、つまり起案者が複数の承認を得るといったような係制の利点を取り入れたものでございまして、さきに述べた働きがいのある職場づくりを目指し、今後とも適切な職員数確保とあわせ、研究を進めて取り組んでまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） まず職員数なんですけれども、先ほど120人と。多分、平成25年の新行政改革大綱での32年までの間で120人という形で打ち出したのかと思うんですが、御存じのとおり、合併してむかわ町は711.36平方キロメートルですか、広大な面積があるので、今の135人でも、休職者が出ている中で足りない。だから120人にする必要はないのではないかなと思うんですよね。同じ規模の類似団体と言っても、コンパクトにまとまっている町と、うちの町のようにすごい広範囲な町では一概に同じとされないとは思いますが。

そんな中で、今120人という数字の中で、135人中6人が休職しているということで、まだ足りないということもお聞きしました。それで、今後、本当にその120人に持っていくものなのか。人口が減ったからといって職員をどんどん減らしてもいいというものでもないで、その辺、大きな流れの中で、その120人を持っていくのか、それとも、今のいろんな行政の作業の中で支障がない人数を確保していくのか、方向性をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今議員がおっしゃったように、新行政改革大綱、そして中期財政フレーム、そういった中で目指すところを120人というようなところで定めたところでありまして。

先ほど申しあげましたように、現在135人ということですから、単純にスライドしていくのでは、ちょっと今多いという状況でございますけれども、この間、いろいろな行政需要とございますか、新たな課題等も出てきております。給食もありますけれども、例えば恐竜ですとか、いろいろな課題も増えているという、そういう中では単純に120人というふうになるかどうかというのは難しいものがあるかと思っています。

ただ、実際の人口減少ですとか、そういったことは確実に今後進んでいくわけでございまして、また、そういった社会状況を考えていくと、財政規模というのは当然縮小せざるを得ないという中では、経常経費の削減という中では、特に人件費を削減していかなければならないというところは避けて通れないところだと思っております。ただ、持続可能な今言った新たな行政対応というのも出てくるわけでございますので、目標は目標として、現実的な

状況も捉えながら今後進めていきたいというふうに考えているところでございます。

今、何人という目標値はございませんが、行政が持続できる必要最低限のところは今後とも確保をしていきたいというふうに考えておりますし、継続的な採用をしながら、職員に偏りが出ないようなところも検討していく必要があるだろうというふうに考えているところであります。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） わかりました。

職員の新規採用ですけれども、採用試験で優秀な人材を確保したいということはわかるんですが、現在の状況を考えると、臨時職員を採用して、その臨時職員の中で有望な人材がいれば、仮に準職員として延長採用して、給料的にも正職員と臨時職員との中間ぐらいの給料体系にして、また1年様子を見て、そして適性を判断した中で有能であれば正職員とするというような方法もとることができないのかということをお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 職員の採用につきましては、今現在、公募をいたしまして、胆振町村会の共同によります採用試験をもちまして、二次面接試験等も踏まえまして採用を決めているところでございます。したがって、システムといいますか、個別に採用するというような状況はとってございません。あくまでも公募によりまして採用が基本でございます。

したがって、臨時職員等あるいは嘱託職員で勤務していただいている職員の方々につきましても、そういう採用試験を受けていただきまして正規の採用をしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） なるほど。どうしても全体で試験をして採用したいということには変わらないということですが、ちなみに新規採用者、ここ二、三年の中で、5年以内にやめられた方が何人いるか、もしわかればお聞かせ願いたいんですが。

○議長（三倉英規君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

ここ5年以内で採用のうち、これまでの間で退職となった者につきましては、今手持ちの資料で一応4名というふうに把握してございます。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） 個々にいろんな理由があって退職されるかと思いますが、昔であれば余り考えられないことですよね。そこで先ほど言ったようなことで、臨時職員として採用して二、三年、また、適性がある、有能であるという人であれば採用してもすぐやめないんじゃないかということで、ちょっと提案させていただきました。

次に、グループ制の見直しですが、以前にも、先ほど申しましたとおり2回ほど同じ質問をしましたが、やはりグループ全体で多くのことを担当して、そして今の係制にしているということなんですが、以前の形に私は戻したほうが、個々の責任感が増して、これから推し進める恐竜ワールド構想、スピード感を持って推し進めるためにも、一定程度の権限を与えて推し進めることが、昔の形にして推し進めることがベストでないかと考えますが、改めてもう一度お伺いします。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 昔のというのは係制があって、その上に課があってということだと思うんですが、当時といいますか、過去においては職員数も相当数あったということもございいますし、行政課題といいますか業務の内容につきましても、今ほど多岐にわたっていないということがあったかと思います。そういった中では、当時はその係の中で、係員数名で1つの仕事といいますか、そういったところで責任を持ってやっていくというのが主流であったかと思います。

一方、今は、相当数新たな行政課題も増えていく中で、どうしても人数というのがある程度限られてきていると。そういう中での係制になりますと、本当にスタッフといいますか、1名、2名という中で責任を持った仕事をしなければならないという実態がございいます。そうなりますと、業務的にはどうしても硬直しまして、その職員がいないとそこが誰もわからない、なかなかチェックができないと、なかなか相談ができないといったような弊害もあらうかと思っています。

そういう意味では、そういった係のような業務を複数集めて、中規模のグループという中で一定人数を確保し、複数の業務を担当していただくという中で、責任分担といいますか、そういったこともしながら、一定の職員がいなくても業務がある程度進むというような

ことも必要だろうというふうに思っています。そういった中で、1人に偏らないように、先ほど申しましたように、グループの中でもその中のリーダーといいますか、主査職を通してグループ長に上げていくというような体制もとりながら、係制度の利点も含めながら進めているところでございますので、現行、このグループ制で進めていくのが活動しやすいといえますか、業務としてしやすい状況にあるのかなというふうに思っています。

また、加えて、グループ制と大課制ということで実施しているわけではありますが、課内におきましては、業務量の変動によりまして、課内でのグループ間の職員の異動というのも課長権限でできるようになってございますので、なかなか難しいところはあるかもしれませんが、そういった柔軟な対応もできるような体制となっておりますので、中身はいろいろ工夫しながらですけれども、続けてまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

○1番（山崎満敬君） これ3回目だったのですが、先ほど言ったように2回質問しました。

なかなかグループ制のよさは、今る説明を受けてわからないではないんですが、やっぱり専門的な人が最近いなくなったなという、その弱点が結構要所所で垣間見られる部分もあります。ぜひひとつ今後に向けて、グループ制と以前の形の中間的なことも考えながら町民サービスに当たっていただきたいと思います。終わります。

---

#### ◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（三倉英規君） 次に、4番、大松紀美子議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 一般質問をさせていただきます。

1番議員からも質問がありましたが、学校給食の延期について、延期に至った原因、開始の見通し、開始後の体制について伺います。

○議長（三倉英規君） 教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） それでは、第1点目の延期に至った原因についてでございますが、先ほどの1番議員の答弁と重複いたしますので、割愛させていただきます。

第2点目の開始の見通しについてでございますが、延期要因としていた事項の対応のめどがつきまして、調理と配送業務を担う受託事業者の実務トレーニング期間を確保できる見通しが整いましたので、6月3日に事業者と協議し、6月30日に開始と決定したところでござい

ます。なお、6月26日には最終テストランとして、事業者による全ての給食配食作業と児童生徒の給食の試食を実施し、万全を期したいと考えております。

3点目の開始後の体制につきましては、既に今回の延期に至った経験を生かし、学校教育グループ、教育振興室、そして教育委員会全体が一丸となって進められるよう、事務の分担を見直し進めているところであります。開始後につきましても、これまでの経過と今後のさまざまな対応を考え、体制の充実について必要と考え、現在理事者と協議を行っておりますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） すみません、6月26日にテストランとおっしゃいましたか。そうですか、最初ね。

それで、1番議員の御答弁の中でいろいろお聞きしていますので、それ以外のところでちょっとお伺いしたいと思っています。

1つ目には、補正予算でも備品の補正予算700万ちょっとが出ているんですけども、この備品不足がわかった時点で、これ備品、5月に入ってからすぐわかっていますよね。この備品不足がわかった時点で、6月1日実施は間に合わないということが、見通すことが私はできたのではないかと考えるのですね。

当然、調理備品の納入までは3週間かかると言われたということですよ。ですから、このことが見通せることができたのではないかとということと、その判断が、5月の20、数日後に判断をしているんですけども、その判断の時期を誤ることになった原因が、私はその組織内の連携がうまくいっていなかったことにあるのではないかと。このことがきちんと検証されて改善されていかなければ、例えば始まった、始まりますよね。その始まってからもういうことがまた私は起こるんじゃないかということが、どうしても心配なんです。

教育長の答弁の中に、今、体制も含めて執行部側と協議をしているということなんですけれども、私は、本当に大切な大切な学校給食の開始という点では、今恐竜ワールド構想事業の中でも、本当に体制をきちんと整えていますよね、町民の方々とも連携しながら。やっぱりこの給食ということも、特に必要だったのではないかと。まして、この前も出てきましたけれども、調理は委託すると、献立は栄養教諭だと、食材発注は町だと。この三者がうまく連携していかなければ、始まってからもいろんなことが起きますよね、本当に初めて

やることだから。

その辺で、協議はしていると言いますけれども、私はこのプロジェクトチームみたいなものをつくってやっていくことが必要ではないかと。そして、学校、教育委員会と業者と連携しておっしゃっていましたが、このセンター長、学校給食センター長というのは誰が務めることになるのか。そして、その方は普通であれば常駐していますよね、ほかのいろんな町村見ても。だから、そういうことをやるようなことを考えていらっしゃるのかについて、まずお聞きしたいんですが。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 今の御質問にお答えをしたいと思います。

備品、それから調理器具等の不足、これが5月の最初からわかっていたのであれば、その時点で延期の決定も含めていろんなことがもっと対応が早くできたのではないかとこの御質問についてでございますけれども、先ほど来から申し上げますとおり、実務トレーニングといいますか、現場でのトレーニングが始まったのが4月の末から5月に入ってからというところで、最初はそれぞれの、例えば揚げ物なら揚げ物、それから炊飯なら炊飯みたいな部分トレーニングの中で進めておまして、その時点時点で足りないものというものが出てきました。それで、最初のうちはそんな数というか、でもなくてというか、それぞれその時点時点で対応できるのかなというような思いもあったんですが、それがだんだん全体のトレーニングに移っていきますと、かなりのものの量になってきましたので、それを準備するという、それから、そのリストがきちんと出てきたというのが5月中旬ということになりますので、現実的にその時点から延期の検討をしたということでございますので、その辺のもっと早くからという御指摘は十分お詫びを申し上げるしかないんですが、そういった状況で遅れたということになるかと思えます。

それから、そういったことも含めまして、現場での起こっていることというのがなかなかこちらのほうでは把握し切れなかったという部分、本当に先ほどもおっしゃっていたような、連携はとれているのというところにつながっていることだと思います。その辺については、5月の中旬以降は毎週のように打ち合わせをするような形で、本当におくればせで申しわけないと思いますが、そういった形で、今は連携がとれてきていると、そういう思いでおります。

それと、センター長は誰がするのかという部分なんですが、鶴川給食センターについては私が、それから穂別給食センターについては教育振興室長が、センター長の位置づけになっ

でございます。その辺、現場で常駐してというようなところまでは現体制の中ではとれない  
というところで今進めてございます。

○議長（三倉英規君） 大松紀美子議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） センター長が齊藤課長と金本室長だと。これは大変じゃないですか。  
できると私は……いや、能力がないとかと言っているのではなくて、教育委員会生涯学習課  
の業務を全くしないというか、本当にしないでセンター長をやるといふのならできると思  
いますよ。だけど、やったことがなくて、今こんなふうにならざるを得なくて、さまざまなこと  
が、やっぱり認識不足、経験不足といつてこんなになっているときに、課長とセンター長を兼務  
するなんてあり得ない、私の範囲の中ではあり得ない。

これも、例えば教育長なり町長なりがこの体制でやれると本当に思っているのかどうか、  
ちょっとこの辺確認させてください。

○議長（三倉英規君） 教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいま課長が答弁したとおりで、現在の段階ではそういう、大  
変町が厳しいような形で進められてきました。その点を今反省して、今理事者と協議してい  
るところでございますので、御理解賜ればと思います。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 独立したセンター長ということでの御指摘でございますけれども、  
給食センターが2カ所ある、そしてまた給食規模等々を考えていきますと、なかなかそこに  
管理職の配置というのは厳しいものがあるかというふうに思っています。そういった中  
では、所管しております教育委員会の管理職がしっかりそこを責任持っていただくとい  
うことで、その給食センター長のサポートといひますか、事務を補助するような、そ  
ういった職員によるサポートをしながらセンター長という責任を担っていただくとい  
うふうを考えてございます。

そういった中では、先ほど人員の強化ということも教育長述べましたが、スタートに向  
けて、そういった強化も図りながらセンター業務に努めていくようにしてもらおうとい  
うふうで考えているところであります。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 私はそういう考えが、今回のような結果を生むということ  
を申し上げ

げているんですね。認識が甘い。

だって、いや、さっきもグループ制の問題が出ていましたけれども、一つのことをいろんな人が共通認識を持って取り組むというのはすごくいいことだし、いいと思うんですよ。でも、その分責任が分散されると思いませんか。やっぱりこれは自分の仕事だから、これはどんなことがあっても責任持ってやらなければならないと思うのと、みんなでやっているから、みんなで分担しているからという、ここの違いって、私は絶対にあると。だから、ましてや初めてやることで大変だ大変だと言っていてこんな結果になっているんだから、本当に軌道に乗るまでは兼務だなんて言わないで、管理職を派遣して、そして、それこそグループでやっているんでしたらそこを補う。センター長をサポートするんじゃなくて、センター長はちゃんと決めて、例えばそういう生涯学習課とか振興室の業務をそれ以外の人たちが補うというふうに、反対にしないと大変じゃないかと。

そんなことを言っていてこんな、例えば、また同じようなことだとは思わないけれども、何かがあったときにどうするんですか。私はだから、センター長だと言われる課長や室長だって、物すごいプレッシャーがかかっているんじゃないかと私は思うんですよ。やっぱり、もう本当に、こんな延期ということはもうないとおっしゃっていますが、ないんでしょうけれども、もっとほかのことで何か起きたときにどうするんですか。だから、今は思い切ってその仕事に専念できるような方策を考えて示してあげないと。職員だって大変じゃないですか。

この間、私たち、委員会、協議会、全員協議会、そしてこの一般質問ですよ。どんなつらい思いで御答弁されているかと私は思いますよ。だから、たくさん能力があって、できますと言っていらっしゃるのかもしれないけれども、私は、これはきちんとそういうセンター長にまず、半年でも1年でも専念してもらおうと。そのほかの業務を今そのグループ制でやっているところで補おうというふうにやったほうが進むんじゃないですか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今後の学校給食、一大事業でございます。私も4月の段階までは順調ということで、皆さんと一緒に受けとめをしております。各種総会においても6月1日に向けて皆さんよろしくお願ひしますということで、食育の推進もあわせてそういった経過があって、このたびの経過ということでございます。

そこで、先ほどと重なるかもしれませんが、当局としての押さえでございますが、今回は明らかに学校給食開始に向けての組織としての、教育委員会も含めてですけれども、

組織としての向き合い方というんでしょうか、執行状況の点検、確認、それと組織内の連携、例えば学校教育、建築部門、財政部門といった組織内の連携のあり方、さらには請負受託業者との連携といった、明らかに限られた人数の中においてでございますけれども、精いっぱい6月1日開始に向けての準備運動は進めてきたところでございますが、明らかに、先ほど言ったそれらの不足というんでしょうか、連携不足、点検不足といったことが要因とされているのかなと思っております、組織として。

先ほど大松議員からグループ制のことも問われておりましたけれども、グループ制の適否というよりも、グループ制の機能がまだ発揮されていないのではないかなと私自身思っているところでございます。センター長のサポート、あるいは独立したセンター長という御意見、これは賜っておきます。賜っておきます。

そこで、今後の対応について現在、この間、教育委員会からも協議があります。26日でいいのかな。来週開始前から、開始後ではなくて開始前段においても、教育委員会体制の職員補充等々について、来週早々に、これは一歩ずつでございますけれども、対応に努めていければと思っているところでございます。それと、先ほど申しあげました職場内の点検だとか、事務執行を行うに当たっての点検だとか確認といったところを、もう少し組織力を強めていこうということで、今後におきまして、私が主催するマネジメント会議というのを新たに設置しながら、今後の徹底を図っていきたいと考えているところでございます。あわせて、学校給食に関係しては、それぞれ逐次、これまで以上に連絡調整会議の徹底を図りながら共通認識に立って、個々人の能力もあわせて発揮できるような体制づくり、組織としての強化づくりに努めていきたいと思いますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） ぜひ体制を整えてやっていただきたいと思います。

それから、6月26日に最終テスト、私は子どもたちが試食できるのかなと思って、つくりますから当然そうだろうとは思っていたんですけども、試食するというので。

それで、鶴川500食、穂別300食でしたか、最大つくれるのは。それで、実際に教職員と子どもたちが食べる分はそんな800食も要らないですね。

保護者のほうからの声は、保護者になぜ試食させないのだと。保護者は試食で、普通どこの、例えばお店を開店するでも何でも、まず皆さんに試食してもらいますね。なぜそういうことをむかわはしないのだと。経験ないからわからないのかという話が出ているんですけれ

ども。当然、この最大限500食と300食で800食なんですから十分に、子どもたち以外にも希望があれば試食できる食数ではないかと思うんですけれども、この辺はどんな考えなんですか。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 試食会への考え方ということでお答えをしたいと思います。

6月26日のテストランについては、食材の納入から全ての作業、調理、配食、配送、全部済ませて、子どもの皆さんにもぜひ食べていただくということで、学校現場での一連の作業を全て行うということで食べていただく試食会となっております。

それ以外の保護者への試食会についても、当初は6月までというスケジュールを持っていたんですが、現実にはちょっと対応できなかったという部分、それから、先ほど鶴川500食、穂別300食、計800食という中で、実際に今給食をつくるのは650食ぐらいですから、その部分の差はあるんですが、それぞれ、各学校でやるとすると、そのカートに入る量だとか、1つの学校に1台のカートだったり2台のカートだったりするんですが、それに入る量の問題ですとか、いろんな問題があって一遍にちょっとやれないような状況ですから、今後、各学校ごとにやるとか、例えばセンター校が休みのときであれば食器に余裕があるので、ほかの学校でやりやすくだとか、そういう各学校の休みの状況だとかを踏まえながら日程調整をしていこうと考えてございます。保護者への試食が遅れたことについても、お詫び申し上げたいと思います。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） ともかく最終テストランは6月26日なんでしょうけれども、それまでの間もやっていますよね、きっと。それもあれですか、500食、300食ではやっていないんですか。要するに、最大できる、最大なんだから最大を想定してやらないと訓練にならないでしょう。それで、どうやって、何百食ずつでやっているのか。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 現在のトレーニングの内容でございますけれども、100食ずつ本来の想定しているメニュー、献立に基づきまして、それを今、先週から今週にかけて6回実施をしております、大体100食程度つくれば、その量的な把握ができる。全部が全部つくらなくても作業の中での確認ができるということです、100食による実務トレーニングを今現在行っております。

26日については、本来の650食程度の全ての量でのテストランという形になってございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） それで、保護者への試食会もやったほうがいいだろうというふうに思っていたと。でも、そういう予定が組めないでいると。いずれとおっしゃったんですけれども、開始前にできそうなんですか。6月30日前に保護者への試食会もできそうかどうかということですか。やるやらないの考え。私はやってほしいんですけれども、やるやらないの考えはどうですか。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 現実的な対応といたしまして、6月30日までに保護者の試食会というのは、ちょっと今のスケジュールの中では無理です。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） わかりました。やっていただきたいとは思いますが、まずは子どもたちへ無事に始めるということが優先されるでしょうから、でも、ぜひ早目にそのことは計画していただきたいというふうに思います。

それから、アレルギー食というのも予定どおり開始できるのか。それと、この前も出ていましたけれども、アレルギーの対応がきちんとされていないんじゃないかという意見もありましたけれども、その辺について解決したのかどうかということと、それからこれは、例えば災害があつて給食がつかれないというようなときありますよね。そういったときに、ほかの北海道内でもそういうような報道なんかもありましたけれども、そういうときの対応というのはどのようにするというふうにお考えですか。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） まず、1点目のアレルギー対応でございます。

学校給食の開始に向けまして、保護者へのアンケートをまず行ってございます。その中で、鶴川地区ではアレルギー対応の相談希望者が15名おりました。それから、穂別地区では12名の相談希望がございましたが、中身を詰めていきますと、例えば生卵だとか生もののアレルギーというのがあるケースが多くて、そういった部分については、実際給食の献立としては採用されませんので、実際対応が必要だという方は実はそんなに多くなくて、それで、鶴川

地区では1人が多品目にわたるので、これまでどおりのお弁当対応という方が1名おります。あと穂別地区でも1人が一部お弁当、その日のメニューを見ながらという形でなっていると、あと除去食などの部分について、今、最終的な詰めをしているところでございますけれども、除去食というのは食べられないもの、アレルギーになるものだけを除いた食事という形になりますけれども、いずれにしましても、まだ1回の面談しか終わってございません。最終的な献立表に基づきまして学校栄養教諭、それから養護教諭、それから教育委員会と面談を重ねまして、今後の対応についても、そのアレルギーもいろいろ変わってきたりとかいろいろなことがございます。そういった部分も含めまして、注意を促しながら対応していくということで進めているところでございます。

あと、災害等の対応でございますけれども、実際にどんなケースが想定されるか、いろいろなことがあるかと思えます。給食センター自体がもう動かない、稼働しないようなケースなのかどうなのかということもございます。その辺の非常食の対応についても、例えば災害時の非常食として備蓄しているのを町のほうで持っている部分がございます。それ以外にも給食として必要な部分ということもありますが、その辺の調整をしながら開始に向けて進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） アレルギーのところで、鷗川は1人の方がお弁当で、穂別は1人の方が一部お弁当で、じゃ、そのほかには穂別のほうではいらっしゃらないというふうに捉えていいんですか。対応する、まずちょっと。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 何らかのアレルギーを持っていらっしゃるんですけども、献立表に基づく学校給食の中での対応というのは、それぞれのお子さん、例えば中学生ぐらいになると、もう何が食べられないと自分で判断できるというのもございます。そういった、潜在者としては先ほどの15名、12名がいますけれども、対応する方は、鷗川1人と穂別が今2名、1人が一部弁当と、もう1人がちょっと今、除去食になるかどうか対応を詰めているところですので、その方が1名おります。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） 最終の詰めが終わらないと、結局、除去食をつくることになるかど

うかというのがまだはっきりしていないということですね。それで、その除去食をするとなったときには、きちんと対応できるという判断でいいんですか。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） たまたまこのお子さんは貝類がダメだということなので、余り献立の中に使われることがない方だったので、そういう対応で今はいいかなと思っております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） わかりました。ぜひ、無事30日開始されて、安心・安全なおいしい給食が子どもたちに提供できることを願っております。

次の質問に移ります。

観光行政について伺います。

むかわ町まちづくり計画に示されている「元気みなぎる産業・経済」の主要な取り組みの中で、「個性的な観光振興と交流人口の推進」があります。むかわ町観光協会への支援の施策が打ち出されています。

むかわ観光協会は、町の観光行政の担い手として、平成28年度では、町の委託事業であるつつじとアスパラ春まつり、流送まつり、食べまくりチケット販売などのほかに、協会独自の事業を含め48事業、162日間の事業展開を行い、観光振興の専門家集団としての活動を行っています。この48事業160日間というのは、準備や後片づけを含めると、年中に近い活動を行っていると考えられます。

町の発展を支える地域資源を町内外に発信し、町が課題としている観光地としての認知度は低く、町が持つ魅力的な人的地域資源を生かし切れていない。これはまちづくり計画にあります。されていない状況の改善の一翼を観光協会は担っていると考えています。地域資源を活用した滞在型体験観光メニューも取り組み、産業・観光を推進し、交流人口拡大を図る事業展開なども行っています。

町は、今年度補助金約1,500万円を計上していますが、協会の今年度収支予算は職員の賃金をカットするという形で立てられています。協会の財政状況についてどのようにお考えになるのか、見解を伺います。

○議長（三倉英規君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） それでは、観光協会の財政状況に係る町の対応についてお

答えいたします。

一般社団法人むかわ町観光協会は、平成27年度に法人化しましたが、現在、町では職員の人件費及び事務所費用及び事業費の一部などを補助しております。

観光協会の平成29年度における補助金申請は、本年4月1日付で申請されており、申請額は1,556万6,000円とされ、申請内容についても人件費、事務所費用、その他町のPR事業等に係る経費を対象として、町としても適正な内容であると判断し、4月14日付で交付決定を行い、上期分として交付決定額の約半額分の807万6,000円を4月21日に概算交付しております。

お尋ねの人件費の件につきましては、5月18日に開催されました観光協会の総会において、今後町に対し補助金の変更申請を予定しているとの考えが示されております。これらを踏まえ、今後の協会運営に当たっての考えを改めて伺いながら、町として対応したいと考えております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 今、御答弁された内容については私もわかっております。ただ、今回の人件費を削らなければ予算を立てられなかったという背景があると思うんです。その点については、どのようなお考えを持っていますか。

○議長（三倉英規君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） それでは、ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

今回人件費削減というような予算編成に至りました原因としては、観光協会総会の中でも説明がありましたが、ししゃもあれとびあという、11月に開催されておりますししゃもをメインとしたイベントにおける赤字決算、そしてネットショップの売り上げが落ち込んだためということになっております。

以上です。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） ネットショップ、ふるさと納税も含めて、これは前回の議会の中でも質問があったかと思いますが、このふるさと納税が多いか少ないかは、直接観光協会の財政に実は響いてくるという仕組みになっていますよね。

確かに今年のあれとびあはすごい悪天候で、高速道路もとまっていて、来るはずのお客さ

んも来られなかった。これはもう外でやるお祭りの場合はこういうことがあるというのは、もう当然そういうものを考えの中に入れておかなければならないということですよ。

そういうことが一つあることと、それからふるさと納税が、これは町のインターネット上でちゃんと出てくるんですけれども、平成20年から始まっていて、一番多いのが26年の7,480件、1億1,581万7,101円、これからずっと下がり続けているんですね、実は。27年は5,331件で7,822万5,000円。28年度では1,907件で3,006万円。29年度、4月分を見れば、これも出ているんですが、185件で119万円。これ、単純に掛ける12でいくと1,428万円ぐらいにしかならないと。

こう下がり続けているということは当然、町の産業である返礼品いっぱいありますよね、これも全部ネットに出ていますけれども。そういうものは第1次産業、それからそれ以外も担っているわけですが、その売り上げにも響いていくと。こういうことの落ち込みが、このことは多分観光協会の総会の中でも出ていたと思うんですけれども、そういうものの落ち込み、ふるさと納税の落ち込みが直接響いていくと。

それで、このふるさと納税のホームページを見ましたら、返礼品がいろいろ出ているんですね。もうここで言うてもしょうがないので言いませんけれども、この開発をするために観光協会の方々がすごい苦勞をして、たくさんの、1万円、3万円、10万円の返礼品はこうこうこういうものがありますということでやっているんです。それで、ふるさと納税の中にも4つの事業を挙げて、自然環境だとか高齢社会・健康、都市と地方交流、恐竜ワールド推進、こういったふるさと事業に活用させていただきますと。これは町のサイトから入ったんですね、町のネットから入ってこのことが、ふるさと納税が出てくるんですけれども、1万円以上の寄附でむかわ町の特産品をプレゼント、むかわ町観光協会メンバーよりすぐりの自慢の一品ですということで出てくるんです。

ですから、町は適正に申請に基づいて補助を出していると、これは十分わかっています。何に幾ら出して何に幾ら出してということもわかっています。ただ、観光協会が好き好んでこのような予算を立てたわけではなくて、先ほど私、前段で申し上げましたけれども、町の観光行政の担い手ですよ。直接、例えば町や市で観光課ということで、本当にその観光行政だけやっているところもありますけれども、むかわ町のように、商工観光グループ、そういうグループとしていろんなものにかかわっている。そういった場合に、例えばこのふるさと納税のこと一つ取ってみても、商品開発一つ取ってみて、これは総務企画課のほうになると思うんですけれども、やはり観光協会としてやっていただいている部分は、もう本当に物

すぐくあると。

この前の一般質問の中でも、返礼品の内容は観光協会で行ってくれていますと。じゃ、特産品の開発はどうしていますか、そこは手が回っていないとおっしゃっていますよね。観光協会が担ってやっていますと、特産品の返礼、その他できるものは委託する方向で考えますと、前回の質問の中でおっしゃっているんです。だから私は、町としては適正に予算を出していますということは、もう十分わかって質問をさせていただいているんです。

その上で、やはりこの職員賃金をカットして予算を立てなければならなかったというところに、やっぱりきちんと協議をされるという、対応したいということをお話しされていましたけれども、もうちょっと具体的に町としての考え方があればお伺いしたいと思うんですけれども。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） ふるさと納税の件につきまして話題が触れましたので、私のほうから、ふるさと納税の内容につきましては少しお答えをさせていただきたいと思います。

確かに平成26年度以降、27年、28年とふるさと納税の減収と申しますか、収入が下がってきたことは事実でございます。町議会のほうでも、るる皆様からふるさと納税の減少内容につきましては御意見等もいただきまして、平成28年度におきましては、一定新商品の開発等につきましても努力したいということをお申し上げ、実際に28年度では3品目の新しい商品を開発いたしまして、4月から、これも前の定例会等でもお話ししておりますふるさとチョイスという大手サイトを利用いたしまして、現在4月から運営を拡大と申しますか、PR等も拡大して実施しているところでございます。

確かに29年4月の状況におきましては、まだそんなに多くはございませんでした。4月から大手サイトにも出したということもございまして、というところではございましたけれども、本年5月末の現状、まだ公表しておりませんが、今現在で537件の申請ございまして、金額にいたしまして889万4,000円という状況でございます。前年対比でいきますと、昨年の4月、5月が496万円でしたので、それから見ますと約400万円弱上昇している状況でございます。

ふるさと納税につきましては、皆さんからも御意見をいただきました部分をなるべく吸収して、本年度におきましても努力してまいりたいと思いますが、まだ1年間たたないと最終的なことは言えませんけれども、これらの努力は観光協会とも協力しながら進めていきたいというふうに考えるところでございます。

もう一つ、ふるさと納税の件で、観光協会さんのほうで新年度予算を形成するに当たりまして、どのような対応になっているのか、詳細は私のほうでは承知しておりませんが、少なくとも平成29年度のむかわ町の予算、寄附金については、目減り等も含めて当初予算で4,000万円の歳入見込みを立てるという内容につきましては、事前に観光協会さんのほうにもお伝えしているということはございますので、急にというようなことではありませんことを申し上げまして、私の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） 私のほうから、総会以後の観光協会とのヒアリングの内容と  
いいですか、聞き取りしている状況についてお知らせをしておきたいというふうに思います。

6月に入ってから観光協会長と実は面談をさせていただきました。その中で、協会からは、4月当初の補助金の申請後において、予算における事業収入が見込みよりも減少することが予測をされるということになったという説明がございました。このため当初予算を見直さざるを得ない状況ということで、補助申請をしている予算と協会の総会に提案をするその内容が違いが出ているという説明でございますけれども、そういった考え方を示されているところでもございます。

予算の再編成に当たって、事務費に充当する財源は非常に不足をしているというようなことで、一般社団法人としての責任において、町への追加支援を求める前に自助努力としてできるだけの対応をすべきであるという判断をしてきたということでございます。

この内容につきましては、総会前に開いた理事会の中で新年度の予算の審議をするわけですが、そこで承認をいただいているという説明がございました。収益改善した場合には、手当分の復元を含めて事務費に充当したいという説明がございましたので、今後その補助申請といいですか、変更申請が上った段階で、よくよくまた内容を聞き取りしながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） 先ほど前段で申し上げましたけれども、町の委託を受けた事業のほかに大変な数の事業をやっていますね。それは別に観光協会、職員個人のためというよりも、本当にその町の、むかわ町を、こんなにおいしいものがあって、こんなすばらしいものがあって、こんな場所があって、場所と同じですね、そういうものを結局発信してくれてい

るんです。それが48事業の百六十何日と、本当にこれは準備を入れたら物すごい日数になると申し上げましたけれども、なりますよね、本当に。結局、そういう町の、例えば商店の人たちも、そういう観光協会の人たちがいろんなところへ行ってむかわ町のことを売り出してくれていることは、本当にもうありがたいと。それで結局、町へお客さんも来てくれるというふうに思っているというふうにおっしゃっていました。

町の委託じゃない独自の事業ありますよね。御存じだと思うので言いませんけれども、そういうものに対する私は評価なんかもあってもいいんじゃないかと思うんですけれども、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） 今の大松議員のほうから、観光協会のその積極的な取り組みと申しますか、そういうお話がございました。この間、テレビの露出と申しますか、そういった中でも取り上げておられることは結構あったということで、町のPRについては、非常にプロモーションと申しますか、そういった活動を積極的にやられているということで、私どもも感謝をしているというところでございます。交流人口の拡大に向けた取り組みという部分では、観光協会の役割は非常に大きいなというふうに考えているところでもございます。

これから本町の観光振興の進むべき道と申しますか、そういったところもやはり方向性を共有しながら、町としても効果的、効率的な施策の展開という意味では非常に重要であるというふうに思っております。今後においても、町として取り組みを積極的に進めていくという部分で、観光協会においても、特性と申しますか、そういった部分を生かしながら事業展開を図っていくということで、歩調を合わせた形の中で進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） もう一つ、予算を決定するのは総務企画課、実際の担当は産業振興課、要するに2つの課が観光協会にかかわる部分でなっていますよね。その辺で不都合はないのかなど。その辺はどういうふうに考えているんですか。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 複数課が担当するというような内容でございますけれども、商工観光の所管といたしまして観光協会は産業振興課になります。ただ、これは観光協会に對しまして補助金を出す部分、観光事業ですので、その所管課が対応するのは産業振興課で

ございます。ただ、この補助金の予算申請がありまして、予算の編成内容で当該年度の予算が妥当かどうかという判定は、当然財政部門で行いますので、当課の財政グループのほうで内容を精査させていただき内容でございます。もちろん、最終的には副町長・町長が確認されて予算を提案し、議会を出していただくというふうになります。これは補助の内容でございます。

そのほかに、総務グループのほうでふるさと納税のほうを担当してございますので、このふるさと納税の内容につきましては、総務グループのほうから、年間どの程度の見込みがあるのか、あるいは返礼品の購入にネットショップを利用しまして商品を購入する手続等関係は、総務グループのほうで行っております。したがって、その月々にどの程度の件数、寄附金があるのかということも含めまして、観光協会とは行います。

昨年委託をした事業の中では、新商品の開発ですとか、新しいPR用の写真を撮っていただくというような内容につきましては、これは委託事業として行っておりますので、補助金とは全く別な、事業としての委託でございます。これにつきましても総務グループのほうで対応をさせていただきましたが、したがって、連携という部分では、当然、私が所管する部分では、財政部門、それからふるさと納税での発注部門、また、産業振興課のほうからの補助金の内容等をトータルで見させていただくというような検討はさせていただいているところでございます。

○議長（三倉英規君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） 観光協会の補助金に関しましては、昨年の秋から協会からの要望をいただき、その後、ヒアリングを行い、事務レベルで何回も調整、協議を進めながら補助金額を決定しているところでありますので、御理解いただきたいと思います。お願いします。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） 法人化をしたというのも、やっぱり組織の基盤をきちんとつくっていくという、そういう考えのもとだと私は理解していますし、やはりここ数年かけて、町の観光行政を観光協会と一緒に深めていったというか、広めていったということだと思っているんですよね。ですから、今後もぜひ観光協会と連携強化を図りながら、観光行政を進めていただきたいと思いますというふうに考えています。

町長が何か発言したいような顔をなさっているのでどうぞ。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 観光協会の今後に向けてということも含めてでございますけれども、先ほど答弁のやりとりで、ほぼ方向性については御理解願えたかと思えます。

大松議員おっしゃるように、協会事業の公益的な事業部門と収益的事業をなかなか予算上区分するというのは難しいのかなと思えますけれども、ただし、一般論として、法人といった場合のその経営の意思というのでしょうか、経営の内容あるいは運営方針は、これは行政の指導の範疇というのが限られてくるのかなと思っているところでもございます。先ほどから言っているように、その法人の意思というのは極力尊重すべきと捉えているところでもございます。しかし、今後の町の観光事業におけます方向だとか、あるいは連携のあり方といったような中においての運営課題等々におきましては、随時相談に向き合っていきたいなと思っております。

あわせて、先ほど大松議員が冒頭に出されておりますまちづくり計画というのが、御案内のとおり32年まで方向づけられているかと思えます。そこに観光振興についての目指す姿というのも提示されているかと思えます。こういった目指す姿という方向性、ベクトルの向きというのも共有しながら、今後に向けて観光振興の展開、恐竜の交流、あるいは三町のDMOの確立といったところも含めて、さらに引き続き向き合い方というのを考え、展開していきたいと思っております。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（三倉英規君） 昼食のため、しばらく休憩いたします。

再開は13時30分とします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時30分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎会議録署名議員の追加指名

○議長（三倉英規君） 12番、木下隆志議員が体調不良により欠席したことにより、会議規則第127条の規定による会議録署名議員の数が欠けることになることから、会議録署名議員の

追加指名の件を日程に追加し、議題といたします。

新たに会議録署名議員として、1番、山崎満敬議員を指名させていただきます。

---

#### ◎答弁の訂正

○議長（三倉英規君） 先ほどの、1番、山崎満敬議員の一般質問の中の答弁に誤りがありませんでした。訂正の発言が求められておりますので、これを許します。

西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 先ほどの御質問の中で、過去5年間の採用の職員のうち、退職者数ということで、先ほど4名というお答えをさせていただきました。改めて名簿のほうを確認いたしまして、こちら7名ということに訂正をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

---

#### ◇ 中 島 勲 議員

○議長（三倉英規君） それでは、一般質問を続けます。

次に、3番、中島 勲議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） それでは、通告に基づきまして、2点について質問をいたします。

第1は学校教育についてでありますけれども、これにつきましては、既に御承知のように、学校教育法の改正に伴って地方教育行政の法律改正が平成27年4月に改正、そして、それに伴って、本町においても教育委員長と教育長を一元化したいわゆる新教育長体制が発足しております。

この行政の法律改正のその背景の一つとしましては、教育委員会と、それから学校現場とが乖離しているのではないかというように言われております。例えば、みずから命を絶った生徒に対する学校の指導、それに対する事後対応について、実態の掌握などが敏速に行われていたのかなどなどが言われております。そういう経過もありますけれども、さらにはまた学校教育、そして課外活動の指導が、より一層現在の生徒の日常生活に入り込んでいるというふうにもとれると私は感じております。また、これが現状であると思っております。本町にあってはそのようなことは、双方に乖離現象がないことを信じておりますけれども、今回の質問に入らせていただきます。

まず、全国学力学習状況調査、いわゆる全国学力テストでありますけれども、これの中学

3年生の成績結果は胆振管内でどのような位置にあるのでしょうか。また、前回テストと比較して、学力向上、家庭生活改善をどのように捉えておられるのか。さらに、本年度の教育行政執行方針の中に、すぐれた資質、能力を有する教職員の確保に努めると、こういうふう  
にうたってありますけれども、これをどのように取り組みをされるのか、お伺いをいたします。

○議長（三倉英規君） 中村生涯学習課参事。

○生涯学習課参事（中村 博君） ただいまの質問についてお答えします。

まず、1点目の全国学力テスト、全国学力・学習状況調査での中学3年生の成績結果は胆振管内でどのような位置にあるのかの質問でありますけれども、本年においては4月18日に全国学力学習状況調査が実施されましたが、この日の悪天候に伴い、管内の学校の多くは臨時休校となりました。実施されたのは胆振東部の3町と胆振西部の一部の学校とお聞きしております。調査の結果においては例年8月に出来るスケジュールとなっております。その結果は全国と全道の成績であり、管内のものはありませんので、ここで申し上げることはできませんので御理解願いたいと思います。

2点目の前回テストと比較し、学力向上、家庭生活改善をどのように捉えているのかの質問についてであります。これについても先ほど申し上げましたが、まだ今年度の結果は出されておられませんので、比較できないことを御理解願いたいと思います。

3点目の本年度の教育行政執行方針に、すぐれた資質、能力を有する教職員の確保に努めるとあるが、どのように取り組むのかという質問についてでありますけれども、教員には、日々の教育実践や教員自身の研鑽などにより、絶えずみずからの力量の向上に努めることが求められており、新しい指導内容や指導方法を身につけることができるよう、実践的な研修を積極的に取り入れ、教えるプロとしての力量の向上を図るとともに、今年度から学校教育指導主事を廃止しましたので、胆振教育局の指導主事とともに連携しながら各学校の指導も行い、公務員としての指導力向上のために授業実践などの支援を行ってまいります。

また、今までも実施してきました町独自の教職員の道外派遣について、全国の先進地域の視察と相互交流を図る目的で、今後も継続し実施していくとともに、各種研修への参加を推進し、教職員の資質、能力の向上に努めてまいります。

以上であります。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番(中島 勲君) まだ結果が出ていないということでございますけれども、いずれにしても、これは結果は出ることは間違いないので、それを想定してお聞きしているんですけれども、出ないということであればやむを得ないと思います。ただ、今まで過去の数字を見ますと、少なくとも全国平均は下回っていると。管内においても、隣町の厚真町ではかなりの努力の結果が見られるということにも聞いておりますので、その辺も勘案しながら、本町においても対応していただきたいというふうに思います。

この教育イコール学校、それに携わる先生、教員。この教員について、私はちょっと知っている範囲といたしますか、これを申し上げたいんですけれども、非常に忙しいということが一つ挙げられます。それはなぜかというと、例えば先生が授業を行うと。教室でですね。そのときにはまず指導細案というのをつくるわけです、指導細案。これは文科省の指導要領に基づいてやるわけです。指導要領に基づいてつくるわけですけれども、それをつくって、そのクラスの理解度がどれだけあるのかということをも前提にしてつくるわけです。それを実際に現場で教壇に立って先生が教えるわけです。これは簡単に言えばこうですけれども、かなり難しいということであるかと思えます。そしてさらにですね、授業が終わったら、その後は今度は部活の指導。さらには今度PTAとの連絡、協議。そしてまた、さらに学校間での情報交換、連絡調整というものがあって、非常に先生に対する負担というのは重くなっています。特に前段申し上げましたように、自分で命を絶つ子どもがいるということに対しては、非常に神経を使っておられるんですけれども、新聞で見られるように、いろんな不幸な事例が出てきております。そういうことからして、非常に先生というのはきついといたしますか、親近な職業というふうに捉えております。

それで、この教育行政執行方針の中に、すぐれた資質、能力を有する教職員の確保に努めるというふうにならわっているんですけれども、ただいま回答あったんですけれども、率直に言わせてもらいまして、それはそれでわかるんですけれども、実際にどういうところに気をつけて、どうやってより質の高い先生に赴任してもらおうのかということに、教育委員会としては最大の努力を払うべきであると。優秀な先生が来られたら、その後は、現場の先生に委ねるというのが一番常道でないかというふうに考えます。

そういうふう考えたときに、公の場でいえば、教員はやはり小さい子どものしつけ、学習指導というふうになりますけれども、一方、片方から見れば、教員といえども一人の人間です。一つの家を持った生活人です。ですから、そういう場面の環境を整えてあげるといふことも、やっぱり教育委員会なり、あるいは町の仕事でないかなと私は考えています。

そういう面から考えると、今問題になっています、話題になっております、生活環境で一番心配というか、むかわの先生に赴任したくないというか、なかなか返事がもらえないという。断片的な今までの私の情報によりますと、第一にむかわには学校給食がないと。やはり私的な面から言えば、先生も一町民ですから、そういう面では、学校給食ないから全部弁当つくってしなきゃならんという、そういう煩雑さが大きな原因でないかなというふうに思っております。幸いに今回、学校給食が実現するということですから、これを最大限にやっばり説得力に使っていったらいいなというふうに思っております。

この学校給食については後段でまた質問させていただきますけれども、今までなかったことに挑戦するということですから、それだけ逆に見れば、赴任する教員から言わせると、むかわには学校給食がないよねと、なかなか理解ができないと。え、そんなところあるのというふうな、現実に私どもも聞かされています。それを逆にとると、遅きに失していますけれども、学校給食をするということがすごく目玉になってくると。普通は普通のことです、これは、ほとんどやっていますから。ですけれども、今になってみると逆に大きな目玉になるということも頭に置いて、より資質の高い先生の確保に努めていただきたいなというふうに思います。これについてはどうでしょうか。

○議長（三倉英規君） 中村生涯学習課参事。

○生涯学習課参事（中村 博君） 前段、議員からお話があった点について申し上げます。

全国学力・学習状況調査の状況でありますけれども、近年、今一番新しい結果については昨年度実施された結果であります。大まかに申し上げますと、全体としての傾向としては、小学校においては、昨年度においては、全国を上回る成績であります。一部については全道を上回る成績でありますけれども、総体的に見て全国を上回っている状況にあります。中学校においては、全道、全国よりは若干下回っております。小学校、中学校とも、学校及び教員の取り組み、それから努力が伺えるところであります。

○議長（三倉英規君） 教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 議員から指摘ありました先生の質の向上の問題であります、2つの考えがあるかと思えます。

1つは、今いる先生方の質の向上を図るためにどうしたらいいかという点で、先ほど中村参事のほうから説明させていただきましたが、やはり日々の実践や教諭自身の研修、それらを高めていくために、教育委員会としてできることをできる限り届けていくという形だと思えます。

それと、あともう一点ですが、ご指摘にあったとおり、今まで学校給食がなかった町で、4月1日の人事の配置については、いろいろな部分で先生方も来づらかったのかなという部分では、全くそのとおりだと私も思っておりました。今回学校給食が始まることによって、質の高い先生が来られる環境づくりとしては、かなっているのかなと思っておりますので、その点については今後、人事異動については、そういった形で進めていきたいと思っておりますので、その点御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） 学力テスト、27年度分ですね、28年度分か、今出たんですけれども、小学校はまずいいんですけれども、中学校に限定しますと、平均というんですけれども、例えば国語であればA、Bというふうにありますね。Aは知識、Bは応用力、こういうことに分かれるわけですが、算数もそのとおり。今申し上げて説明をもらったのは、ABトータルしての数字で、全国平均より上回っているというふうにとってよろしいんですか。

○議長（三倉英規君） 中村生涯学習課参事。

○生涯学習課参事（中村 博君） 今の質問にお答えします。

A、Bとも、国語、中学校であれば数学ですか、両方合わせた形で全体的に申し上げているところでございます。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番（中島 勲君） わかりました。学力のもとになるのは、くどいようなんですけれども、やはり先生の努力が第一ですので、より質のいい先生を、教員を赴任されるように、重ねてお願い申し上げまして、この質問について終わりたいと思えます。

ただ、最後に、この新しく教育の環境を変えるということで、法改正までして、いわゆる新しい教育長が誕生したわけですから、この新しく生まれ変わった教育委員会が、長谷川教育長を中心にしまして、学校と地域と、それから教育委員会と一緒に、同じ目線で、この教育という問題に積極果敢に、教育の施設あるいは教員の質の向上、これを試みてほしいと思えます。残念ながら、学校教育がちょっと、教育長の出発点についてはちょっと残念な結果でございますけれども、これも仕方ないということでございますので、これは気にせず、果敢に積極的に教育行政を進めていただきたいというふうに思えます。これは答弁要りません。

次に、第2点でございますけれども、小中学校の学校給食についてであります。この念願の学校給食を実施するために約1年ほど前から準備を進めてきたようではございますけれども、6月1日からの供給開始予定が急遽延期になったということになっております。これにつきましては、理由等々について事前に通告してありますけれども、町長あるいは教育長の行政報告、あるいは1番、4番の質問の経緯を見ますと、ほとんど出尽くされていると思いますので重複は避けたいと思います。

避けたいと思いますけれども、まず、この延期になった理由、これを1点だけお聞きしたいと思っておりますし、さらに6月30日から給食予定となっておりますけれども、これが確実に実施できるのかということも、先ほどの質問で大体把握できていますけれども、念を押す意味で再度お伺いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 第1点目の延期になった理由についてでございますが、先ほどの1番議員並びに4番議員の一般質問答弁と重複しますので、割愛させていただきます。

第2点目の6月30日開始の見通しについてでございますが、延期要因となっていた事項について、今回の教訓を生かして準備を進めました結果、実務トレーニング期間を確保できることが事業者にも確認ができましたので、6月30日開始についての大きな支障はなくなったものと考えております。

なお、実際に、給食センターでは6月12日から6回にわたり、100食規模の実務トレーニングを重ねており、作業上の問題はなく順調に推移しております。また、実際にできた給食を検食させていただきましたが、おいしい給食ができ上がっておりますので、フル稼働となる6月26日の最終テストランを経て、万全な体制で6月30日に給食が始まるものと考えております。御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

[3番 中島 勲議員 登壇]

○3番（中島 勲君） 質問の順序、ちょっと上下しますけれども、この延びた理由、この中に入ると思うんですけれども、普通私ども、業者に委託しているわけですがけれども、これ日総というんですか、業者に委託してあるわけですがけれども、この業者と綿密な打ち合わせをすることによって、器材が足りないとか、それから料理のメニューのインプットが遅れたとかということとは解決できたんじゃないかなというふうに考えておりますけれども、これにつ

いてはどのようなふうに反省していますか。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） これまで御説明を申し上げてきましたけれども、事業者とは打ち合わせをしてきたつもりでございましたが、新規事業の立ち上げに当たってのこちらの認識の不足というか、想像力の不足もありまして、有効な打ち合わせと言えないような部分もあって、今回の遅れにつながったんだと思っております。

具体的には、どんな業者との打ち合わせをしたかというのは、いろいろございますけれども、最初のころについては、やっぱりこちらは学校給食が初めてな部分で、学校給食に対するいろんな不安がございましたので、そういった部分での御相談をしていたと。例えば、先ほど来の質疑の中でもございましたけれども、異物混入のマニュアルですとか、アレルギー対応ですとか、そういったものもマニュアルとしてはいろいろなところから手に入るわけですが、それを実際現場でどういうふうに行っているのかとか、そういった部分に対する不安がありましたので、そういった部分のアドバイスをいただきながら、その不安を少しずつ消しながらということを進めておりました。

それから、実際給食の現場でどんなことが行われているかということについても、こちらのほうは余り知識等がなくて、現実に、例えば、今回食器を使っておりますけれども、その一つ、汁わんに磁器の食器を使っていて、これは丈夫ですけれども割れるものでございます。完全なプラスチックで割れないというものではないんですが、そういったものを採用した場合に、例えば配送の途中でいろんな振動等で一定数が割れてしまったりだとか、そんなこともありますよですとか、いろんな、本当にこちらは初めてでしたので、いろんなことのアドバイスをいただいております。

ただ、本当にこれまでも御説明していたとおり、何が足りる足りないという部分について、結果として5月に入ってからいろいろなものの不足が判明しまして、それが全体の遅れにつながったと。確保するために、そういったものがすぐに頼めばできるものというのも思っていました。実際には受注生産で時間がかかるものすとか、やっぱり専門の用具ですので、単純に消耗品となってもすぐに手に入るものでないとか、そんないろんなことが経験不足といいたいまいしょうか、そういったことの中で、今回、給食の開始が遅れたということでございます。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

〔3番 中島 勲議員 登壇〕

○3番(中島 勲君) 聞くともっともだなという点もありますけれども、できればもう少し慎重にやってほしかったというのが率直な感情です。

それから、最後に、この学校給食といえ、つくるだけはつくるんですけれども、食べ残し、残飯というんですか、ちょっと専門用語はわかりませんが、俗に言う残飯、これの処理についてかなりの量が生まれるだろうと思うんですけれども、これは誰の責任で、どこへどういうふう処理するというふうになっておられるんですか。

○議長(三倉英規君) 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長(齊藤春樹君) 基本的に、献立の中で各学校に配送される給食については、人数分に合わせた、それから小学校の低学年、中学年、高学年、そして中学生という区分の中で、必要な栄養、カロリーに合わせてつくられたものですから、それほど残らないようなぎりぎりのところの給食を配っているということで、食べ残しがないようにということ、これから児童生徒の皆さんにも御理解をいただきながら、給食を進めていくということでございますが、基本的には残食率という形で、残ったものの量を毎回回収して、量ります。そういうことをしながら、少しでも食べていただける、残食率の少ない学校給食を目指していくという方向で進んでおります。

それで、残ったものについては、今おっしゃられた残飯というふうに申し上げますと、それについては平取の衛生組合のほうに運んで処理をするというような形で考えてございます。

○議長(三倉英規君) 中島議員。

[3番 中島 勲議員 登壇]

○3番(中島 勲君) わかりました。

今回、初めて実施する事業ですから、非常にわからない点あるいは難しい点もあったかと思えます。私は、このいわゆる当初目的の6月1日以前にこういう、事故というところちょっと大げさですけども、実施不可能だという点に気づかれたのは、これは不幸中の幸いだと思っています。これが仮に走り出してから、いや、あれもできない、これもないというふうになったら、本当にこれは世間に知れ渡りますし、また、その方法についてもいろいろ厳しく世間から見られると思いますけれども、事前にわかっただけに、不幸中の幸いかなと思っています。そういう意味ではございませんけれども、これからはこんなことのないように、ひとつ慎重に、的確に、事を決めて、これはやっぱりトップダウンでいかないと、下から待っていたのでは進まないと思いますので、トップダウン方式で確実に進めていっていただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。

◇ 野 田 省 一 議 員

○議長（三倉英規君） 次に、13番、野田省一議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

通告の1番目でありますけれども、地域助け合い型の移動サービスについてお伺いをいたします。

人口減少、少子高齢化が進み、合併後も人口は8,500人台へと減少し、体感でも人口減少、少子高齢化を感じとります。また、時代の変化で車社会化が進み、公共交通機関の運行数も減り、車社会の外にいる方は不安を感じております。

そこで、むかわ町の現実として、交通弱者を行政がどのように捉えて、どのような展望を持っているのかを伺います。

1番目に、町全体、集落ごとの10年前と現在の戸数、年齢構成別人口、高齢化率、年齢構成別独居者の人口はどのようになっているかお伺いをいたします。

2つ目でありますけれども、デマンドバスの利用実績の年度ごとの推移、町内で行われている移送サービスの現状と推移は、どのようになっているかお伺いいたします。

3つ目ではありますが、現在でも車を自分で利用できない方は生活に不安を感じておりますが、5年、10年後にはさらに不安を感じる方は倍増すると考えられます。行政として、この不安を解消する方法として今、展望を持ち、実践させていく必要があると思っておりますが、展望があればお伺いをいたします。

4つ目ではありますが、道路運送法で許可の要らない方法で、地域助け合い型の移動サービスが各地で導入されておりますが、本町でもボランティア、支え合う体制の育成が今から研究、実践が必要と思うが、見解を伺います。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） それでは、御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、①の人口世帯数についてお答えさせていただきます。

平成18年3月末と平成29年3月末の町全体と鶴川地区と穂別地区の地区区分及びその地区区分の中で、市街地と市街地以外の数値についてお答えさせていただきます。

町の住民基本台帳システムは、字界ごと、美幸1、2、3だと4字、各地域ごとの字で51字ございますことから、集落ごとの数値とはなりません。鶴川地区は、町名区域、〇〇町

という部分の町名区域と旧字地域区域として区分し、穂別地区につきましては、旧字穂別区域とそれ以外の区域で分けさせて回答させていただきます。

町全体としましては、11年間で総人口が1万468人から8,472人となり、1,996人、19.1%の減となっており、世帯数は4,548世帯から4,306世帯となり、242世帯、5.3%の減となっております。

鵜川地区の人口は、6,800人から5,782人となり、1,018人、15.0%の減となり、世帯数は2,872世帯から2,868世帯となり、4世帯、0.1%の減となっております。

穂別地区の人口は、3,668人から2,690人となり、978人、26.7%の減となり、世帯数は1,676世帯から1,438世帯となり、238世帯、14.2%の減となっております。

鵜川地区の市街地人口は、4,246人から3,701人となり、545人、12.8%の減で、市街地以外の人口は2,554人から2,081人となり、473人、18.5%の減となっております。

穂別地区の市街地の人口は、2,293人から1,761人となり、532人、23.2%の減となり、市街地以外の人口は1,375人から929人となり、446人、32.4%の減となっております。

高齢化率は、平成18年3月末で28.2%でしたが、平成29年3月末では38.3%となっており、10%増加しております。特に75歳以上の人口増加は著しく、14%から20.7%となっており、町民5人に1人が該当という形となっております。

在宅の65歳以上の独居高齢者数は、平成25年3月末で599人でしたが、平成29年3月末で672人と4年間で70人以上増えており、うち75歳以上は381人と56%以上を占めております。

続きまして、②のデマンドバスの利用実績の年推移について答えさせていただきます。

鵜川地区のコミュニティバスと穂別地区のデマンドバスにつきましては、平成23年10月に町営バスの運行形態の見直しによりスタートしていることから、平成24年度から平成28年度までの5年間の推移をお答えさせていただきます。

鵜川地区のコミュニティバスは2路線で、川西線の乗車数は3,203人から2,230人となり、973人、30.4%の減、川東線は2,871人から5,675人となり2,804人の増、97.8%の増となっております。

穂別地区のデマンドバスは4路線で、穂別稲里線は5,049人から4,006人となり、1,043人、20.7%の減、キウス隆農線は2,160人から2,071人となり、89人、4.1%の減、穂別富内線は9,080人から5,147人となり、3,933人、43.3%の減、穂別栄線は1万4,009人から1万1,070人となり、2,939人、21.0%の減となっております。

コミュニティバス及びデマンドバスにつきましては、スクールバス機能も有していること

から、バス通学児童が増減すると年間登校数の往復回数分が増減することとなります。現実的に利用の現状を見ると、乗車数の増減は主に小中高校生の通学によるものが大きく、一般、高齢者の利用は安定して使っていただいていると見ているところでございます。

○議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（中澤十四三君） 外出支援サービスにつきましては、担当のほうから述べさせていただきます。

外出支援サービスは、一人での外出が困難で、家族の支援を受けることも難しい方に、町内医療機関や理美容室への送迎を行うサービスで、利用者は約90人が登録しており、利用状況は横ばいの状況です。

また、町外の通院につきましては、平成28年度は、町の透析送迎を利用している方が28年度6人おります。

民間の通院移送サービスとしては、宅老所日和が福祉有償運送として実施しており、毎月30から40件の利用があります。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） それでは、3番目の内容についてお答えさせていただきます。

町の公共交通体系として、鵜川地区コミュニティバス運行事業として2路線、穂別地区デマンドバス運行事業として4路線を、地域公共交通確保維持改善事業として町、国土交通省北海道運輸局、胆振総合振興局、管内バス会社、町内運送事業者、地域住民代表学識経験者等の構成メンバーによるむかわ町地域公共交通活性化協議会を設置し、事業の推進を図っているところであります。

その基本目的としまして、民意を反映し、持続できる効率的な交通網と経営組織を構築、そして、2番目として、高齢者層や児童生徒等の交通弱者の交通を確保する、3番目に、町内外の交流を促し、生活交流交通ネットワークを構築するとしているところであり、今後も地域の要望及び事業者や専門家の意見を聞きながら、町内の公共交通体系を維持改善していきたいと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（中澤十四三君） ④番目の地域助け合い型の移動サービスにつきましては、平成28年2月と8月に実施しました地域支え合い研修のグループ討議の中で、参加者から送迎に関する意見が多数出されておりました。その意見をもとに、協議体という地域包括ケア

システムの生活支援を協議する組織で、さまざまな視点から話し合いを深め、今年度はボランティアの仕組みづくりについて協議しているところでございます。

送迎につきましては、高齢者等の閉じこもり予防や介護予防など、地域包括ケアシステムの構築を進める上で重要な課題であると捉えており、より利用しやすい体制について協議体においても意見交換しているところでございます。

ボランティアによる移動サービスの実施には、事故の補償を含めた体制整備が必要であるほか、ハイヤー会社などの民間サービスと競合しないような配慮等、課題がございます。今後の実施については慎重な協議が必要と考えています。現在実施されているサービスの検証をしながら、むかわ町の実態に合った移動サービスのあり方について、住民や関係者と連携しながら調査研究を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 1番目の件ですけれども、聞き取りだけではちょっと数字的なものは書き及べなかったんですけれども、それは資料提供していただくことは可能ですか。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 字別の数値につきましては、今あります平成19年2月末と平成29年2月末の10年対比した資料を作成させていただきました。資料として配付させていただければと思っております。

〔「もしよかったら議員さんみんなに」と言う人あり〕

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 何でこんなことを聞いたかということ、今のことにしましては後でゆっくり現実を見させてもらいますけれども、特徴的に自分の体感するものの中で、今まで感じてきた、何か皆さんどの地域に行っても、やはり同じような体感を持っている。感覚的なものとしては、やはり高齢化率が非常に急速に上がってくる。これは数字でもわかることですし、この5年、10年後、きょう大体ここにいるこっち側の人は、みんなその範囲に、私も含めてですけれども入っていくわけですから、やはりそのときに考えたときに、交通弱者としてだんだんその世代に近づいていくわけです。その現状、それと、今の人たちがどういう状態にあるかということはこの数字から見ても、聞くまでもなくても、皆さんもわかっている現実なのかなと思っておりますけれども、こういう現実、この推移とかこの数値から、

地域が高齢化してもこのまま安心して暮らしていけるかどうか、このことについてはどのように考えておりますか。

○議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（中澤十四三君） 地域に住む方々が高齢者になっていくとどのような課題があるかというところでは、先ほど4番目の質問、助け合い型の移動サービスにつきましてお答えしたところですが、重ねて申し上げたいと思います。

高齢者が、現在、今後もどんどん増え続ける中で、お互いに何が課題になるかというところで、昨年2月、8月に地域支え合い事業として研修しているところでございますが、地域の中で、やはり買い物の送迎、それから、いろんな事業等の送迎ということで、特に交通に関する課題は出ております。この問題について、さらに地域の中でどうやって支えて乗り越えていくかということで、今回はボランティアの仕組みづくりというところに焦点を当てて、さまざまな課題をまずボランティアの視点から解決していこうというふうに討議を進めているところでございます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 人口推移から見て、決して、交通問題について安心して暮らせるかという意味で聞かせていただいたんですけれども、この交通確保、自分の足、移動の確保ということを考えると、誰が考えても、やはり到底安心しては暮らしていけない状況になりつつあるんじゃないかなというふうに捉えておるんですけれども、そのことで、2つ目としてデマンドバス、地域の公共交通機関としてはバス運行しかなかったわけなんですけれども、これも、今から6年前ですか、6年ぐらい前だと思いますけれども、これを提案させていただいて、いち早くこの地域でも早く導入されて、今では全道でも相当数が、どの地域でも、都市部でもデマンド型バスを導入される実態となっていますけれども、やはりそのことだけでは補完できなかったという。それは最初から織り込み済みだったんだろうけれども、だんだんこのバスすらも利用しづらい、しづらいというか、移動手段としては物足りないということが現実的にあるわけです。

その推移に関しましても、先ほど答弁いただきましたように、減少路線というのは、もう43%、富内なんか43%の減ということですから、実際には、人口の減少も加味されますから、何とも言えないところなんですけれども、40%も利用する方が減っているという実態もある。それは人口減少のほかに何か現象があるのかなということでもありますけれども、そのことか

ら考えると、今、先ほど答弁いただきましたけれども、行政だけにお任せしてられない時代だということも認識しておりますので、この移動支援サービス、ボランティアによるものということで、実際には、今の答弁だと協議を始めたところ、課題解決のために始まったところというふうに捉えたんですけれども、一定程度の成果を出そうという目標値というか、目標年度なんかは定めているんですか。

○議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（中澤十四三君） 移動支援にかかわる今後の検討課題についての目標値を定めているかというところでございますが、現在、地域助け合い型の移動サービス、始めたばかりの中で、保険の問題、それから、いろんな補償の問題、民間会社との公共機関の調整の問題ということで、まだ改めての明確な解決年度というところは申し上げられないんですが、高齢者が一年でも早く安心できるようにということで、高齢化のスピードに応じながらも前向きに検討しているところでございます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） その移動サービスですけれども、体系的にはどういうこと、もう完全無償で国土交通省の認可の要らないものを目指しているんですか。

○議長（三倉英規君） 中澤地域振興課主幹。

○地域振興課主幹（中澤十四三君） 現在のサービスの中では、無償ということではなく、まず、鶴川地区、穂別地区、それぞれに住む方がどんな生活のすき間を持っているか、その課題をまず整理しまして、その中で、有償という中で、多分使いやすい単価設定などもございますが、そこが民間サービスと競合しないような形も検討が必要ですので、金額等、具体的なところは今後の検討になっております。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 有償の形だと民間の力を借りてということもあると思うんですけれども、その選択肢の中に、本当にガソリン代だけ、利益の出ないような形で、例えば具体的なことを言えば、町が車を用意して、そこは認められるはずですから、いろいろこう見ていくと、車を用意してあげて、本当にガソリン代だけで送り迎えをするようなシステムというのが、これだといろいろな規制の外で実施できると思うんですけれども、実際には、今行われようと考えているという話は、恐らくタクシーの半額ぐらいというようなことなのかなと

思っただけなんですけれども、なかなかそれすらも、なかなかやはり高齢者の中には負担も大変だという声も実態としてやはり聞こえてきますし、私たちも身の回りにそういう人たちの話を聞きますから。やはり、金銭的な問題ももちろんですけども、いろんな規制の外、規制をかぶらないような無償でのボランティア、移動ということを念頭に、一つの選択肢の中に入れていく考えはございませんか。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 人口減少といいますか、高齢化が進むという中で、ましてや地域包括ケアシステム、こういったものを整備していく中で、地域で住み続けられていく、そういう社会をつくっていかうというところで目指しているというところがございます。そういった中での一部のその移動サービスというものをどうしていくかというところを、今まさに検討を始めたといったようなところがございます。委員がおっしゃっていたような無償ボランティア等々いろいろな制度が、今、いろいろ出てきているようがございますけれども、そちらについては今後の課題ということで進めていきたいと思っております。

まずは、現行実施しておりますデマンドバス、こういったものの利便性、これをさらに追求していくような取り組み、そういったことも必要ですし、福祉型の今の移動サービス、こういったものの検証等々も必要だというふうに思っています。まずはそういった既存のものをしっかり点検しながら、そういったものをまずは活用していく、そういう中で補完していきけるものは今後何かあるのかというところは、しっかり今後検討させていただきたいというふうに思っております。

今、無償、有償というところまでの議論には進んでいないところでございますので、御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

○13番（野田省一君） 始まったところで、最初から選択肢としてその中にぜひ、始まったのであれば、各地でいろんな無償でできるボランティアの制度というのも実施しているところ、全国各地でもぱらぱらとですけども出てきています。やはりそういった事象を、業者の方々、それは、調べれば僕が調べるよりきっとたくさん見つけられるし、現実的にこの北海道内、ちょっと北海道内では見つけられなかったんですけども、どこかでもう既に始まっている可能性も、考えられている可能性もありますので、ぜひそのことを検討の課題の中にひとつ、今の副町長のお話からしても検討していただけるということなので、期待をして

いきたいと思っています。

いつも言わせてもらうんですけども、本当にできない理由を考えないで、ぜひ、できるということ、できる理由というか、できる方法を見つけ出すことが私たちの仕事だと思っています。皆さんの仕事だと思しますので、ぜひ、このことについても取り組んでいく必要があると思うんですが、町長、この人口減少、少子高齢化時代に向けてこの辺、今までの議論を聞いていただいて、どのような考えを持っているか、改めてお伺いいたします。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほど人口減少、高齢化等の動態が報告されたところでございますけれども、御存じのとおり人口減少率、この胆振管内においてもこれはトップクラスでございます。この速いテンポでの高齢化率と。こういったところをしっかりと向き合いながら、今、議員御存じのとおり、地方創生に向けて、向かおうとして、何とかその歯どめというところも追いながら進めてきているところでもございます。

あわせて、今回の提案されております地域助け合い型の移動サービス、移動外出支援の関係でございますけれども、これも先ほどから申し上げていますように、無償も含めてさまざまな形態というのがあります。制度的に縛られるものもあるかと思えます。

今、一概に無償に絞り込むということはこの場では避けさせていただきますが、いずれにしましても、基本理念というのは、今、全国で目指しております2025年というのを一つの目安にして、地域包括ケアシステムの構築と、こういったところでの助け合い活動の推進、これには移動サービスも含めて生活あるいは介護、医療等々の形態というのが出てきているかと思えます。そういったところの展開に向けながら、先ほど答弁申し上げましたように、現実今、穂別地区、鶴川地区で協議体という形で、その今後に向けた、地域助け合い型に向けての移動サービスが、どうこれからあるべきかといったところも含めて、対応方進めていきたいと思えますので、御理解をお願いしたいと思えます。

---

#### ◇ 北 村 修 議員

○議長（三倉英規君） 次に、11番、北村 修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 通告に従いながら、質問させていただきます。

第1点目は、JR地方路線の存続をめぐる問題についてであります。

既に御承知のように、日高線の早期復旧を初めとして、道内13地方路線存続のためのそれ

ぞれの取り組みが行われているところであります。町としても、この間、町長が1市4町初め、日高管内等々と努力をされておるようでございます。それらの取り組みについてまず伺うものであります。

2点目には、存続を求める取り組みが全道民的な運動になりつつあることは御存じだというふうに思いますが、その中で、JR北海道のあり方というのが、道民が願うものとはかなり矛盾してきているのではないかという事態も広がってきているなというふうに思っているところであります。

それで、これらを根本的にやっていくために、きょうの新聞でもそうでありますけれども、やはりこれらのところでは、この国鉄の分割民営化の当時の問題からやっぱり検証していかなければならないという事態が出ておりますが、そうした点についてどのようにお考えになっておられるかということであります。

基本的には、国を挙げての取り組みなしには、この道内の鉄路維持というのは非常に難しい問題ではないかというふうに私は考えておりますけれども、しかしながら、現在のJR北海道のこの状況から見れば、極めて企業的な立場といいますか、そういうふうな中であって、この道民の願いとはかなり距離があるのではないかというふうに思っているわけで、そこら辺のところについての見解を伺うものであります。

3つ目に、町としても取り組む問題は、るるあろうかというふうに思っております。そのためには、この本町がかかわっております鶴川苦小牧間の存続、これらを本当に将来的にも存続していく、日高線全体存続を私たちは求めるわけでありましてけれども、本町直接的に言えば、この問題があろうかと思えます。そういう点では、やっぱり利用率を高めていく、そういうことが求められているように思っているんですが、そこら辺で、この検討はどのようになっておられるかという問題であります。

3に関連しましてですが、4つ目に、この利用の点で言えば、この間もやられておりますが、この鶴川高校へ通学してくる子どもたちの利用の問題であります。これまでも、鶴川高校生が苦小牧方面から通学されている、それらが部活等で遅くなる、その支援というものを行っているわけでありましてけれども、これらをさらに高めることによって、また地元高校への入学というものも膨らませていく。そういうことともかかわっていく必要があるんじゃないかというふうに思っているわけでありまして、そこら辺について、まずお伺いをするものであります。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 昨年11月にJ R北海道から独自に維持存続が困難な路線、発表された以降の取り組みでございます。第1回定例会で、行政報告で申し上げたとおりでございますが、その後の具体的な取り組み状況から御説明を申し上げたいと思います。

3月24日、東胆振の首長懇談会が開催され、北海道鉄道ネットワークチームの報告内容について、北海道からの説明及び意見交換を行い、4月中に1市4町の方向性をまとめることといたしました。

一方で、2月、今年明けてからですけれども、2月18日にJ R北海道から現在運休しております鶴川様似間において、バス等への転換というのを正式に提示された。このことを受けてJ R日高沿線自治体協議会、3月25日に、今後ともJ R日高線の復旧を断念することなく、復旧に向けて取り組むことを確認し、新たにJ R日高線鶴川様似間沿線地域の公共交通に関する調査検討協議会を設立することを決議し、現在、休会となっているところでもございます。

この調査検討協議会でございますが、日高町村会が中心となって、4月12日に設立第1回の協議会というのが開催され、日高線を苫小牧様似間の線区ではなくて、一路線としての存続を目指す、東胆振1市4町を代表しまして、むかわ町がオブザーバー参加したところがございます。協議会では、乗り合いバス、DMV、BRTなど、広く公共交通ネットワーク全体を調査研究することが目的とされており、年内には、調査結果がまとめられる予定となっているところでございます。

4月28日には、第4回の東胆振首長懇談会で一定の方向というのが確認され、生活密着型の利用者が多い日高線、室蘭線の両線区につきましては、あくまでも維持存続を基本との意思統一を確認し合い、各自治体による利用促進策の推進、情報の交換を図ることとされたところでございます。1市4町を代表しまして、日高線の関係についてはむかわ町、室蘭線は安平町が代表しながら、当面、日高管内または空知管内と情報交換並びに連携を図ることとなっているところでございます。

また、5月30日には、東胆振1市4町の市町等がJ R本社を訪れ、要望書を提出したところでございまして、要望書では、東胆振定住自立圏の中心市と近隣町を結ぶ通学や通院などの暮らしを支え、人口流出を食い止める重要な役割を担っていることを強調し、公共交通機関としての将来の事業展開というのを講じること。2点目には、日高線を存続し、不通区間の早期復旧への努力。3点目には、室蘭線は貨物輸送の重要な役割からの維持存続をすることの3点を要望してきているところでもございます。

次に、国鉄分割民営化時の関係でございますが、これは評価が分かれるところではあります。この間の金利情勢の変化から基金運用益の減少というのは認識せざるを得ず、この間のJ R北海道の経営方法が取り沙汰されることもあります。現状として経営継続というのは困難であることは理解しているところでございます。また、鉄道の重要性から、維持存続を願わない市町村はないと思われませんが、沿線市町村だけでこの維持存続が解決できる線区の経営状況でないことは、これも明らかであると考えております。

したがって、J R北海道の自助努力というのは、これは今後も求めていきますが、国の支援がなければ到底解決できるものではないと考えるところであり、苫小牧地方総合開発期成会の今回も最重要要望事項として、国、北海道に対して要望活動を継続しているところでございます。

今後におきましては、地方はできることを探求しつつ、国や道の考え方とすり合せながら、並行して取り組むことが肝要であると考えております。

実態調査から、鶴川駅を利用する平日の乗降者数は約125人程度であり、輸送密度は589人とされていることから、利用者を高める検討は重要な案件とされております。

身近なところから申し上げますと、職員の出張時のJ R利用の促進というのも現在検討中ではありますが、運行本数や乗り継ぎなどから効率性というのが悪く、なかなか難しいところもございます。

しかしながら、さきの恐竜化石骨格、むかわ竜の一般公開の中におきまして、J Rを利用して見学に来られた化石ファンの方々の声と、こういったところを聞きますと、観光面からの利用活用策、今後も調査研究していく必要性というのを感じたところでもございます。さきに申しあげました東胆振首長懇談会での確認事項からも、公益的な利用策としての協力検討とあわせて取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

鶴川高等学校の存続維持と連携対応の御指摘をいただきました。現行の列車の接続によるJ R運行ダイヤの変更の困難さ、さらに道立高等学校の始業時間の関係から、現在の苫小牧方面からの送迎バスを運行した経緯というものもございまして、J R利用への転換というのは容易ではありませんが、一つの検討課題として研究をしていきたいと考えております。

また、現在も実施しております長期休業期間や部活動利用にJ R利用の促進と交通費支援につきましても、高等学校とも今後も協議の上、充実してまいりたいと考えております。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） する説明をいただきました。

深く追及するつもりはないんですが、この間、きょうの、これは毎日新聞であります、道内の沿線自治体にアンケートを配ったというようなことが載せられております。

多分本町もこの中には入っているんだろうというふうに思いますが、これについてどのように回答されたか。今の町長のお話のような状況だろうというふうに思っているんですが、例えば、中で、今、国鉄分割民営化の問題についても、やはりここを検討していくというお話もございました。そういう立場で答えているのかというのが一つでありますし、負担というものを、仮に今の流れの中で言えば、JRが言っているような状況であれば、この負担という問題もある。その中には、いろんな市町村の捉え方があるようでございますけれども、そのこのところはどのようなアンケートへの回答ということになっておられるのか、これ、改めてちょっと伺っておきたい。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） アンケート調査は複数ありますので、どのアンケートでどう答えたのかということは、今この段階では不用意な発言を避けさせていただきますが、先ほども答弁で申し上げましたように、国の支援等について、そしてJRの関係でございますが、JRの自助努力というのは、これはもとより国、自治体などの関係者が連携しながら取り組みを進めていくことが必要と考えているということと、あくまでも国の支援なくしては今後の維持存続というのはなし得ないという形で一線を持っているところでございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） ありがとうございます。時間の関係で2点目に入ります。

国保事業の問題について伺うわけであります。

1つ目は、都道府県化が18年度から計画をされているわけですが、それに向けて、納付金の状況等々がほぼ明らかになってきたのではないかとこのように思っておりますが、仮算定など、町のモデル世帯などではどのようにおられるか伺うものであります。

なお、モデル世帯のところでは、町は夫婦2人200万というのをモデルにしているのかなというふうに思っておりますが、でき得れば、おおむね使われます2人世帯であっても、子どもさんが2人ほどいるとか、そういうふうなモデル世帯というのはやっていないのかどうか、それになるとどうなのかということを含めてお伺いしたい。

2つ目に、町の国保税にかかわってですが、引き下げということを再三要望してきたわけ

でありますけれども、なかなかそこには行かれないという状況でございました。しかし、後で答弁でも出るかと思うんですけれども、本町の納付金は仮算定の段階では上回ることはないようでありますけれども、それはやはり道内平均とってみても、非常に保険税が高いということを、逆に言えば示しているわけございまして、やはりここら辺のところは今から負担軽減を図っていく必要があると、改めて求めるものであります。そして、いわゆるこの間の15年から始まった支援金の活用というふうなことも、当然していく必要があるだろうというふうに思っておりますが、あわせて再度伺いますものであります。

3つ目には、資産割、均等割の見直しを図る状況はないかという問題でお伺いいたします。

4つ目には、いわゆる減免制度の問題で、法の中では76条あるいは44条という中で、減免が打ち出されております。本町としても、基本的には減免の内容を病気以外は用いるというような状況になっておりますけれども、どのような状況になっておられるか、改めて伺うつもりであります。

5つ目に、国保税の滞納への問題で、対応と処分についての内容と基本的な考え方について伺うものであります。

以上であります。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） それでは、国民健康保険事業に関する御質問についてお答えいたします。

まず、①の平成30年度の都道府県化での納付金算定についてですが、現段階では5月に示されている第2.5回仮算定で、道が想定している算定方式や係数、医療費見込みで、医療分、後期分、介護分保険料収納必要額をそれぞれの加入者で割って合算したむかわ町の1人当たり金額は17万1,174円となっております。平成27年度の1人当たり収納必要額17万7,780円に比べて6,606円、3.8%の減となり、また、道で示されているモデル世帯とされている夫婦2人で基礎控除後の所得200万円、大体給与でいうと360万円程度になるかと思うんですけれども、では37万8,100円で、平成27年度収納必要額40万7,300円に比べると2万9,200円、7.2%の減とされていますが、次、7月に示される予定の第3回仮算定では設定や条件が変わります。その変わることから示される金額も変わる可能性があると思っているところでございます。

北海道の運営方針案として、将来の保険料の統一、6年間の激変緩和の財政支援措置等が出されておりますが、激変緩和支援を受けられる対応を検討し、今後、税率等が変わって

っても被保険者の皆様の負担が急激に変化しないような仕組みを検討することが課題と捉えております。

②の国保税の引き下げについてですが、本町の国保会計については、保険者支援制度等の交付分を見込んだ上で、例年基金を取り崩し、収支のバランスをとっている状況であり、現段階では、保険料を引き下げる状況にはなっていないのではと考えているところでございます。

③の資産割、均等割の見直しにつきましては、先ほどもお話ししました都道府県化に伴う算定方式や賦課割合について見直しをすることになるかと思うんですが、その見直しの中で検討が必要になると考えているところでございます。

4点目の法第76条等の減免制度の活用状況と町独自の減免の新設、維持などについての御質問にお答えいたします。

国民健康保険税の減免につきましては、地方税法第703条の5の規定に基づきまして、むかわ町国民健康保険税条例に具体的な要件、手続方法等を定め運用を行っております。病気や災害など、特別な事情により一時的に納付が困難になった場合、減免の対象となり、平成28年度は1件の減免を行っているところでございます。今後も現行の減免制度を継続して運用していくこととしております。

5点目の国保税の滞納への対応と処分についての基本的な姿勢と現状についてお答えいたします。

国民健康保険税に限らず、税料の徴収に当たりましては、公平公正の原則に立ち対応を行っております。納期限が過ぎ、納付が確認できない場合、督促状を送付し、状況をお知らせするとともに、事情がある場合には御相談いただき、分納等の対応を行っております。

納付相談がない方、また分納計画どおりに納付されない方につきましては、滞納処分を行う場合がございます。この場合、滞納処分を行うことによって生活を著しく窮迫させるおそれがある場合には、滞納処分の執行を停止させるなどの対応を行っております。

国民健康保険へ加入される方につきましては、自営業の方などが対象となりますことから、被用者保険へ加入されている方に比べ収入が不安定な方が多い状況にあります。納税相談等により生活状況等を的確に把握し、適切な対応を努めてまいりたいと思いますので、御理解くださいますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 幾つか具体的に伺いたいというふうに思いますが、1つは、第2回目の仮算定の結果で言えば、6,600円ほど、27年度の保険料の収納必要額から見れば下がるぞということで、今発言されたというふうに思うんですけども、それで確認していいのかどうかということ、もう一度最初にお伺いしておきたいと思います。いいですか、それで、オーケーですか。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 5月に示されました2.5回目での仮算定ではそのような結果になっております。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） あわせて、その場合、本町としての医療費水準だとか、標準保険料というのはどのように示されてきたんでしょうか。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 2.5回の部分につきましては、29年度予算推計だったり、27年度決算の数字を使っております。

まず、一番最初に出ました第1回の仮算定というのが、新聞紙上等にも出たんですけども、それにつきましては28年度予算推計の数字を使っているということで、そのときと数字が1回目と第2回、第2.5回というのは年度ベースがずれているという部分がありますので、数字が変わっているところとなります。また、いわゆる賦課割合等につきましては、これは道の示している第3方式、資産税の入っていない第3方式での計算という形となっております。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） モデル世帯で、第2.5回のやつでいえば37万8,000円程度にモデル世帯ではなるぞというふうに言いました。

でき得れば、これ夫婦2人なんですけれども、夫婦2人というのはいろいろ幅があって、高齢者だこの水準で十分なことに、十分というか、まあまあそこになるんだけれども、これが例えばお子さんのいる夫婦2人と子ども2人となれば、全然違ってくるんだよね。こちら辺のところでは試算しているのかどうか。お子さんがいた場合にこのモデル世帯、例えばこれに子どもさん2人をつけるとその状況はどうなるかという、もっとこれは負担が増え

できます。そうすると、当然生活そのものに脅かすような負担割合になっていくというふう  
に思うんですね。その辺のところをどういうふうに考えておりますか。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 今回の第2.5回も第1回もそうなんですけれども、このモ  
デル世帯につきましては、完全にこの均等割で、この平等割でというところが、完全にうち  
らのほうでも分析できない部分がございます。いわゆる道のほうから、いきなりこの数字が  
出てきている部分になっております。

私たちとしましては、これから第3回が7月に仮算定が出て、本算定等が12月等になって  
いくんですけれども、その中では、議会等、委員会等で御説明をさせていただいたり、国保  
審議会等にかかせさせていただきたいと思うんですけれども、その中で、夫婦2人のモデルケ  
ースや夫婦や子どもがいる場合のモデルケース等を示しながら、協議を進めていきたいと考  
えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） ちょっといろんな関係で先に進みますが、当然、次のところでは、  
今度は逆転して高くなるだろうというお話でございました。それには先ほど、最近道が出し  
た激変緩和対策をもって何とかならないかということでありました。しかし、激変緩和とい  
っても、これは5年間の期限つきであって、その後ぐんと来るんじゃないかと思うんですが、  
そうするとまたこれは負担ということになると思うんですが、その辺の見解を伺っておき  
たいというのが1つ。

それから、あわせてですが、この国保税の引き下げをしてほしいというふうな問題で、こ  
の間の2015年からのいわゆる国の都道府県化に向けた中での支援、これまでもいろいろ議論  
したように、行政側へのいわゆる国保運営者への支援だということで、町はそういう活用にな  
っているんですが、例えばこの中で幾つか聞きますけれども、例えば、大きく分けて低所  
得者対策と保険者支援というのが2つになっていますね。この低所得者対策というほうでは  
どういうふうになっているのか。例えばその中の子どもの被保険者が多いという形ではどう  
なっておるのか。財政安定化基金の醸成という点ではどうなっておるのか、その辺のところ、  
どういう取り組みにして現状のようなことになっておるのか、改めてちょっと伺っておき  
たい。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） まず激変緩和の部分でお答えさせていただきますけれども、第3回になって必ず高くなるとは思ってはおりません。できれば、このような形で同じぐらいになっていけばと思っているんですけれども、ただ、追加公費等々、いろんな条件が2.5回と3回では変わるという部分がございますので、また、どこの部分が変わるのかは完全にまだ見え切れていないところがありますので、まず出て、そして、それに対してどう対応するかということを考えております。

もちろんその中では、今1つだけ激変緩和について出ているのは、一般会計からの繰り入れがあると激変緩和は適用できないというような言い方を今聞いております。私どもとしましては、もしそのような状況になっても激変緩和が受けられるようなやり方というのを考えないと、皆様の負担が大きくなるというふうに思いますので、少しでも有利な形で対応できるように考えていきたいと考えております。

また、引き下げの部分につきましては、低所得者対策等と安定化等、いろいろと部分にはあるとは思いますが、まず、この安定化の部分につきましては、今運営している国保事業に対してまず算入している部分でありますので、まずはこれも全て含めた形で、次のこの都道府県化に向かって進んでいく中で、また検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 都道府県化に向かうに当たっても、やっぱり、いずれにしても国保税が重い負担だということは変わらないわけです。時間の関係がありますからちょっとだけ言いますと、例えば、同じこういう医療保険という形でやっても、いわゆるこの保険料を収入で割ってその比較を見ると、いろんな保険ありますけれども、例えば国保は9.7%なんです。それから協会健保、一般のサラリーマンの方々で言えば収入に対して8.4%なんです。皆様方のような組合健保で言えば5.3%の負担なんです、これだけ違うんです。

だから、その重さというものはあるんですけれども、そこは考えてほしいんですが、そこで税を引き下げられないかという問題ですが、今の行われている支援金、国で出している1,700ずつのこの支援の問題。例えばこの中で、子どもの被保険者が多い自治体というのがあります。これは自治体というふうに言っていますけれども、いわゆる今の子育て支援とあわせて、子育てを支援するという立場で被保険者の負担を減らそう、こういうようなことが行われているんだと思うんです。こういう点でどう考えておるのかというのが1つ。

それから、あわせて3つ目にお伺いしておりました、この資産割、均等割の見直しの問題で、資産割という問題についてどう考えているか、改めて伺っておきたいと思えます。

資産割というのは、今度の、今の仮算定では除外されておるといふふうになっておるといふ答弁ありました。当然だと思うんですね。固定資産の二重取りになっているわけですからね、この資産割というのは。固定資産税を払っている、その上に国保でまたこの資産割で国保料を取るといふ形ですから、これは当然本町としてもなくすべきだといふふうと思うんですが、その点についてこの2つ、伺っておきたい。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） まず、保険者支援制度の中での子育ての部分という部分につきましては、いろいろとそれを受けるための中では、もちろんそういう部分に対して、努力しているところに対してという部分がありますので、うちもそういう部分については努力している部分で適用を受けたいといふふうにももちろん考えているところであります。

それと、資産割については、基本的には過去いろいろな税の賦課割合がありまして、農業所得が多いところだと、年度間での所得の増減が高いときに、資産割があるとある程度安定するという形でとられてきた経過はあるかと思っております。ただ、今回都道府県化になる中では、北海道どこにいても同じような所得、同じような状態であれば金額は同じような形になるというのが、まず一つの方向として出ているところでございます。その中で、うちが資産割を継続するかどうかというところについては、今後の部分で検討しないといけないと思えます。

なぜそのようなことを言うかという、まず、大きな保険料の変更をできるだけ避けたい、できるのであればなだらかな、いきなり上がったりが下がりがないような形で、最終的な形のほうに持っていくというのが一つの方法かと考えているところでございます。

以上です。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 若干補足させていただきますけれども、先ほど言っていた保険者支援制度、全国で1,700億円でしたか、予算づけされているということだと思うんですけれども、そういった中で、高齢者が多い、低所得者が多い、さらにはそういったお子さんの世帯数が多いというようなところに多く配分されるというようなことになっているかというふうに思っています。それは、そういった低所得者等の多い脆弱な保険者であるというようなことから、保険者支援制度ということで町のほうに出てきているというようなことで、そうい

った保険の会計上の補填としていただいていると、交付されているというふうに理解をしているところでございます。

低所得者につきましては、御案内のように7割、5割、2割でしたか、の軽減措置もございますので、そういったものが継続されているというふうに考えているところでございます。

それから、資産割につきましては、北海道についてはなくす方向で今考えているようでございますけれども、本町にはまだその制度がございますので、これを一気に変えていくということは、相当保険料の変更が伴うことになろうというふうに思っております。そういった中では、段階的にその辺の割合を変えていくというようなことも必要だというふうに思っておりますし、一定資産を持っている方はそれなりの所得水準にあるだろうというようなことも含めて考えているもともとの考え方もあろうかと思っておりますので、そういったところを今後すり合せながら、できるだけ大きな変更にならないような形での保険料率のあり方について、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 国保税が重い負担だということは、ここに私、今、平成27年の決算審査のときの説明、そちらが出された説明資料なんですけれども、未納者の57%分というのは応益割部分なんですよというふうに説明があるんですよ。つまり、未納になっているというのは、収入がなくて所得が低いということが、本町の場合こんなに大きいということが明らかにされているんですよ。だから、そのことをやっぱり考えていかななくてはならないんじゃないかというふうに私は思っているんです。

そういう意味で、引き下げと同時に、この4番目に質問しておりました減免制度の問題ですね。本町として例えば、今多くのところでやられてきているのは、ひとり親世帯だとか子育て世帯、あるいは障害者のいる世帯、こういうところについても状況によって減免の対象にするという、そういうふうなことというのは考えてはいませんか。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 現状のところでは、この減免の部分については今ある法の部分、そして地方税法の703条の5の規定の、今回1件減免を行っていますけれども、その適用を比としていくというところを考えていました。まだ新設等、独自の部分については、今の現状ではまだ考えていないところでございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

[ 1 1 番 北村 修議員 登壇 ]

○ 1 1 番 (北村 修君) 我が町の要項によりますと、自然災害等々となっているんですね。だけれども、いろんな形で道に出している報告書によりますと、むかわ町の減免対象事由の中に、災害はもちろんですけれども、収入や失業や収入減、その他の要項というものもあるというふうになっているんですけれども、その辺は認識されておるのか。あるいはそういう取り組みの経過はあるのかとか、伺っておきたい。

○ 議長 (三倉英規君) 飯田町民生活課主幹。

○ 町民生活課主幹 (飯田洋明君) 国民健康保険税の減免につきましては、先ほど課長のほうから答弁ありましたとおり、国民健康保険税条例のほうで規定しておりまして減免しているところでございます。その中で、災害ですとか失業等によります収入の大幅な減少によって、ちょっと納めることが一時的にできない方につきましても、対象としているところでございます。

○ 議長 (三倉英規君) 北村議員。

[ 1 1 番 北村 修議員 登壇 ]

○ 1 1 番 (北村 修君) この問題でもう一つ伺っておきたいと思うんですけれども、先ほど課長の答弁の中に、この滞納処分の問題で生活保護、いわゆる滞納処分をかけることによって生活が著しく落とし込むような状況は避けると、そのようなときにはしないという条件がありました。それは当然のことだというふうに思いますが、あわせてそこで伺っておきたいんですが、例えば、我が町として滞納については、給与だとかそういうふうな、いわゆる公的給付なんかでも差し押さえのことはやっておるようですが、何々やっておるのかということとあわせて、児童手当などはどのように考えておられるか、改めてちょっと。

○ 議長 (三倉英規君) 飯田町民生活課主幹。

○ 町民生活課主幹 (飯田洋明君) 差し押さえにつきましては、給与、預金、国税等の還付金等が一応多い項目でございます。児童手当につきましては、直接差し押さえ等は行っておりません。

○ 議長 (三倉英規君) 北村議員。

[ 1 1 番 北村 修議員 登壇 ]

○ 1 1 番 (北村 修君) 行うという、そういうものはありませんね、そういう考え方は。いわゆる児童手当等については、確認しておきたいと思います。

○ 議長 (三倉英規君) 飯田町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（飯田洋明君） 児童手当を差し押さえるということはしておりません。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） ありがとうございます。なぜこれを聞いたかという、学校給食の給食費の問題で児童手当からという話がありましたから、これはちょっと類似するなと思って改めて伺っておいたところであります。

時間が長くなりましたので……

○議長（三倉英規君） しばらく休憩いたします。

再開は、3時35分にしたいと思います。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時35分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

北村議員どうぞ。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 国保問題、時間の関係で省きますが、一つは繰り入れの問題、激変緩和との関係で繰り入れの問題、課長が答弁されました。繰り入れはできると、これは、道がこの間の会議の中で明らかにしました。それは市町村自治体の固有の判断でよろしいということが出されておりますので、これはぜひ町としても使って頑張ってもらいたいというのが1つであります。

それから2つ目には、なかなか重たい国保税が、非常に負担が大変だという問題で、私は滞納者が増える、26年度、27年度でいえば、本町のいわゆる滞納者に対する処分であれば、120万余りの差し押さえがなされているという状況があります。中身を聞きますと、預貯金、給与とかですから、まあまあという感じはしますけれども、大事なことは、やっぱりこういう方々に対しては減免制度の活用だとか福祉制度に乗せるということが大事だということを指摘して、次に移りたいというふうに思います。

最後の問題ですが、カジノの問題、いわゆるIR問題であります。

この間、苫小牧市への誘致の動きが非常に大きな問題として出されてきております。この

隣町として本当に放置できない問題だというふうに思います。こうした事態が依存症を初め、さまざまな多くの人々を新たな生活苦に陥れるということは、各地の経験でも明らかになっているところでもあります。本町としてもこれらはやはりうまくないと言うべきでないかというふうに私は思います。苫小牧圏広域という形の中でいろいろな御事情もあると思いますけれども、これらの問題については、やはりきちっとした態度を本町としてもとる必要があるのではないかというふうに思うわけではありますが、見解を伺っておくものであります。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 質問事項につきましては、カジノという頭出しでございますけれども、統合型リゾート、I Rにつきましては、昨年12月の特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律、いわゆるI R推進法が施行され、全国各地で誘致活動が行われているかと思えます。

北海道におきましては、I Rが観光振興、地域経済の活性化、雇用の創出などの効果が期待できる反面、治安悪化、ギャンブル依存症など社会的影響というのも懸念されることから、道民の理解を深めるために、苫小牧市を初め道内各地でセミナーを開催、本年3月には知事が直接国に出向いて、カジノを中心とする統合型リゾートの道内誘致への支援を要請してきているかと思えます。

現在、道内におきましては、苫小牧市、釧路市、留寿都村が誘致を表明しております。3地域合同の北海道I R推進連携協議会というのが本年1月に発足されております。

苫小牧市におきましては、4年前から誘致に名乗りを上げ、本年度から専門部署国際リゾート戦略室というのを庁内に設置し、これまで海外事業者の動向調査、市民向けセミナーの実施など、実現に向けた準備を本格化させてきているかと捉えております。しかし、こうした誘致活動が加速化する一方で、カジノを含む統合型リゾート開発には御指摘のとおり、犯罪の増加だとか治安の悪化、青少年の健全育成の影響、ギャンブル依存症の増加等々の社会的影響が懸念されているかと思えます。これらの課題対策というのを前提とすべき点は当然と考えるところであります。

本町としましては、カジノの運営方法、そして入場規制を盛り込んだ実施法案というのが秋口にまとめられることを踏まえまして、制度設計や申請主体、候補地の選定、社会的影響、こういった対策などの動向をしっかりと注視するとともに、苫小牧市を初めとする道内3地域の状況の把握、情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

[ 1 1 番 北村 修議員 登壇 ]

○ 1 1 番 (北村 修君) I R、いわゆるカジノ法案について今るる、もたらず悪影響等々指摘をされたわけでありましたが、全くそのとおりであります。

そこで、情報を収集しながらということなんですけれども、本町は苫小牧広域圏ということで広域的な取り組みをするという状況になっております。しかし、この問題については、住民の中でも、私は多く反対しているだろうなというふうに思っておりますが、やっぱり受け入れられないという人たちも多んだというふうに思っておりますが、これらについてはその広域圏という、そういうものと事業としては一線を外すということが、本町としてはとるスタンスではないかというふうに思っておりますが、それらを含めてどのように考えておられるかということをお伺いしたいというふうに思います。

そして2点目には、もしそういう方向で進むとすれば、本町への影響というのはどのように考えておられるか。私は経済的には余りないんじゃないかというふうに思いますし、人々がいわゆる依存症を初め、そういうことへの不安のほうが非常に大きいんじゃないかというふうに思っておりますが、その辺、改めて伺っておきたいと思えます。

○ 議長 (三倉英規君) 竹中町長。

○ 町長 (竹中喜之君) 今、具体的に出されました、苫小牧の総合開発期成会のことを言っているのかと思いますし、定住自立圏のこともお話を含めて確認をとということでございますけれども、I R、カジノも含めてですけれども、の関係においては、前回苫小牧総合開発期成会、さらには定住自立圏の総会等々の場においても一切触れられた経緯はございません。ご相談も受けておりません。その中で、今後に向けてということは、市独自としては私どもタッチできませんので、そこは外しておきますけれども、先ほど答弁で申し上げましたとおり、実施法というのが1年以内ですか、昨年、今推進法ですから、これに向けて策定準備が進められているかと思えますけれども、重ねて申し上げますけれども、この中における国民の理解を得られる詳細な制度設計、先ほどの社会的影響も含めてですけれども、ここをしっかりと行うべきであるということが基本姿勢でございます。

○ 議長 (三倉英規君) 北村議員。

[ 1 1 番 北村 修議員 登壇 ]

○ 1 1 番 (北村 修君) ぜひその方向で頑張っていただきたいというふうに思いますが、やはり今言われたように定住自立圏等々で、我が地は苫小牧圏という中でいろんな取り組みをせざるを得ないという状況もあります。しかし、こういう問題については、やはりそういう

中にあっても本町としては一線をきちっと守るという立場が私は必要だというふうに思います。私は、このカジノを含むこういうものについては、やはりこの地域には要らないという立場を鮮明にさせていただければというふうに思いながら、そのことをお願いをして一般質問を終わるものです。

以上であります。

---

◇ 津 川 篤 議員

○議長（三倉英規君） 次に、10番、津川 篤議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 第2回定例会に当たりまして、通告に基づきまして一般質問をさせていただきたいと思いますが、まず学校給食の延期の対応についてであります。ここで4点ほど出しておりますが、それに付随した意見もこれから出していこうとは思っておりますが、まず一番初めに、この延期になったという状況の中でなぜ、長谷川教育長の名前でこの延期が保護者に出ているわけですよ。これは保護者に出すということは、延期の通知を出すのであれば、やはり保護者説明会をまず一番先にやらなきゃいけない仕事でなかったかというふうに考えているんですが、その点についてはどういうふうなお考えをお持ちなのか。

それから、器材器具の購入に当たって不備があったとか、いろんな後づけで問題が出してこられておりますが、こういったことがまさしく現実としてあったのかどうなのか、それらについても伺いをしておきます。

それから、これを再開をするという日にちを6月30日に設定した、この思惑は何なのか。これらについても伺いをしておきたいと思います。

さらに、町長並びに教育長の基本的な考え、この学校給食に対する基本的な考え、あるいは、今日までいろいろと取り沙汰されている執行者としての責任はどのように考えておられるのか。先ほど町長並びに教育長の発言では、安心・安全な食を供給するためというふうなお答えを出しておりました。これは当たり前のことなんです。当たり前のことを責任というふうに捉えるのはいかがなものかというふうに思いますので、まずこの4点について、まず教育長から答弁をお願いします。

○議長（三倉英規君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 第1点目の保護者説明会の開催についてであります。延期の決定が当初開始予定の6月1日間近であり、取り急ぎの延期通知となってしまったこと、その

時点で一番求められるであろう開始予定については見通しが立っておらず、後日説明会を開催させていただく内容でのお知らせとなっております。その後、6月3日に見通しが立ち、6日の校長会での内容を説明し、御意見をいただいてからの保護者説明会というスケジュールとさせていただきますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の器材器具の購入対応についてでございますが、不足している器材器具のリストを作成し、内容確認を行い、まず給食開始に向けて必要なものについては現行予算内の対応とし、給食開始後にも必要と見込まれるものについては今回補正予算として要求させていただきます。

次に、3点目の6月30日に定めた理由についてですが、開始日の延期を協議する段階から日程調整を行ってまいりました。不足しているものの調達見込みが立ったこと、そして、献立表等の作成見込みも整い、事業者と協議を行い、6月30日に決めさせていただいたものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、4点目の教育長としての基本的な考え方についてですが、先ほども教育行政報告で重なる部分もあるかと思いますが、学校給食の実施は、むかわ町にとりまして長年の課題でもあり、やっと保護者の皆様の念願がかない実施にこぎつけた重要案件でございました。少子化が著しく、子どもが健やかにたくましく育つ環境づくりを目指しているむかわ町、そして、むかわ町教育委員会として、学校給食は子育て支援としても大きな柱と考えておりました。町民の皆様の御期待に沿えなかったことに対し、この場をお借りしてお詫びを申し上げます。

今後におきましては、今回の反省を踏まえ、組織体制を整え、6月30日の給食開始に向け、目指すところの安全・安心でおいしい給食が提供できるよう、私はもちろん、教育委員会職員が一丸となって、学校栄養教諭や受託事業者、学校現場、児童生徒、そして保護者の皆様とより一層の連携を進めてまいることをお誓いいたします。

以上です。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

[10番 津川 篤議員 登壇]

○10番（津川 篤君） 最後に町長にお聞きしたいことまだたくさんありますから、まず、教育委員会の立場で、今年の3月の定例会、教育長覚えていると思いますが、教育長、こういう行政報告を出しているんですね。これあなたの言葉で書かれているんです。そうすると、この給食元年にするという強い意欲を持ってこの給食に取り組んできたはずなのに、な

ぜこれを原課だけで取り組んで、教育長が、これを先頭に立ってむしろ引っ張っていくぐらいのものがなかったというのは、このことに関しては教育長としてなぜ原課と原課にだけ丸投げしていたのか、その間、例えばここまで月に1回の受託業者との打ち合わせ会議、これ3回やっております。教育長出ていないんですね。全部原課に任せているんです。自分が給食元年にするんだという意欲はあるんだから、やはり自分がみずから出て行って、そこを引っ張っていくリーダーシップというのは教育長には求められるんじゃないですか。それを原課にだけ丸投げしていたというのは、教育長どういうことだったんですか。それだけ職員を信頼していたということですか。

○議長（三倉英規君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 今、議員指摘のとおり、教育行政執行方針で私も、待ちに待った学校給食もいよいよ6月から提供することにいたしましたという文面を書かせていただきました。また、学校給食元年として安全・安心、おいしい給食を提供し、課題のある子どもたちの基礎学力と基礎体力の向上にも波及効果があるものと考えており、さらには食育を通じて地域を見直す機会ともいたしていきたいと考えております。

それで、今御指摘のあったとおり、原課に丸投げしたんじゃないかという話ではありますが、そういったつもりは毛頭ございません。確かに信頼関係ありますし、そういった部分では当然、何か問題があれば私のところにお伺いを立ててくるものだとも私も思っておりますし、もしそういうことがあれば私はすぐ飛んでいくタイプでありますので、すぐ飛んでいったと思います。そういうことがなかったのも、私も安心して、やはりこの言葉のとおりできるものと確信をしておりました。その時点では、そういったことであります。

以上です。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 教育長ね、職員を信頼していると。そのあたりは誰しも長になるものは信頼を失って物事が進むなんていうことは、私は考えておりません。しかしながら、やはり教育長就任して、この事業というのはいかに大きな事業かと、前代未聞、例のない、この小さな町で同時に2カ所給食センターがオープンするというのは前例がないことなんです。それだけ厳しい事業でもあるわけ。それをやはり先頭に立てなかったという、今教育長の話、言葉をかりますと、そういう問題があったら私は飛んでいきますよ。飛んでいかなくたって隣の部屋にいるんだから行けるわけです。そしたら原課に、例えば3月31日に工事が終わっ

ています。4月、5月、この2カ月あるんですよ。だから教育長が言う安心・安全な食のために2カ月を要してもまだできなかったと、その根拠は何だったんですか。その確認というものをきちっとチェック機能としてやっていなかったということにならないですか。せっかく6月1日には子どもさんたちはできるというふうな夢と希望を持っているのが、一番教育の現場に携わる教育委員会が踏みにじるようなことをやっていいんですか。私はこれは違うと思います。やはり子どもに夢を希望を持ちながら教育の推進をやるのであれば、やはり何としてでも6月1日にやれるような体制をとっていくべきだと。だから4月の段階でそういうものが原課に、例えば、原課に対してどうなっているんだと、その確認作業をやっていけば、そういった問題点というのは発見できたんじゃないですか。そういうことをしなかったためにこういう大きな問題になって、24日に決定をしたと、これは教育委員会がこの24日の日は決定をして、25日に文章を出したということで、行政側は入っていないで、教育委員会だけの判断でそういうふうなものを出したという捉え方でよろしいですか。

○議長（三倉英規君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） ただいま御指摘のあったとおり、4月までは私も各種定期総会等に呼ばれまして、その都度挨拶をさせていただきました。当然ながら6月1日学校給食は当然できるものだと思っておりますし、そういった挨拶をさせていただきました。5月に入ってから、ちょうどゴールデンウィーク明けごろからです。物品の品物が足りないと聞くと、そういった話が聞こえてきまして、そういった部分で私も飛んでいきました。そういったことが5月に集中したことが実際に事実であります。4月までは本当の部分でそういった形ではありませんでしたので、順調に推移しているものと確信をしておりました。

それと24日の件についてであります。当然、町長部局、そして教育委員会と相談しながら決めさせていただきました。

以上です。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 町長部局と相談をして延期をせざるを得ないというふうな判断になったんだろうと、私は、むしろ延期になったほうがよかったと、このままいったんでは、後々に大きな問題が生じたときに、今は延期で済むんですけども、始まったら延期はきかないんですよ。とり直しはできないんですよ。だから、それを詰めるためにこうなったというんだったら、それは理解します。

ただ、教育長に聞きたいのは、この長谷川教育長の名前で私ども議員さん、それから父兄の皆さんにこれ出していますよね。出しているのであれば、やはり一番先には保護者でしょう。保護者にこういう事態で延期をせざるを得ないという状況が、これ25日ですよこれ、日付見ると25日に来ているんですよ。そうしたら26日の日でも遅くはないんです。保護者説明会をやるのであれば。そこをしないということは、先ほど長谷川教育長は再開のめどが立っていない。初めずっこけているものが再開のめどなんかありますか。スタートしていないんですよ。スタートしてないのが再開でないですよ。検討しているんですよまだ。そういうものをまず一番先に保護者に教育長の名前で出すのであれば、保護者の皆さんに集まっていただいて、やはり現況はこうなっていますという説明を一番先にしなきゃならないんですか。そうすると保護者の皆さんは、子どもさんに聞かれたときにこういう事情ですよと説明できるわけでしょう。この文章からしてお母さん方これ説明できますか。できないですよ。これは全く行政の上から目線なんです。

そして12日、13日、保護者説明会やります。その文章を見ました。産業会館でやります。穂別支所でやります。自分の過ちを役場まで出てこいと、それは上から目線じゃないですか。むしろ学校側で保護者説明会をやるというのが基本じゃないですか。それを役場に呼びつけるというのはどういう意味なんですかこれ。だから穂別では12人しか集まらない。むかわでは17人しか集まらない。もっと関心があるはずなんですよ学校給食は。それなのにもかかわらず、それだけが集まれない、それは行政が俺のところに来いというふうな呼びつけですよ、教育長。なぜ自分らが学校に行かないんですか。自分たちの過ちは過ちとして認めなきゃいけないわけ。これは行政の過ちなんですから。

そして、さらに言わせていただくと、器材器具が足りない、何が足りないということになると、これは受託業者の日総さんが何らかの意図的にそういうものをやったのか、そういう思いというのは今教育長として、今になって器材器具が足りません。この後、明日になったら補正予算を組みますよ。もちろん補正予算の中でも問題にはなると思います。今のこの時期になって器材器具が足りないということは、教育長ね、子どもの数が100人も増えるんですか。増えないでしょう。現況の人間だけが利用しないんですよ。それが器材器具が足りなくなると、そんな話が当面通ると思いますか。私は、これは初めから受託業者と教育委員会のコンセンサスがきちっととれていないと、そこに問題があるというふうに思うんですが、教育長どうですかそれ。

○議長（三倉英規君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） まず、日総さんの器材器具が足りなかった件であります。当然、器材器具につきましては準備は進めておりました。しかし、絶対量が足りなかったということです。

1つ例として挙げますと、例えば包丁が4種類あります。当然5丁ずつ買ったなら20丁です。しかしながら、調理員の数と同じだけの包丁をやっぱり用意しなきゃならなかったことについて、後で気がつきました、そういった部分では。例えば調理員が7名いると、7掛ける、七四、二十八です。結局、例えばO-157ウイルス等の食中毒が発生したときには、その調理員の使っていた器材等はすぐ撤去するそうです。そういった部分では、全員ナンバー入りでその数を揃えなきゃならなかった、それはザルでもそうですし、細かいことを言えば本当にたくさん実はありました。そういった部分の、今議員の指摘あったとおり、連携調整が実はやっぱり足りなかったんだらうということになります。しかし、実際ながらそういった部分が5月に入りまして発覚しました。ですので、そのほかにもスタットカートとかいろんな部分で絶対量が、自分たちが想定していた数よりも実際に足りなかったと。そして、特別注文品が多くてすぐに納入にはならないと、2週間か3週間かかるものも実際ありました。

そういった部分では、そういったことの原因究明ですとか、次の提供日の日程も決められない中で説明会を開催することは、逆に保護者の方々に不安や御迷惑をかけることにつながりますので、ここは私たちが慎重に考えながら、今回6月3日の見通しが立った後に、校長会、そして学校給食運営委員会、それらを経て、6月12、13日に穂別地区、鷺川地区両地区で開催させていただきました。

それで、決して私たちは上から目線で保護者と対応しているつもりは全然ありませんでした。全部で6校の学校がありますので、小・中、全てを回って歩く時間が惜しいのであえて両地区1カ所ずつとさせていただきました。そういった形で何とか保護者の皆さん方に伝わるように考えまして、最善の策と思ってやっておりました。

以上です。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

[10番 津川 篤議員 登壇]

○10番（津川 篤君） 教育長、そうは言うものの、例えば数が不足して、日総という会社は、初めてやる会社じゃないんです。全道的にやっている会社なんです。そうすると、例えば300食、400食、これだけのものが要るとすれば、器材器具はどの程度足りないかというのは、その受託業者のほうがわかっているわけですよ。例えば教育委員会の職員、私も議員で

すから、いろいろ聞かされてもなかなか素人ですから、初めてのことでですからわからない。総務委員会でやってもわからないんですよ、逆に言うと。だけれども、やはり1カ月に1回ずつ打ち合わせ会議をやっているわけですよ。したら、ずっとやっているにもかかわらず足りなくなるというのは、その打ち合わせ会議そのもので何を話していたんだと、雑談していたわけではないでしょう。やはり子どもに6月1日に何とか給食を食べさせてあげたいというのが教育委員会の思いでしょう。その思いが、やはり受託業者とは言いませんけれども、やはりどこかの部分で、目に見えないところで前に進まなかったと、それでこういう結果になりましたよというふうなことです。私は教育委員長に、やはりこれだけのものをやるのであれば、先ほど4番議員の質問の中でもいろいろ出てたけれども、町長並びに教育長は同時発言しているんです。延期になって、今後においては安心・安全な食を提供したいと。それは何も6月30日でなくてもその前に6月1日であっても、その思いで進めていたと思うんですよ。教育委員会も行政側も。であるならば、やはりそこは原点に戻って、やはり子どもたちにこういう間違いを二度と起こさないようなことをきちっとしていかないと、一つ一つ検証していかないと、今後において、今教育長ね、一度つまずいたら二度あるんです。二度あったとき誰責任とりますそれ。そういう懸念すら町民から出ているんですよ。保護者から。だから6月30日に、ここに一般質問の中でも言うておりますけれども、6月30日、この日にち限定したのは、これは行政側のただ配慮でないの。6月1日にできないから6月30日なら、同じ6月だから許されるんでないの。町民の皆さんはそこまで疑ってかかるわけです。行政側はそうでない。一生懸命やって努力した結果が6月30日にはやれますよと言っても、一度つまずいたらなかなかその言葉というのは響かないんですよ。

だから、こういうことにならないように、やはり保護者説明会についても、教育長は穂別のほうにも出向いていたようでありますから、その中で穂別、一番多く出ていた意見は30日で大丈夫なのかと、そういう意見出ていたはずですが。それだけ保護者のほうが逆に心配しているんです。行政側のことを。これはありがたいことです。行政のやっていることに対して保護者のほうが先に心配してくれると、こんなことあり得ないですよ。だけれども、その言葉に甘えて今後こういう問題を起こすようなことがあつては、私はならないというふうに思うんですが、教育長についても、今の段階で6月30日、これは行政の都合で決めた日にちじゃないですよ。というのは、なぜかという金曜日なんです。30日は。そうすると7月1日、2日、土日です。むしろ再開するんなら7月3日でもいいんでないかというのが穂別で意見として出ていたでしょう。教育長聞いていると思うんですが、ここにきて拙速にや

る必要はないんじゃないの。そういうふうな発言があったと思うんですが、どうですか、教育長。

○議長（三倉英規君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 今指摘ありました穂別地区の保護者説明会でありますが、確かに保護者のほうからは不安を感じていると。延期につきましては、特段それに対するの質問はありませんでした。それで、今具体的な7月3日のほうがいいんじゃないのかという話については、ちょっと私は覚えておりませんが、6月でなくても7月でもよろしいんじゃないかという話はされていたように記憶しております。

私たちが6月30日ありきではなかったのかという御指摘であります。私たち教育委員会といたしましては、一日でも早くという思いから、実は6月26日と考えておりました。4週間のトレーニング期間をぎりぎりにとれるんじゃないかということで、実は、受託事業者と検討もしたこともあります。しかしながら、やっぱり物品が相当数揃わない分もありますので、代用品できく部分ときかない部分とやはりありますので、そこは先ほど議員のほうからも御指摘ありましたとおり、提供が始まってから給食センターをとめるわけにはいきませんので、そこは本当の部分で安全な部分を選択させてもらいまして、今回の6月30日という運びになったのは事実であります。そういったことで他意も何もありませんので、よろしくお願ひします。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 教育長、そうしたら26日にオープンできるぐらいまではもう地ならしは終わっているんですね。そうすると、もう30日にオープンしても問題はないですね。ないですね。問題あったときに誰責任とるんですか。誰がどのように責任をとるんですか。問題を起こしたときに。今は問題ない、まだ給食始めてないんですよ。始めてないから言葉では問題ないとは言えますよ。もし、このことが2度、3度同じようなことがあると、やはりそれは教育委員会のみならず、やはり執行者に対してのやはりそういう批判というのは出てくるだろうと、だから私はここで確認をしているのは、そういうことはないですよねと言ったんです。ないですよね。

○議長（三倉英規君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 何回も念を押されていてちょっと戸惑うんですが、6月26日テストラン、そして6月30日に給食提供開始で私たちも動いておりますし、そういった部分では、

今のところは変更する予定はありません。よっぽど何か大きな災害でもあれば別なことでありますが、そういった部分で今進めております。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） そこでですね、教育委員会の見解は大体わかりました。町長にちょっとお聞きしたいのは、町長の3月の定例会ですね、この町長の施政方針の中に、12ページに大きく、学校給食は6月から安全でおいしい学校給食を開始しますと言っているんですね。だからこの段階では町長は6月1日に、3月の段階ですよ、できるというふうに判断してたという感覚でよろしいですか。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） まず、これ一問一答のやり取りでございますので、最初に津川議員のほうから議長を通して、一般質問の中において、私のは後でしてくれということでございますから、質問要旨にのっとりながらまず前段の答弁をさせていただいて、そのやりとりも含めた中で今の答弁に結びつけていければいいなと思っていますので、御理解をいただきたいと思っております。

基本的な考え方について、先ほど1番議員、4番議員とも重なりますけれども、その辺は御容赦を願いたいと思います。

まず初めに、このたびの一連の事件につきましては、諸事業が重なり、結果的に準備環境が整わず、学校給食が延期となってしまったことにつきましては、議会冒頭での行政報告でお詫びを申し上げたとおりでございます。学校給食センターの設置者でございます町長として、並びに学校給食の運営主体となる町、教育委員会の責務といたしまして、安全・安心な給食を遅滞することなく提供し続けることが重要であると反省するところでございます。幸いにも児童生徒、保護者の方々、学校現場に大きな混乱なく御理解をいただき、対処をいただいておりますことに感謝を申し上げるものでございます。

これらの経緯というのをかみしめ、子どもたちの安全・安心な学校給食というのを改めて最優先としながら、体制強化を図り、町長部局、教育委員会が組織が一丸となって、6月30日の開始に向け準備を行い、おいしい給食の開始に臨むことが私の責任と考えているところでもございます。御理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 町長ね、安心・安全というのは食です、それはごく当たり前のことなんです。これは安心して提供できなかつたら、それは提供する必要性ないんです。だからそれは基本理念に持ちながら今日まで来たと思うんです。私は。

それで、先ほどこれから運営に当たっての質問の中で、答弁でセンター長を務める方が兼職でやられると。これは町長として考え方は、今までの兼職でやれるんだというふうな思いというのはあるのかどうなのか。それもやはり軌道に乗るまでの半年間だとか、そういうものは、やはり責任者としてそこに常駐するぐらいのものがなかつたら、こんな片手間で、役所の片手間でできるような仕事ではないんですよこれ。この点について町長として、先ほどの答弁の中からすると、室長と、それから課長が兼職をすると、そういうようなものでこの事態を乗り切っていけるというふうにお考えなのかどうなのか、お伺いしておきます。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 再度、先ほどの学校給食関係の答弁等を繰り返すことになるかと思いますが、今回の責任所在ということも含めて、そのあり方について所在を明確にするということは、今回給食開始への、これは明らかに準備不足だったということは反省しなければなりません。その延期の措置に対しての事故の未然防止として、徹底した原因究明と体制強化も含めた改善策というんでしょうか、そこはこれからも努めていきたいと考えております。兼職の関係につきましては別にしながら、先ほど申し上げましたように開始後ではなくて、開始前、例えば来週でございますけれども、来週早々から、開始前から今ある学校給食の体制について、できる範囲の中で状況等も、増員等も含めながら、これらに向けての安全・安心、先ほど津川議員のほうからも改めて申しただいておりますけれども、これは基本理念であり、ずっと押し通していかなければならないことと私も思っておりますので、ここは大事にしていきたいと思っておりますので、御理解を願いたいと思っております。

あわせて繰り返しますけれども、教育委員会内部の評価とともに、これも先ほど言いました極力できる範囲の段階で、体制整備とともに関係する所管課、さらにはグループ内の役割分担、そして関係する部署、そして受託事業者との連絡連携というの、もう少しスムーズな形でできるよう、私のほうからも指示をしていきたいと思っております。あわせて、管理監督をする管理職に向けても、マネジメント会議というのをさらに充実強化をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

[10番 津川 篤議員 登壇]

○10番（津川 篤君） いろんな行政の中身ですから、いろんな方法だとかやり方というのはあるんだろうというふうに思います。しかしながら、この学校給食については、特に新しい事業ということで、本当に常駐しないでも対応できるという、そういうようなものではないような気がするんですが。

いま一度、町長、それで今の答弁では、そういうものも検討しながら進めていくと。私、検討という言葉好きでないんですよ。検討というのはやらないということですから、そうじゃなくて、やっぱり町長として、執行者として、やはりこういう、例えば2地区にある部分については誰かが責任を持ってきちっとやっていくという方策というのは、立てる必要性があるんでないかというふうに思いますので、いま一度ちょっとお願いします。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 開始前にできる体制の充実強化、これは検討ではなくて実際に行っていきたいと思っています。開始後におきまして、そういった意味での、兼職云々は別にしまして、強化に向けた整備、これも図っていきたくて考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 教育長並びに町長にお願いをしておきたいんですが、今回について、私も平成27年から委員会を預かっていて、こういう問題に対応してきたつもりなんです。しかしながら、結果的にはこういう残念な結果になってきたということで、いろいろ議員の皆さんからは委員長悪いからだというふうな言葉まで出てくるような始末ですから、私は、いづれにしても皆さんを信じてここまで来ているというふうな思いですので、今後において、こういう問題が生じて責任をとらなきゃならないというときには、決して原課に振ることなく、やはり最高責任者である者がしっかりと責任をとっていくということで確認をしておいて、教育長よろしいですか。

○議長（三倉英規君） 教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 今御指摘のありましたとおり、職員に責任を押しつけるつもりは毛頭ありません。当然、監督管理責任は私にありますし、そういったことを常に肝に銘じながら進めてまいります。よろしく申し上げます。

○議長（三倉英規君） 津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） いずれにしても、子どもたちは非常に楽しみにしているということだけは間違いありません。それで行政ももう少し胸を張ってどんどん引っ張っていくような学校給食をやっていただきたい。そういう思いで一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（三倉英規君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会したいと思います。

なお、あすの開会時間は午後1時とさせていただきます。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時24分

## 平成29年第2回むかわ町議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成29年6月21日（水）午後1時開議

#### 町長提出事件

- 第 1 報告第 1号 平成28年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第 2 承認第 1号 専決処分につき承認を求める件  
(平成28年度むかわ町一般会計補正予算(第9号))
- 第 3 承認第 2号 専決処分につき承認を求める件  
(平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
- 第 4 承認第 3号 専決処分につき承認を求める件  
(むかわ町税条例の一部を改正する条例)
- 第 5 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件
- 第 6 議案第30号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する件
- 第 7 議案第31号 胆振支庁管内公平委員会規約の変更に関する件
- 第 8 議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更に関する件
- 第 9 議案第33号 工事請負契約の締結に関する件
- 第10 議案第34号 むかわ町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例案
- 第11 議案第35号 むかわ町個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 第12 議案第36号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第13 議案第37号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案
- 第14 議案第38号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算(第1号)

#### 議員等提出事件

- 第15 意見書案第 6号 オスプレイ飛行訓練の中止等を求める意見書
- 第16 意見書案第 7号 JR北海道日高線の早期復旧を求める意見書
- 第17 意見書案第 8号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 第18 意見書案第 9号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解

消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書

第19 意見書案第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書

第20 所管事務調査報告の件

(総務厚生文教常任委員会)

(産業建設常任委員会)

第21 閉会中の特定事件等調査の件

(総務厚生文教常任委員会・産業建設常任委員会)

(議会運営委員会・議会広報委員会)

第22 議員の派遣に関する件

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（13名）

1番	山崎満敬	議員	2番	佐藤守	議員
3番	中島勲	議員	4番	大松紀美子	議員
5番	三上純一	議員	6番	星正臣	議員
8番	小坂利政	議員	9番	山崎真照	議員
10番	津川篤	議員	11番	北村修	議員
12番	木下隆志	議員	13番	野田省一	議員
14番	三倉英規	議員			

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	田所隆	会計管理者	藤井清和
総務企画課長	高田純市	総務企画課主幹	西幸宏
総務企画課主幹	酒巻宏臣	総務企画課主幹	大塚治樹

町民生活課長	萬 純二郎	町民生活課 主 幹	飯 田 洋 明
健康福祉課長	高 橋 道 雄	健康福祉課 主 幹	今 井 喜代子
健康福祉課 主 幹	藤 田 浩 樹	産業振興課長	成 田 忠 則
産業振興課 主 幹	東 和 博	産業振興課 主 幹	松 本 洋
産業振興課 主 幹	今 井 巧	建設水道課長	山 本 徹
建設水道課 主 幹	江 後 秀 也	建設水道課 主 幹	兄 後 敏 彦
地域振興課長	石 川 英 毅	地域振興課 主 幹	菅 原 光 博
地域振興課 主 幹	中 澤 十四三	恐竜ワールド 戦略室主幹	加 藤 英 樹
恐竜ワールド 戦略室主幹	田 口 博	地域経済課長	為 田 雅 弘
地域経済課 主 幹	吉 田 直 司	国民健康保険 穂別診療所 主 幹	藤 江 伸
教 育 長	長谷川 孝 雄	生涯学習課長	齊 藤 春 樹
生涯学習課 参 事	中 村 博	教育振興室長	金 本 和 弘
選挙管理委員 会事務局長	高 田 純 市	選挙管理委員 会事務局次長	石 川 英 毅
選挙管理委員 会事務局次長	西 幸 宏	農業委員会 事務局次長	鎌 田 晃
農業委員会 支 局 長	為 田 雅 弘	監 査 委 員	辻 圓 治

---

**事務局職員出席者**

事 務 局 長 八 木 敏 彦 主 査 長谷山 美 香

---

◎開議の宣告

○議長（三倉英規君） 御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は13名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより、直ちに本日の会議を開きます。

開議 午後 1時00分

---

◎議事日程の報告

○議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

---

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（三倉英規君） 日程第1、報告第1号 平成28年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 報告第1号 平成28年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして御説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

本件は、平成28年度一般会計歳出予算の経費から、その一部を平成29年度に繰り越しを行いましたことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

2ページをお開きください。

こちらの繰越明許費繰越計算書でございますが、2款総務費の個人番号カード交付事業につきましては、平成27年度から交付事務を開始しておりますが、平成29年度においても継続して交付事務を行うため、69万7,000円を繰り越すものでございます。繰越財源につきましては、全額国庫補助金となっております。

3款民生費の臨時福祉給付金支給事業につきましては、国の平成28年度2次補正において、経済政策として、平成28年度住民税非課税の方を対象に1人当たり1万5,000円の臨時的な給付が措置され、本年2月から給付事務を開始しておりましたが、平成29年度に支給予定の

額とそれに係る事務経費を合わせまして1,002万9,000円を繰り越すものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費の農作業道整備事業につきましては、鶴川川東地区の農作業道を整備のため5,280万円を繰り越すもので、繰越財源は同補助金2,904万円と町債2,350万、残りは一般財源でございます。

また、農村地域防災減災事業につきましては、道営事業の稲里地区農道橋2橋の耐震補強に係る町の負担金として、道営事業田浦地区用水路改修に係る町の負担金を合わせまして1,066万3,000円を繰り越すものでございます。繰越財源は、同補助金113万9,000円と町債830万円で、残りは一般財源でございます。

3ページにお進みいただき、2項林業費の林業専用道整備事業につきましては、安住飛ヶ谷線の開設工事のため2,350万円を繰り越すものでございますが、繰越財源は同補助金2,299万3,000円、残りを一般財源としております。

7款土木費の町営住宅長寿命化事業につきましては、若草団地の6棟分に係る屋根の長寿命化工事のため2,446万2,000円を繰り越すもので、財源につきましては国庫補助金1,110万円及び一般財源となっております。

9款教育費では、学校教育施設外構工事と学校給食配送車購入事業で、それぞれ4,063万8,000円、1,344万3,000円を繰り越しし、それらの財源は全額一般財源となっております。

13款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費につきましては、道路橋りょう災害復旧事業と河川災害復旧事業合わせまして1億8,220万円を繰り越ししてございますが、繰越財源は国庫負担金1億3,888万9,000円と町債3,230万円、残りは一般財源でございます。

2項農林水産業施設災害復旧費につきましては、林業災害復旧事業と農業施設災害復旧事業合わせまして8,405万6,000円の繰り越しでございます。繰越財源は国庫負担金5,664万8,000円と町債490万円、残りは一般財源でございます。

以上で、報告第1号の説明を終わらせていただきます。

○議長（三倉英規君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、大松議員。

○4番（大松紀美子君） 2ページの総務管理費の個人番号カード交付事業ということで、全額が繰り越されていると。27年から交付事業が始まっているということなのですが、これまでの交付件数等わかりましたらお伺いします。

それから、3ページの小学校費の学校給食配送車購入事業なのですが、ほとんどの金額が繰り越しということで、これはどういう事情でこうなっているのか、2点について伺います。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） まず、最初の個人番号カードの交付枚数の件につきましては、手持ちの資料がございませんので、今すぐお答えできないことをお詫び申し上げます。

○議長（三倉英規君） 酒巻総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 給食輸送車の繰り越しの件につきましては、12月だったかと思えます。昨年の12月の定例会の際に、車の艤装等に、架装、つまり装備等の部分に納期まで相当の時間を要するというのを御報告申し上げまして、それで繰り越しの設定をその際にさせていただいております。発注は28年度中に実は行っておりますけれども、納期のその艤装に所要の時間がかかるということで、年度を越えるということでございまして、繰り越しの設定をその際にさせていただいて、今回その報告、実際の繰越額の報告をさせていただいたという内容になってございます。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで、報告第1号 平成28年度むかわ町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件は報告済みといたします。

---

#### ◎承認第1号から承認第2号の一括上程、説明、質疑、採決

○議長（三倉英規君） 日程第2、承認第1号 専決処分につき承認を求める件（平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第9号））から日程第3、承認第2号 専決処分につき承認を求める件（平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））までの2件を一括議題といたします。

承認第1号から承認第2号までの2件について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 承認第1号から承認第2号の専決処分報告につき承認を求

める件について、一括して御説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

承認第1号につきましては、平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第9号）でございまして、歳入では譲与税並びに地方交付税等がそれぞれ確定したこと、歳出では特別会計への繰り出しに係る所要の補正等を、平成29年3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、議案書の6ページをお開きください。

第1条でございしますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,641万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億2,042万7,000円とするものでございます。説明の都合上、別冊配付してございます平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第9号）に関する説明書により御説明申し上げます。

2ページの歳入より御説明申し上げます。

1款町税につきましては、町民税及び固定資産税が3月末の調定の状況からそれぞれ増額し、たばこ税は、収入額の確定により減額し、町税全体として431万5,000円を追加するものでございます。

2款地方譲与税の122万5,000円の減額から4ページの11款交通安全対策特別交付金の8万3,000円の減額までにつきましては、交付額の確定によりましてそれぞれ追加または減額の補正を行うものでございます。

このうち、10款地方交付税の3,085万6,000円の追加につきましては、特別地方交付税の確定に伴う増額でございまして、3月交付額が見込みを上回り、最終確定額は4億8,085万6,000円となったところでございます。

15款道支出金950万円の追加につきましては、恐竜化石発掘関係に係る地域づくり総合交付金が手当てされたことによるものでございます。

4ページから5ページにまたがり、16款財産収入の192万4,000円の追加につきましては、移住・定住促進の一環として分譲しております豊城四季の里の1区画の売却がされましたことから、所要の額を増額するものでございます。

17款寄附金につきましては、ふるさと納税の確定により寄附金全体として13万円を減額するものでございます。なお、平成28年度にいただいたふるさと納税は、総額3,006万円となったところでございます。

18款の繰入金につきましては、充当対象事業費の確定や全体的収入の状況から財源確保の

見通しが立ちましたことから、それぞれ減額するものでございます。

教育施設整備基金繰入金につきましては、鶴川中央小学校改築に係る事業費の確定と特別交付税等の確定により財源確保ができましたことから、今後の学校教育施設整備に向けた基金保有額の確保の趣旨から、基金の取り崩しを3,000万円圧縮するものでございます。

生涯学習推進基金の627万8,000円の減額につきましては、充当先の事業費の確定による減額でございます。

20款諸収入の128万8,000円の追加につきましては、長寿健康増進事業費特別対策事業補助金の確定により増額するものでございます。

6ページの歳出に移らせていただきます。

6ページから7ページの2款総務費992万3,000円の減額につきましては、それぞれ事業実績に基づく整理でございます。

8ページにお進みいただき、3款民生費の国民健康保険特別会計繰出金直診勘定の910万円の追加につきましては、穂別診療所の診療収入が減少しましたことから一般会計から繰り出しを増額するものでございます。

6款商工費の440万8,000円の減額につきましては、起業力耕上促進事業及び産業会館管理運営事務のそれぞれの事業実績に基づく整理でございます。

8ページ下段から9ページにかけましての9款教育費のうち、2項小学校費の小学校建設事業につきましては、事業実績に基づき490万3,000円を減額するとともに、特別交付税等の確定に伴いまして財源が確保できましたことから、歳入での御説明をさせていただいたとおり、教育施設整備基金の取り崩しの減額による財源の変更でございます。

4項社会教育費のうち、生涯学習推進基金活用事業につきましては、事業費確定に基づき627万8,000円を減額するものでございます。博物館費につきましては、地域づくり総合交付金の追加に伴う財源の変更でございます。

以上で、承認第1号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、承認第2号について御説明申し上げます。

議案書の11ページをお開き願います。

承認第2号につきましては、平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、直診勘定補正予算（第2号）でございます。

こちらは、診療収入の確定により収入内訳の変更について、平成29年3月31日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるもの

でございます。

内容につきましては、議案書の12ページをお開きください。

第1条でございますが、既定の歳入予算の款、項の区分及び総額を、議案書13ページの第1表直診勘定歳入歳出予算補正のとおりとするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、直診勘定補正予算（第2号）に関する説明書により御説明申し上げます。

2ページの歳入、1款につきましては、診療収入のうち入院収入で800万円、外来収入で110万円とそれぞれ減額となり、一般会計からの繰出金を910万円増額し、収支のバランスを図るものでございます。

以上で、承認第1号から第2号まで一括して御説明申し上げました。

よろしく御審議、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順序は議案番号順といたします。各会計とも質疑されるときは、ページ数及び款、項、目、節または事業番号を指示の上、質疑願います。

初めに、承認第1号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第9号）に関する説明書、別冊事項別明細書1ページから9ページまでの1総括、2歳入、3歳出全般についてと議案書つづり5ページから9ページ予算総則第1表歳入歳出予算補正までの全般について、質疑ありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） ちょっと大まかに質問しますが、まず1つは、今の3,000万は特別交付税の確定というふうに、一般交付税かと思ったら特別交付税だということなんで、特別交付税は、全体として総額、これが最後でこれだけということなのかどうかをお知らせ願いたいというのが1つです。

それから、2つ目に地方交付税ですが、今の既定額は46億ですが、28年度当初の予算見込みでは、たしか42億数千万だったというふうに記憶しているんですが、その交付税がかなり大きく伸びたような形になるわけですが、その要因についてちょっと伺っておきたいというふうに思うんです。それは、合併後という10年過ぎて、その内容が変わってくるということ、いろんな財政対策やってくるわけなんですけれども、そういうものとの流れの中で、これらをどう見たらいいかという点でお伺いしたい。

それで、あわせて、これで最終的な一般会計の流れということになるんでしょうけれども、おおよその見込みでよろしいですが、28年度の収支の見込みというのは、どういう状況として捉えているか伺っておきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 酒巻総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 御質問にお答えさせていただきます。

まず、特別交付税の、この最後の確定数値かどうかという御質問でございますが、これは今回の補正をもつての最終確定数値となっております。改めて御説明申し上げますが、28年度の特別交付税の交付確定をもちましては4億8,085万6,000円となっております。

続きまして、普通交付税が、当初予算の見込みから歳入割れすることなく、十分確保はできたという点の見通しの部分でございますけれども、まず予算編成の段階の、昨年の28年度の普通交付税の予算編成の基本的な考え方でございますが、まず1つといたしまして、試算をする際に考慮いたしましたのは、27年度の国勢調査の人口というものが、一つ反映される最初の年であったという点でございます。その部分で、人口減少分のところを見込んだ数値を出しております。もう1点は、合併特例の逡減期を迎える初年度ということで、その部分の逡減分ということも一定見込んだ内容となっております。

もう1点でございます。

これは地方財政制度の中でトップランナー方式というものが強くうたわれまして、行革削減努力というものを、先進的な行革を進められている自治体のモデルを参考にしながら、それを導入したような形で交付税が算定化されているという部分の入り口の年という部分もございました。そういった削減要素というものを一定予算段階で見込んだ中で、当初段階では過大な見積もりを行って、後々に歳入欠陥にならないようにということで、慎重な編成を行ってきたところでございます。

結果といたしまして、まず、合併特例の逡減分といたしましては、以前からその差額、逡減の差の部分埋めていくように、毎年の町財政制度の中で、5年ずつかけて、今、その幅が埋まるような措置がとられておりまして、そういった部分もあったこと。それから、人口に対する逡減の見方というものが、我々が見込んだという、年々減額の幅というものが、若干見込んでいたより小さかったという部分もありまして、やっぱり期待以上の交付税が算入されたという結果になっているところでございます。

もう1点、御質問でありました収支の見込みでございますけれども、後々、この後実際には決算という形で御報告させていただき、その中で詳しく御説明をさせていただくような形

になろうかと思えますけれども、5月末時点で出納整理期を終えました収支につきましては、歳出総額で101億2,100万円ほどの歳入総額となっております。歳出……失礼いたしました。歳入総額、申しわけありません、ただいまの数字ですが、歳出総額となっております。歳入総額が103億8,000万円となっております。

これらの収支の状況につきまして、歳出のほうで94.16%の執行率となっておりますけれども、このうち29年度に繰越明許を設定し繰り越しさせていただいている経費がございます。そちらを繰り越した上での歳出の執行率につきましては98%という内容になってございます。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） これで、承認第1号の質疑を終わります。

次に、承認第2号 平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に関する別冊説明書、直診勘定補正予算第2号の事項別明細書1ページから2ページまでの1総括、2歳入全般についてと、議案書つづり11ページから13ページ、予算総則第1表直診勘定歳入歳出予算補正までの全般についての質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで承認第2号の質疑を終わります。

これから承認第1号 専決処分につき承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第2号 専決処分につき承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

### ◎承認第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（三倉英規君） 日程第4、承認第3号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

飯田町民生活課主幹。

〔飯田洋明町民生活課主幹 登壇〕

○町民生活課主幹（飯田洋明君） 承認第3号 専決処分につき承認を求める件につきまして御説明いたします。

議案書15ページをお開き願います。

むかわ町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本条例改正につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、むかわ町税条例の改正が必要となりましたが、議会開催のいとまがございましたので、平成29年4月1日専決処分を行い、所要の改正を行ったものでございます。

議案書16ページをお開き願います。

改正の内容につきまして御説明いたします。

第33条の改正につきましては、町民税の所得割の課税標準に係る改正でございます。特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得につきまして、提出された申告書に記載された事項、その他の事項を勘案して課税方式を決定できることを規定するものでございます。

第34条の9の改正につきましては、第33条の改正に伴う規定の整備でございます。

第48条及び17ページ、第50条の改正につきましては、法人の町民税の申告に係る規定につきまして、申告納付及び不足税額の納付の手続について、それぞれ法律改正にあわせて改正するものでございます。

第61条、第63条の2、第63条の3及び18ページの第74条の2の改正につきましては、固定資産税に係る改正でございます。課税標準の特例及び補正、按分の申し出に係る規定等につ

きまして、法律改正にあわせて改正するものでございます。

附則第8条の改正につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について適用期限を3年間延長するものでございます。

附則第10条の改正につきましては、固定資産税に係る読みかえ規定につきまして、法律改正にあわせて改正するものでございます。

附則第10条の2の改正につきましては、わがまち特例の割合を定める規定につきまして、法律改正にあわせて整備するものでございます。

附則第10条の3の改正につきましては、認定長期優良住宅等に対する固定資産税に係る手続について、法律の改正にあわせて新設及び改正を行うものでございます。

議案書19ページをお開き願います。

19ページ下段になります附則第16条及び20ページの附則第16条の2の改正につきましては、軽自動車税に係る改正でございます。グリーン化特例につきまして、適用期限を2年間延長する規定及び賦課徴収の特例について法律改正にあわせて改正するものでございます。

21ページ中段になります附則第16条の3から22ページ、附則第20条の3までの改正につきましては、町民税の課税の特例に係る改正でございます。

附則第16条の3の改正では、特定配当等に係る所得の取り扱いについての規定、附則第17条の2の改正では、優良住宅造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長する規定、附則第20条の2の改正では、特例適用配当等に係る所得の取り扱いについての規定、22ページの附則第20条の3の改正では、条約適用配当等に係る所得の取り扱いについて、それぞれ法律改正にあわせて規定を整備するものでございます。

なお、議案説明資料1ページから20ページに新旧対照表を添付してございます。

以上、今回の専決処分によります改正の主な内容となっております。

議案書の22ページをお開き願います。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行することとしております。

また、第2条では町民税に関する経過措置、第3条では固定資産税に関する経過措置、23ページの第4条では軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定しているものでございます。

以上、承認第3号につきましての説明とさせていただきます。

よろしく御審議、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、大松議員。

○4番（大松紀美子君） 勉強が不足しております、よくわからないんです。それで、この条例改正で、町民の中への影響というのかな、どういうものがあるのか、具体的に教えてください。

そして、資料を出していただくときに、今までもそういう資料のつくり方あったと思うんですけども、そういう影響が、どんな影響があるのかというところを、資料として出していただくほうが大変ありがたいんですけども、よろしくお願いします。

○議長（三倉英規君） 飯田町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（飯田洋明君） 資料のつくり方につきましては、ちょっとわかりづらい内容となっていて申しわけございません。

ただ、今回の改正につきましては、大きく、そういう町民税に関してですとか、固定資産税に関してとかございますが、大きく課税そのものに係る改正についてというのはそう多くないと認識しております。

中でも肉用牛の特例について延長された部分、それと優良住宅の特例について延長された部分につきましては、それぞれ具体的なちょっと数字については承知してございませんけれども、影響してくる方がいらっしゃるのと認識しております。軽自動車税のグリーン化税につきましても、当町内に適用になっている方いらっしゃいますので、延長によりまして、その特例を受ける方がふえてくると思っております。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから承認第3号 専決処分につき承認を求める件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件について御説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱する人権擁護委員のむかわ町における定員数5名のうち、鶴川地区委員1名の任期が本年9月30日で満了するに当たり、人権擁護委員の候補者の推薦を行うため諮問するものでございます。候補者は、平成26年から人権擁護委員として活躍されております、むかわ町松風3丁目73番地、水谷寛斎さんでございます。

水谷さんは、別途資料にございますとおり、これまで行政相談委員を努め、僧侶として広く地域の実情に通じ、高い識見を有する方であり、人権が脅かされる弱者の方々への繊細な対応が期待できる適任者でありますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案について反対者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり適任と認めることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり適任と決定いたしました。

---

### ◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第6、議案第30号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

萬町民生活課長。

〔萬 純二郎町民生活課長 登壇〕

○町民生活課長（萬 純二郎君） 日程第6、議案第30号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する件について御説明させていただきます。

議案書27ページ、議案第30号をお開き願います。

本件は、北海道自治体情報システム協議会に参加し、今年度戸籍システムの機器更新を行う本町と蘭越町と佐呂間町で、戸籍システム機器の共同利用を行うため、議会の議決を求めらるるものでございます。

説明の都合上、議案説明資料の22ページ、議案第30号資料①をお開き願います。

戸籍事務は本来、市町村ごとに取り扱うこととされていますが、一部事務組合や広域連合及び市町村間の受委託で共同利用することができることとなっております。

5年に一度行わなければならないシステム機器の更新が自治体の大きな負担となっておりますが、当町の加盟している北海道自治体情報システム協議会の各会員同士の自治体間で共同利用することにより費用軽減が図られることから、今年度、機器更新予定の3町で共同利用しようとするものです。

実施方式としましては、規約を定め、事務委託方式にて実施し、蘭越町が戸籍サーバの管理を担当する受託町となり、当町と佐呂間町が委託町となるものでございます。

次のページ、23ページに規約案を添付させていただいております。

また、実施時期は、平成29年9月下旬を予定していますが、その次のページ、24ページに共同利用スケジュールを添付しております。

データの設置場所は、北海道自治体情報システム協議会データセンターに、戸籍正サーバと副サーバ等を設置し、3町で運用するものでございます。

戸籍サーバ等の共同利用をしますが、それぞれのデータは独立し区分されており、他町の戸籍データを利用することはできないようになっております。

議案書27ページにお戻り願います。

本件は、地方自治法第252条の14第1項の規定により、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の管理及び執行を蘭越町へ委託することに関し、規約を定めるための協議をすることについて、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

以上で提案の説明を終わります。

御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

野田議員。

○13番（野田省一君） まず1つは、何で蘭越町と、それともう一つ、どこでしたっけ、佐呂間町、ここと3町になった理由というか、どういう選定でなったのか。それと経費が節減されるとありますけれども、一体どの程度削減されるのか、この2点について。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） 蘭越町と佐呂間町とむかわ町につきましては、同じ北海道情報システム協議会のほうに参加しているメンバーでございます。

それで、蘭越町が今回受託となるのは、戸籍等のシステム等の幹事町になっているという部分になっているという部分もあるんですけども、3町の中で、どこか1つが管理についての受託をするという部分でなっているところでございます。

ほかにも北海道自治体情報システム協議会に参加しているメンバーはございますが、5年に一度の更新時にぶつかった町でまとめたのが今回の3町で、また来年度は、同じメンバーの中で5年に一度の更新時に更新を行う町村で共同利用をするという形となっております。

それで、どのぐらいの経費が節減できるかという部分なんですけれども、単独で、むかわ町でこの戸籍システムを更新した場合、1,410万円を予定しておりました。共同利用することによって、これが560万円という経費がかかるという部分になります。約850万ほど軽減で

きるという形となっております。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

○13番（野田省一君） 考え方ですけれども、5年更新というのであれば、例えば1年待つて来年は10件が、わからないですけれどもね、その何とか協会、北海道何とかシステム協会だか、みんなで使っているところの1年置きとか、5年置きということでしたけれども、たくさんの人で使えば単純に安くなるというふうに、そういう選択肢はなかったんですか。

○議長（三倉英規君） 萬町民生活課長。

○町民生活課長（萬 純二郎君） この5年に一度というのは、戸籍を電算化している場合に法定で定められている更新時期となっております。それで、始めた時期によって更新という形になるんですけれども、これがそのときに共同利用する数、町村数によってこの額が変わるものではないという部分と聞いております。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第30号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第7、議案第31号 胆振支庁管内公平委員会規約の変更に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第31号 胆振支庁管内公平委員会規約の変更に関する件につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書は29ページ、30ページとなりますが、説明資料集25ページの新旧対照表をもとに御説明させていただきます。

この件につきましては、平成29年5月11日、胆振支庁管内公平委員会から規約の一部変更について協議があったため、議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更理由でございますが、構成団体であります西胆振消防組合が共同処理する事務に火葬場に関する事務を追加することに伴い、名称を変更するため、規約別表の変更について協議するものでございます。

改正分は、別表中、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に改正するものでございます。

議案書に戻っていただきまして29ページ、議案第31号 胆振支庁管内公平委員会規約の変更に関する件でございます。

なお、30ページの附則におきましては、規約の施行期日は交付の日とし、改正後の別表の規定は、平成29年6月1日から適用とするものでございます。

以上、議案第31号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第31号 胆振支庁管内公平委員会規約の変更に関する件を採決します。  
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第8、議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更に関する件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書の31ページと別冊配付してございます議案説明書の27ページをお開きください。

本件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、穂別富内辺地総合整備計画の策定と生田辺地総合整備計画の変更について、北海道知事との協議が調いしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

辺地の総合整備計画は、地方交付税におきまして元利償還の80%が算入されます辺地対策事業債の発行条件として策定するものでございます。

議案書の32ページをお開き願います。

まず、穂別富内辺地につきましては、人口195人、面積28.6平方キロメートルで、辺地の概況の辺地度数は190点であります。

今回、整備計画を策定する事業は、町道富内1条線道路改良舗装事業、これを5カ年計画の範囲の中で行うものでございまして、事業主体は町でございます。

事業費は7,680万円で、財源は一般財源を見込んでおり、この全額を辺地対策事業債として計画するものでございます。

次のページにお進みいただき、生田辺地の変更内容につきましては、規定の事業に加え、生田下の沢川排水の改修整備を行うため、農業基盤整備事業を追加するものでございます。

事業費1億円で、同補助金5,500万円と一般財源として4,500万円を見込んでおり、この一般財源の全額を辺地対策事業債として計画するものでございます。

それぞれの辺地の区域及び事業の施工箇所につきましては、別冊議案説明資料27ページに  
図示しているとおりでございます。

以上で、議案第32号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 議場の温度が上がっておりますので、上着の着用は自由とさせていただきます。

提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定及び変更に関する件を  
採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第9、議案第33号 工事請負契約の締結に関する件を議題といた  
します。

本件について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 議案第33号 工事請負契約の締結に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書の35ページをお開きください。

本件は、むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

別冊配付してございます議案説明資料の29ページ、議案第33号資料をご覧ください。

工事の種類につきましては、穂別子どもセンター新築に係る建築主体工事でございます。

指名競争入札の結果、入札金額で6,220万円、税込みで6,717万6,000円をもちまして、むかわ町穂別8番地12、株式会社遠藤組穂別支店、取締役支店長、星 義邦に落札決定となりましたことから、当該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

予定価格につきましては、税抜き6,397万円、税込み6,908万7,600円で、落札率は97.23%となっております。6月7日に仮契約を交わしております。

以上、議案第33号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号 工事請負契約の締結に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第10、議案第34号 むかわ町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

東産業振興課主幹。

〔東 和博産業振興課主幹 登壇〕

○産業振興課主幹（東 和博君） 議案第34号 むかわ町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例案につきまして提案理由と概要を説明いたします。

議案書37ページをお開きください。

本条例案は、農地耕作条件改善事業の定額助成に係る事業実施要綱・要領の見直しに伴い、事業に要する受益者負担額を徴収することとなったため、制定するものでございます。

説明の都合上、議案説明資料の30ページ、事業の概要をご覧いただきたいと思っております。

まず、1の目的ですが、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進し、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に実施し、農地の大区画化・汎用化などの基盤整備を行うものであります。

次に、2の事業の内容ですが、定額助成とし、工種は区画拡大と暗渠排水になります。

助成額、事業量は記載のとおりでございます。

次に、3の分担金の額についてですが、受益者に係る事業に要する費用の全体額から補助金相当額を除いた額が分担金となり、計算方法は記載のとおりとなります。

最後の4、工事実施・支払い・補助金の流れについては、中央のむかわ町と右の受益者欄をご覧ください。受益者からの矢印で、むかわ町への分担金支払いとありますが、本条例案で御提案する部分がここに該当します。

徴収の方法につきましては、納期は町長が指定する期日とし、納入通知書により納めなければならないこととしております。

それでは、議案書の37ページにお戻りいただきたいと思っております。

条例案につきましては、ただいま御説明申し上げたとおりでございますので、省略させていただきます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第34号につきまして提案理由の御説明を申し上げました。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、佐藤議員。

○2番（佐藤 守君） 1つお伺いをしたいと思います。

今までゼロ円負担といいますか、そういう状況の中で事業が実施されていたんですけども、以前の説明の中では、もう今後ゼロ円のそういった事業はないですよと、そういう状況の中で、今後、こういった受益者負担の条例改正になっているのか、その辺もう一度確認をしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 東産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（東 和博君） お答えいたします。

今回の事業に関しましては、昨年の平成28年10月にこの事業の実施要綱・要領の改正がございました。今までは農家の自力施工というものができたわけですが、今回、この要綱・要領の改正に伴いまして、その自力施工というものが廃止ということになりまして、今後の事業の展開につきましては、事業実施主体であるむかわ町が入札、契約ということとなりましたので、完全に今までの事業の仕組みが変わったということを御理解いただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） この関連が補正予算に出ているわけなんですけれども、そこでは分担金、補助金という形で金額が分けられているんですけども、今の説明で、分担金となる額について確定値ではないという、そういう状況のお話でありました。

もう一度、そこで、そこがよくわからないんですが、じゃ、どんなふうに、最終的に全体額から補助金額を引いたという形の中で出てくるのか、それは入札等の関連があるからとか、そういうことになるのかというのがあると思うんですけども、おおむねどのような負担になるのかというのを、ちょっと示していただきたいなと思っております。それが1点。

それから、2つ目には、これは暗渠排水、区画整理ということなんですけど、従来ですところいうものについては、かなり広く知らせながら、あるいは関係農業団体、機関等々の流れ

も通じながら、受益者を募ったという経過があるんですが、今回は、聞くと、従来からそういうものにあってでき得なかった人たちも対象だというふうに言いますけれども、その選定というのは、いま一度、どのようにされてどのぐらい今回おられるのか。あるいは、ほかにもっとやりたいという方があったとすれば、そういう中に乗れるのか乗れないのかということを含めて、最後に、これだと簡単に言えば、例えばJAなどと協議があったりということがあるんですが、今回ないようなんですけれども、その辺のところの取り組み状況というのはどういうふうだったのか。改めて伺いたい。

○議長（三倉英規君） 東産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（東 和博君） まず、1点目のこの事業費の負担の部分でございますが、今回の事業につきましては、一概にちょっと金額で表すことはできないというふうに押さえております。なぜならば、こちらの事業につきましては、これから入札を行ってからという事業になるものでございます。

また、各生産者、実施希望者の圃場面積によりまして、全体事業費というものが確定してきます。そこから、議案説明資料の2番の事業の概要にも記載しておりますが、区画拡大、最大で助成額が10アール当たり12万5,000円、暗渠排水が10アール当たり14万5,000円という金額となつてございますので、全体の事業費からそれぞれの面積に換算した助成額を差し引きということになります。

今回、金額で表せないということは大変申しわけないところなんです、どうかそういった中身となっておりますことを御理解いただきたいと思ひますし、一応目安となる負担の割合でございますけれども、今のところ私どもの考えでは、全体事業費の約2割から約3割弱というような、予測として今考えてございます。

それから、2点目の多くの生産者からの意向はということでございますけれども、この間、この事業につきましては平成28年からスタートを切っている事業でございまして、受益者につきましては全体で当初107名いました。この要綱・要領が改正に伴いまして、再度107名の受益者の方に聞き取りをいたしました。そして、この仕組みが今回大幅に変わったということの説明を行いまして、最終的には対象者が91名ということになりました。地区ごとでいきますと、鶴川地区が60名、穂別地区が31名という受益者となつてございます。

それから、最後のJAとの協議ということでございますけれども、こちらの事業実施につきましては、町のほうで事業実施体ということでございますので、特別な協議ということはないわけでございますけれども、この事業に関しましては各生産者、それから関係機関

にもこの事業の周知を行っておりますので、特別な協議というよりも、会議の都度、こういった事業があるということを周知しているところでございます。

以上です。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

○11番（北村 修君） おおむねわかりました。

それで、金額の決定はその後、事業実施に向かって入札によってということなんだけれども、そうするといろんなことが、ちゃんとやってくれるとは思いますが、やはり透明性を確保するためというようなことが大事じゃないかというふうに思うんですが、そうした意味で、例えば組織体をつくるのか、あるいは監査機構をつくるのかというような、そういうものが必要になってくるんじゃないか。ちゃんと入札ができて、どのぐらいの負担になるよということが通知される。これはほとんど組織的なことは見えないですね。

それで、透明性を確保するということでは、どういうふうな方法ということを考えておられるのか、改めて伺います。

○議長（三倉英規君） 為田地域経済課長。

○地域経済課長（為田雅弘君） 本事業におきましては、発注がむかわ町となっておりますので、むかわ町の財務規則にのっとり入札を執行し、実施するものでございます。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第34号 むかわ町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例案を採決します。  
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第11、議案第35号 むかわ町個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高田総務企画課長。

〔高田純市総務企画課長 登壇〕

○総務企画課長（高田純市君） 議案書39ページ、議案第35号 むかわ町個人情報保護条例の一部を改正する条例案につきまして御説明を申し上げます。

本条例改正は、平成27年9月に公布されました個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律及び平成28年5月に公布されました行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効率的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律が、本年5月30日に施行されましたことに伴いまして、改正内容に即しました文言の整理や条ずれ等につきまして所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、別冊配付の議案説明資料31ページの新旧対照表にて御説明をさせていただきますと思います。

第2条は、2号の個人情報の定義を法律と同じ定義とすることにより、明確化するものでございまして、2号の2を追加しておりますが、個人識別符号を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を引用するものというふうに改正しているところでございます。

引用されました個人識別符号は、具体的に申し上げますと電子計算機等に変換されます符号の類いでございまして、例えばDNAですとか、指紋ですとか、声紋といったようなものを記号といいますか、符号といいますか、そういう記号に変えたもの。あるいは年金番号、免許証の番号などが、これらの内容に含まれるというような内容になってございます。

説明資料の32ページにお移りいただきまして、4号の2でございまして、ここにつきましては、要配慮個人情報の定義を法律同様に追加いたしまして改正しております。

7号の文言の追加につきましては、法律において準用規定が設けられましたことから、説明を追加しているものでございます。

33ページに移りまして、第7条第4項は、第2条で要配慮個人情報の定義を行いましたことから、1号から3号まで列挙してございます。内容が重複しますので、これを整理しよう

とするものでございます。

第17号の第2号は、個人識別符号を識別可能な個人情報を別に定義いたしましたので、文言を追加するものでございます。

ここで、ちょっとお詫び申し上げます。大変申しわけございませんが、乱丁がございまして、36ページ、ページを飛びますが36ページのほうをお開きいただきたいと思います。

18条の下の部分にあります部分開示の18条の中に訂正がございしますが、これも個人識別符号の文言を追加するものでございます。

恐縮です、35ページにお戻りいただきまして、第29条第1項第1号では、番号法の条の繰り下げ、条項の繰り下げがございましたので、引用条項を、これを改めるものでございます。

32条の2は、番号法の改正におきまして、「条例事務関係情報照会者」という項目が追加されております。これらのことから通知先にこれらを加えようとするものでございます。

なお、本一部改正条例につきましては、施行日を公布の日からとしようとするものでございます。

以上で、議案第35号の説明を終了させていただきます。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号 むかわ町個人情報保護条例の一部を改正する条例案を採決します。  
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第12、議案第36号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第36号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

この一部改正条例につきましては、人事院規則が児童福祉法の改正による養子縁組里親の法定化、育児休業取得に係る特別な事情について改正されたことから、本町職員の勤務条件について改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面その実施が行われない場合、いわゆる待機児童となる場合についても育児休業が取得できる旨を規定するものでございます。

続きまして、説明資料38ページからの新旧対照表で御説明申し上げます。

むかわ町職員の育児休業等に関する条例第3条に係る部分は、育児休業を承認するための条例で定める特別な事情について規定するものでございます。

第4条は、育児休業の期間の再度の延長ができる特別な事情を規定するものでございます。

第11条は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別な事情について規定したものでございます。

附則につきましては、公布の日から施行すると規定したものでございます。

再び議案のほうに戻っていただきまして御説明申し上げます。

議案集41ページ、議案第36号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが当面その実施が行われない場合についても、育児休業が取得できる旨を規定するものでございます。

以上、議案第36号につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議、御

決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号 むかわ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第13、議案第37号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

飯田町民生活課主幹。

〔飯田洋明町民生活課主幹 登壇〕

○町民生活課主幹（飯田洋明君） 議案第37号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由を御説明を申し上げます。

議案書43ページをお開き願います。

本条例改正につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことにより、所要の改正を行うものであ

ります。

同法の施行によるむかわ町税条例の改正につきましては、平成29年4月1日に施行が必要な改正につきましては、先ほど承認第3号で専決処分した旨を御報告させていただき、御承認いただいたところですが、施行日が本定例会以降の改正部分につきましては、議案第37号として御提案させていただいております。

改正の内容につきまして御説明いたします。

第24条の改正につきましては、個人の町民税の非課税の範囲に係る改正でございます。法律の改正にあわせまして、「控除対象配偶者」と定義されているものを「同一生計配偶者」に改めるものでございます。

第61条の2を加える規定につきましては、固定資産税に係るわがまち特例の割合を定める規定を法律改正にあわせて新設するものであります。第1項から第3項までございますが、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産について、それぞれ特例割合を定める規定を新設するものでございます。

附則第5条の改正につきましては、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等に係る改正でございます。第24条の改正と同様に、「控除対象配偶者」と定義されているものを「同一生計配偶者」に改める内容でございます。

なお、議案説明資料40ページに新旧対照表を添付してございます。

以上が改正の内容でございます。

議案書の43ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この改正条例は、公布の日から施行することとしております。ただし、第24条第2項の改正規定及び附則第5条第1項の改正規定につきましては、平成31年1月1日から施行するものでございます。

第2条では、固定資産税に関する経過措置を規定しているものでございます。

以上、議案第37号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

御審議、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

大松議員。

○4番（大松紀美子君） 40ページの新旧対照表を見ているんですが、この「控除対象配偶者」という言葉が、「同一生計配偶者」と変わると。具体的に、違うと思うんですけども、どういうふうに違ってくるのか、お尋ねします。

○議長（三倉英規君） 飯田町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（飯田洋明君） 今回の改正につきましては、定義の改正ということで、名称の改正ということになりまして、対象になる範囲の内容につきましては変更がないということで認識しております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） それでは変える意味がないと思うんですけども、何で変えるのかなど。この文章から見たら、言葉というか、同居しているとかいないとか、そういうことも関係してくるのかなというふうに想像しちゃうんですけども。何も意味がないんなら何で変えたのと、よくわからないんですけども本当にそうなんですか。何も変わらないけれども言葉だけ変えたということなんですか、本当に。いや、疑っているね、うん、疑っています。

○議長（三倉英規君） 飯田町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（飯田洋明君） 同一生計にある配偶者の方が、要は控除対象配偶者というように捉え方でおりますので、対象になる方のその要件自体には大きな変更はないと考えております。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） 大きな変更はないということは、小さな変更はあるということですか。本当に意味わからないんですけども。答えようがないのかな。答えようがないですか。よくわかりません。

○議長（三倉英規君） 飯田町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（飯田洋明君） 地方税法上での定義の変更があったということで町税条例のほうも変更したということでございますので、大きな変更といえますけれども、変更はないと思っております。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号 むかわ町税条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第14、議案第38号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）を議題にいたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 議案第38号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の45ページをお開きください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,492万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億5,847万3,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明いたします。

3ページの歳出をご覧ください。

2款総務費、1項1目の一般管理費総務一般事務の町村会負担金25万円の追加につきましては、胆振町村会が主体となり立ち上げた協議会により、胆振管内7つの町が連携し、各町のさまざまな魅力をまとめたテレビ番組を制作し、北海道内外に発信するため、これに係る本町分の負担額を増額するものであります。

9目企画費につきましては、まず町づくり推進事業で45万円の追加につきまして、テレビ地上波デジタル化に伴い組織された生田共聴組合が管理するテレビ共聴施設の設備に不具合が生じたことから、補修費用の2分の1を支援するため補正するものでございます。

次に、恐竜プロジェクト事業の210万9,000円の追加につきましては、昨年度購入したティラノサウルス全身骨格標本の一般公開に係る費用などを補正するものでございます。

4ページにお進みいただき、11目交通防犯対策費の交通安全推進事業6万4,000円の追加につきましては、苫小牧地区安全運転管理者協会様から交通安全啓蒙・啓発のため5万円の寄附をいただいたところございまして、寄附の御意向に沿って交通安全啓蒙物品を整備するものでございます。

13目自治活動推進費の穂別町民センター管理運営事務で74万8,000円の追加につきましては、ボイラー故障対応のため補正するものでございます。

2項1目賦課徴収費の税務一般事務3万3,000円の追加につきましては、徴収事務用の携帯電話故障により、これを更新するものでございます。

3款民生費の地域保育所管理運営事務5万円の追加につきましては、田浦のひまわり保育所の施設用備品の故障により更新するものでございます。

5ページにお進みいただき、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費の地域保健医療対策事業10万円の追加につきましては、看護師修学資金貸付金の貸し付け希望者が当初見込みを上回ったことから、所要の額を補正するものでございます。

2項1目環境衛生総務費の環境衛生一般事務61万1,000円の追加につきましては、宮戸水道組合が管理する地域飲料水供給施設につきまして、設備に不具合が生じたことから、むかわ町簡易給水施設事業費補助要綱に基づき、改修に係る費用の75%を支援するものでございます。

その下の樹海温泉管理運営事務75万2,000円の追加につきましては、樹海温泉はくあの設備に不具合が生じたことから、修繕費を補正するものでございます。

5ページ下段から6ページにかけて、5款農林水産業費、1項4目農地費で農業基盤整備事業3億32万9,000円の追加につきましては、担い手への農地の集積・集約化を加速するため、農地耕作条件改善事業について同補助金の割り当てがございまして、工事請負費3億12万8,000円と、これに伴う北海道土地改良事業団体連合会負担金20万1,000円を補正するものでございます。財源につきましては、同補助金1億8,173万円と、先ほど議案第34号で御審議、御決定いただきました、むかわ町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例に基づく受

益者の分担金として1億1,839万8,000円となっております。

2項1目林業振興費の鳥獣対策事業1,212万円の追加につきましては、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金として、エゾシカによる被害の減少に向けた駆除活動に対し支援するものでございまして、財源は100%、同補助金でございます。

3項1目水産業費の資源管理型漁業推進事業1,613万6,000円の追加につきましては、ししやもふ化の事業化に向けた調査検討の結果を踏まえて、今後、施設整備に向けた基本条件の整理、法令上の諸条件の調査、基本設計の方針検討から概略設計などを行うものでございます。

9款教育費、2項2目小学校就学援助事業の214万5,000円の追加と7ページ、3項3目中学校就学援助事業の126万円の追加につきましては、学校給食費に係る準要保護援助対象者などに係る給食費援助経費として補正するものでございます。

5項3目学校給食施設管理運営事務の776万7,000円の追加につきましては、開設前準備を進める中で判明した必要物品等の購入のほか、給食事務に係る体制強化のため、臨時職員の配置に必要な経費を補正するものでございます。

歳入の説明に移らせていただきます。

2ページをお開きください。

12款分担金及び負担金の農地耕作条件改善事業分担金1億1,839万8,000円につきましては、議案第34号で御決定いただきましたむかわ町農地耕作条件改善事業分担金条例案に基づく受益者分担金で、分担金の枠は対象事業費から農地耕作条件改善事業交付金を除いた額でございます。

15款道支出金につきましては、農地耕作条件改善事業交付金1億8,173万円とエゾシカ駆除に係る農村環境保全対策事業補助金1,212万円、合わせて1億9,385万円を追加するものでございます。

17款寄附金につきましては、苫小牧地区交通安全管理者協会様から交通安全啓蒙・啓発のためにいただいた5万円を追加するものでございます。

18款繰入金の10万円の追加につきましては、未来担い手基金の充当先事業である看護師修学資金貸付事業の増額に伴いまして、同基金の繰入額を増額するものでございます。

19款繰越金の増額につきましては、歳出追加補正額3億4,492万4,000円に対し、歳入追加補正額から不足する一般財源として、前年度繰越金3,252万6,000円を追加するものでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきまして、議案書の48ページをお開き願います。

議案書48ページの第2表繰越明許費補正についてでございますが、こちらは地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して事業を行う必要から、繰越明許費を定めるものでございます。

事業の内容につきましては、5款農林水産業費、1項農業費の農地整備事業につきまして、農地耕作条件整備事業の一部について翌年度に繰り越して執行を行う必要から、繰越明許の手段を行うものでございます。

以上で、議案第38号の説明を終了させていただきます。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑をされるときは、ページ数及び款、項、目、節または事業番号を指示の上、質疑願います。

別冊事項別明細書1ページから7ページまでの1総括、2歳入、3歳出全般についてと議案書つづり45ページから48ページ、予算総則第1表歳入歳出予算補正、第2表繰越明許費までの全般についての質疑ありませんか。

3番、中島議員。

○3番（中島 勲君） 1号説明書の6ページ、コードナンバー001460について質問します。

懸案事項であったししゃものふ化場の件でございますけれども、これを委託するに当たりまして、これは町独自の財源ですね。これについて、地元の漁協、それから胆振管内ししゃも漁業振興協議会とあるわけですが、ここの協議はどのようになっているのか。

それから、もう一つは、この委託をする場合の委託先、それから内容、どういう内容で委託をするのか、それから、その委託した結果をいつまでに期限を切っているのか、この辺について質問をいたします。

○議長（三倉英規君） 今井産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（今井 巧君） 鵜川漁協等々との協議の経過ですけれども、まず、鵜川漁協の役員さんとは6月2日に意見交換を行いまして、大方の考え方につきましては承認をいただいているところであります。ししゃものふ化場検討委員会につきましては、7月4日に予定をしているところでございます。

委託先の関係ですけれども、今回の関係につきましては、ししゃものふ化場に係る建築工

事とあわせまして、屈斜路湖の護岸整備等の関係がございますので、そういったコンサル業務に適合するコンサル業者を選定することで、今後予定をしているところでございます。

この成果品につきましては、まだ細かい期限については決めておりませんが、一応年度末、今年度末をもって成果品を納めていただくということで予定をしているところでございます。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

○3番（中島 勲君） ちょっとお聞きした中で、理解というかな、はっきりしなかったんですけども、いわゆる、どういう内容で委託をするんですかということなんです。例えば、鶴川の橋の近辺がいいのか、いや、ずっと春日のほうがいいのかとこういう範疇で設計依頼するのか、あるいは、いや、大体、ちょうど今まで調査、設計に向けて議論したところを対象にして、具体的に、先ほどの説明では概略設計という説明があったんですけども、そういう設計をするのか、その点はどうなんです。

○議長（三倉英規君） 今井産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（今井 巧君） 失礼いたしました。

今の概略設計の関係につきましては、候補地、場所選定箇所等については、一定場所を選定した前提で設計を進めることで考えております。

今回の概略設計の内容といたしましては、建築構造物に係る断面図ですとか、そういった構造関係に係る設計、または護岸整備に係る構造物等の関係についての設計になりますので、候補地を選定するための設計ではございませんということで、御了解をいただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

○3番（中島 勲君） 今、構造物の設計までという説明だったんですけども、そうなりますと、このししゃもを中心にした漁業資源の調査を、これは室蘭にあるんですけども、漁業栽培公社というんですか、ここの担当職員、職員といっても博士ですけども、この方がずっとむかわ周辺を調査しているわけです。そういう調査員というか、その博士の控室というんでしょうか、部屋というんでしょうか、スペースを設けてあげたほうが本来のししゃもの研究にも役立つでしょうし、近隣の漁業資源のためにも役立つと思うんですけども、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

先ほど今井主幹のほうから、ししゃもふ化場の検討委員会というものを7月4日に開催をするというお話でございましたけれども、このふ化場の検討委員会につきましては、漁業関係者、漁協ですとか水産試験場、栽培公社等々も入ってございまして、その中で説明をしてきたところでございます。

今年については7月4日ということでございますけれども、昨年もふ化場の検討委員会というものを開いておりまして、この中でいろいろ、各関係方面からも意見を頂戴してございます。そういう意味で、意見反映というものがこの中でされていくということでございますので、そういう点では、ししゃもの生態等もその中でお話もさせていただくというようなことで、建設に当たっての考え方というのはこの中で議論されていくという認識でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

三上議員。

○5番（三上純一君） 1点だけ確認したいと思います。

6ページの1410鳥獣対策事業に関して伺います。

エゾシカの捕獲の関係で1,500頭分追加ということですが、相当数、鹿の処理については増えてきているんだろうなというふうに思っていますけれども、御承知のように、町内ではハンター兼ねて処理場を開設して、いろいろ処分しているという方も何人かおられるのかな。そうした方々との連携というか、処理も含めた連携はどのように今、されているのか、また考え方はどうなのか、そうした人方との連携はどうするのかということを伺ってみたいと思います。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） ただいまの鳥獣関係の質問についてお答えをしたいと思います。

基本的に有害鳥獣駆除ということで、エゾシカの駆除につきましては、猟友会を通じて駆除させていただいているというところでございます。今回のこの補正の部分についても、猟友会で捕獲をしたエゾシカに対して1頭当たり8,000円の助成をするということで、国からの補助金をいただきながら駆除をしていくということでございます。

エゾシカの駆除に当たりまして、有効利用できる鹿肉については、先ほど三上議員からもありましたとおり、この加工施設というものが猟友会の中で、鶴川地区では2軒ほど処理場をつくってございますので、その中でお金に換えていくような仕組みづくりというようなこ

とも考えていただいて、処理をしていただいているということでございます。また、穂別地区にも1軒の処理場ということで、起業力耕上のほうの補助金を使いまして、こちらも建設をするというようなことになってございます。

こういう中で、猟友会さんとは常日ごろから情報交換もしておりますし、そういう意味で、エゾシカの有効活用なんかもこの中でのお話の中ではしていたというようなことで、お願いをしているような実態でございます。

以上です。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

○5番（三上純一君） 猟友会がメインとなって処理しているということですがけれども、2014年ごろあたりは約3,500頭ぐらい捕獲したと。現在はもっともっとすごいのだろうなというふうに思っています。

猟友会に全てそういうふうに委託してやってもらって、頑張ってもらっているんだけど、これだけの総頭数が、頭数全部そういうきちっとした処理をされていないのではないかなというような心配もしているんです。だから、実際にそういう処理ができない場合、きちっとした生肉処理ができないような部分というのはどういう処理をしているのか、また、それを行政としてどういうふうに確認しているのか、再度伺います。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） 有害駆除された鹿の件につきましてお答えをしたいと思います。

基本的には、農地に出没する鹿については、駆除された後、有効活用できるものについては持ち帰り、肉処理ということで加工処理をします。できないというような場合については農地の中で埋設をしてもらおうというようなことで、有害駆除の要請があった農家の方の場内において処理をするというようなことで、やっているということでございます。

なお、その際の確認については、私ども出向いて確認をするということはおしてありませんで、基本的に鹿の駆除については尻尾を持ってきていただいて、あとは写真を添付していただいて、処理をしているというような状況を確認しているということでございます。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

佐藤議員。

○2番（佐藤 守君） 5ページの農林水産業費の農業基盤整備事業、これの3億についてお

伺いしたいと思います。

先ほどの34号との絡みも出てくるのかなと思うんですけれども、今の説明の中では、既に、もう今から繰越明許費ということで計上されているというその理由ですね。予算はついたけれども、年度内にもう既に執行は無理だよと、そういう状況があつて繰越明許費という形をとっているのか、その点、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 為田地域経済課長。

○地域経済課長（為田雅弘君） 農業基盤整備事業につきましては、今回の補正予算成立後、指名競争入札にかけて発注する予定でありますけれども、農地の箇所によりましては、秋の施工が不可能な場合、冬期施工を行いますと、例えば規模拡大、基盤整備をした場合、どうしても冬期施工が向かない箇所が出てくる可能性もございます。そういった場合には、春施工で、翌年の耕作までに間に合やすように3月から4月にかけて施工する予定の箇所も出てくることも考えられますので、繰越明許ということで処理することを考えております。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

○2番（佐藤 守君） いま一度確認しますけれども、先ほど34号の案件で、一応今後の希望に関して、鶴川地区60名、穂別地区30名、90名という、そういう御答弁をいただいたんですけれども、今回のこの事業の中にはその90名という枠というのは入る形になるのか、その点、もう1点確認をしたいと思います。

○議長（三倉英規君） 東産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（東 和博君） この事業に関しましては、基本2年事業というふうに考えておりまして、今年度につきましては、暗渠排水で83.55ヘクタール、区画拡大で38.44ヘクタールとこの事業量を見込んでございます。また、次年度の事業量につきましても、ほぼ同等の規模の面積で事業を考えてございます。

○議長（三倉英規君） 佐藤議員。

○2番（佐藤 守君） そういうことではなくて、先ほど90名のちょっと答弁があつたものですから、それで、90人の枠というのはその中に全員入るのか、いや、5割ぐらいしか入りませんよとかそういう状況なのか、その点だけ確認させてください。

○議長（三倉英規君） 東産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（東 和博君） すみませんでした。この91名の枠は全員入っておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） まず、3ページの274恐竜プロジェクト事業の中の調査委託料と製造等委託料の具体的な内容について伺います。

それから、先日むかわ竜の一般公開をしたときに、さまざまなグッズが販売されていて大変盛況だったんですけれども、あれはどういった方々がどのようにしてつくられて販売したのか、その辺もちょっと具体的にお聞きいたします。

それから、7ページの2487の学校給食施設管理運営事務についてなんですけれども、体制強化を図るということの意味なのかなと思って見ていたんですけれども、臨時職員賃金が入っております。それから消耗品費、燃料費、いろいろあるんですけれども、これらについての具体的な内容について伺いたいです。

それから、施設用備品費で100万円、昨日の一般質問の中でも出ておりましたね。備品等、調理器具の不足が判明して、年度内に処理できるお金があって処理できるものは買いました。しかし、不足だったので新年度予算に回すような話もあったんですけれども、その辺の事情についてはもうちょっと伺いたいと思います。

それで、もう一つは体制の強化という点で、給食センターには事務室ってありますよね。昨日もセンター長なりが常駐して取り組まなきゃいけないんじゃないんですかってお話ししたんですけれども、例えばこの関連する3者が、やはりその事務室なりに一定の時間集まっているんな日々のこと、事務処理を連携しながらやっていくという点では、私はそういう場が必要だと思っているんです、昨日も言いましたけれども。それで、例えば臨時職員の人なんかが入ったときにどこで仕事をするのかとか、そういうことも私はとても関心があるんですけれども、その辺についても今考えがあるんでしたらお答えいただきたいのですが。

それと、ごめんなさい、戻るんですけれども、6ページの1460のししゃもの資源管理型、ちょっと私も忘れてしまっているのかわからないんですけれども、ふ化場はここに建設するという事はもう決まっているんですか、これから決めるんですか、その点だけ伺います。

○議長（三倉英規君） 加藤恐竜ワールド戦略室主幹。

○恐竜ワールド戦略室主幹（加藤英樹君） それでは、一番最初の274、コード番号の事業について御説明をさせていただきます。

まず、今回の274の補正の内訳ですけれども、先ほど財務グループ主幹からお話あったとおり、スコッティ展をしたいという一つの……すみません、ティラノサウルス・レックスの恐竜展をやりたいということがまず1点。

〔「わかるように言って」と言う人あり〕

○恐竜ワールド戦略室主幹（加藤英樹君） 申しわけございません。それともう1点が、むかわ竜の商標登録を行いたいというこの2本から、今回の補正を出しております。

まず、ティラノサウルス・レックスの関係でございますが、そちらにつきましては製造等委託料44万円となっております。この内容は、今回のティラノサウルス・レックスは、分解するとパーツが約25から50ぐらいになる、細かく分かれておりまして、それらを組み立てるのにやっぱり専門家の指導が必要だということで、そちらの委託料としての製造等委託料44万円となっております。担当の者が本州から来るものですから、そちらを含めての内容となっております。

もう1点の調査委託料につきましては、商標登録ということで、前段にはむかろんが商標登録をとっておりますが、そちらの商標8区分の内容が、見積書によりますと90万円ということになっておりまして、その商標登録の区分に対する負担金ということになります。

以上です。

〔発言する者あり〕

○恐竜ワールド戦略室主幹（加藤英樹君） もう1点、販売のグッズでございますけれども、グッズにつきましては、むかわ町恐竜ワールドセンターさんが行っておりまして、センターの製造販売部門が地域のいろんな方をお願いをして、手づくり品として製造しているもの、そして販売業者のほうから買い取ったものも販売されていたというふうに聞いてございます。ほとんどのものが地元の手づくり品というふうになっているかと思えます。

以上です。

○議長（三倉英規君） 今井産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（今井 巧君） ししゃものふ化場の建設候補地の関係ですけれども、当初、鵜川橋下流の町有地と鵜川橋上流の河川敷地が一応、候補地として選定されていたところであります。ししゃものふ化場に関しましては、安定した水位の確保ということが前提ということで、その2つの候補地が挙がっていたわけですけれども、昨年8月以降、苫小牧河川事務所と協議を進めてきた結果、鵜川橋上流の河川敷地につきましては既に居住されている方がいらっしやいまして、占用許可がされているので二重の占用許可ができないということで、最終的には、鵜川大橋下流の町有地を候補地として絞ったところでございます。

○議長（三倉英規君） 中村生涯学習課参事。

○生涯学習課参事（中村 博君） 2487の学校給食施設管理運営費事務に係る経費の説明をいたします。

まず、臨時職員賃金でございますけれども、これについては、鶴川地区においては学校給食における公務補の給食作業の補佐的な業務、それから公務補の休みに伴う臨時的な対応などのための賃金で、雇用1名を配置するという事としております。

それから、消耗品関係でありますけれども、給食センターでの調理に係る消耗品を用意してきましたけれども、調理業者からの必要物品の不足の指摘から必要なものと判断しまして、購入していかなければならないことから計上させていただいております。例えば、昨日教育長からも申し上げておりましたが、包丁、ざる、へら、その他多くの部分で作業工程ごとに職員分の数が必要なことから、そのものの経費、それと、そのほか個々の必要な物品、粉用のカップとか缶切りとか密閉容器、また学校からも要望がありました御飯のしゃもじですけれども、一応クラスごとに1個を用意はしていたのですが、効率が悪いという部分で、やはり複数あると効率がよくなって短縮されるということから、そういう物品等など、さまざまな部分にかかわりますが、その経費としております。

それから、次に燃料費でございますけれども、両地区ともであります、一部暖房にも使用されている給湯ボイラーがありますが、その分について見落とししていたということで、その灯油の経費であります。これについては、当初予算において確認がされていなかったことに原因がありまして、大変申しわけなくお詫び申し上げたいと思います。

それから、通信運搬費については、当初予算において栄養教諭のチームについては、職員室での作業を想定し、給食センターでの事務は想定していなかったことから、配置後でありますけれども、センターでの事務が主になるということがわかりまして、それについて電話の設置及びインターネット環境の整備が必要となり、その経費を計上させていただいております。

手数料についてでありますけれども、これについても、当初予算において計上すべきものとしてあったものが、見落としがあったということでもあります。それと、使用料については穂別地区の情報端末の設置に伴う経費であります。

それから、備品購入費については、荷受け台、それからてんびん用の台、それから移動台とか、いろいろさまざまな備品等がありますけれども、急ぐものについては現計予算の中で対応をして、発注を今している段階でございます。その中で、今現在代用品として配置しておりますものを、スタッキングカートでありますけれども、その分が今後、予算として不足することから、その分を予算計上させていただいて、できるだけ早い段階で発注し、整えていきたいという考えから計上させていただいております。

以上です。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 今の御質問の中で、事務室での職員の常駐という部分がありましたので、その部分についてお答えをさせていただきたいと思います。

現在、事務室には机が2つ置いてございまして、学校栄養教諭と、あと一人はセンターにかかわる人間が行くという、それが常駐というところまでいくかどうかは別ですけれども、職員の状況も含めまして、必要に応じて職員がその部屋に行って、打ち合わせをしたり事務をとったりするようなことができるように考えてございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） 最後のほうから、ちょっと伺います。臨時職員賃金のところがよくわからなかったんです。もうちょっと詳しく説明してください。

あと、何かもう余り聞かないほうがいいのかなという感じになっちゃっているんですけども、結局何でしたっけ、消耗品費も出ているんです。いろいろ何が足りなかったとか。でも、これはもう用意されているんですよね、当然。わかった段階で発注して、もう到着していると思うんです。だから、これはもう既にお買い上げしているけれども、予算は今出しているという。これがいいのかという、私はそれがずっと疑問でね、こういうのをいいのかなというのがあったりして。それで、ちょっと、それが違うならちゃんと説明してほしい。それじゃないと、何かもう誤解ばかりしているというか、勘違いばかりになっちゃうので、これ、きちんと整理して伝えていただかないと、私どもは誤解します。その辺で、昨日の続きで、もう何か、本当、余り聞かないほうがいいのかなというふうになっちゃっていますので、ちょっとその辺、聞いている私どもがすっきりするようにちょっと説明してください。

それで、常駐するかしないかは、私、1つだけ安心したのは、栄養教諭さんがセンターの中できちんとやっぱり調理する方と、たとえ立場が違って一緒にやっていくわけですから、その辺で常駐してやっていくというのは、もう当たり前のことだというふうに私は思いますので、その辺だけはよかったなと思います。

ここで、責任ある者がやっぱりきちんといて、昨日も言いました、3者が連携してやるというようなことをきちんとやらないと、また何か起こったときに困るというのは、もうくどくど言っていますけれども、やっぱりそういうことにつながりますので、この辺はやっぱりきちっとやっていただきたいというふうに思います。説明してください。

それと、ししゃもの下流。下流っていうと、ああ、そうかそうか、海に近いほうが下流。

〔「そうそう」と言う人あり〕

○4番（大松紀美子君） ああ、わかった、それならわかりました。何か下流と上流がちょっと私、反対になっていて。はい、わかりました。橋の向こうが下流、海。はい、わかりました。

それと、ティラノサウルス・レックスだかという、これ組み立てるのに44万円、旅費とかも含めてなんでしょうけれども、これ、結局またしまわなきゃいけないんですよね。しまうのは誰がしまうのかなど。また、例えばこれ出して組み立てるといったらね、またお金がこうやってかかっていくわけでしょう。この辺、だから入れものをつくれと言っているんじゃないんですよ、私ね。その辺は誤解しないでほしいですけども、その辺の考え方、もう一回ちょっとお聞きします。

○議長（三倉英規君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） まず、恐竜のティラノサウルス企画展についての製造組立委託について、撤去も入っているのかという部分だと思いますけれども、このティラノサウルスについては、その大きさが全高5メートル、全長12メートルといわれています。ですから、むかわ竜よりも一回り以上大きなものになります。これの全身骨格標本ですので、骨それぞれがばらばらになって、それを組み立てるという方式になります。

これに係る、いわゆる現場監督さん、手慣れた方をお願いして、地元の業者、あるいは地元の協力団体を募って組み立てていきたいと。と同時に、撤去についても、同じようなやり方で同じような方々が撤去をしていくと。ということは、今後それを組み立てる撤去という作業を、地元の企業等ができるような仕組みをつくっていきたいというふうに考えているところであります。

時期的には、はっきりはまだ決まっていませんけれども、9月15日ごろから約2週間程度、いわゆるシルバーウィークの期間にそれを展示したいというふうに考えているところであります。これは恐竜ワールドセンターさんも強く、このティラノサウルス、せっかく博物館で所有したということで、それを展示しないというのはいかがなものかという要望がありましたし、教育委員会サイドも、やはり一度町民の方々に展示をして、いわゆる恐竜ワールド、恐竜の世界感というものですが、改めて味わっていただきたいということ、そして、恐竜ワールド戦略室でも切れ目のない取り組みを、そして情報発信をしていきたいという思いから取り組みたいというものであります。

以上です。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） 今、御質問の中に、予算編成前に既に執行したのではないかなという御質問ございましたので、この部分につきましては、議会と執行部との信頼関係、審議に大変重要な観点でございますので、私のほうから少しお話をさせていただきます。

予算編成前、議会議決後に予算を執行する前に、先食いをしてといたしますか、予算編成を充て込んでの執行は、厳正な財務グループのほうでの管理をしておりますので、絶対ないこととお話しさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 誤解を招いていたとすれば、ちょっと説明不足であったことをお詫び申し上げます。

まず、臨時職員の部分でございますけれども、事務的な部分、人的体制の整備については、理事者と協議して、いずれ発表されるかと思っておりますけれども、どうしても現場で動く部分を含めて人が足りないと、特に鶴川中学校等、エレベーター1つで1階、2階に物を届けるときに、どうしても限られた給食時間の中で、どうしても人が足りない部分等ございます。そういった部分も含めて、当初職員での対応も考えていたんですが、そうではなくて臨時職員で対応できる部分があるということですので、そういった公務補の連携をしながら、そういった現場対応をしていきたいという部分で、臨時職員という要求になってございます。

あと、消耗品等についても、先ほど今、課長がおっしゃったとおり、今すぐ必要なものと、その当時トレーニングを始めるために必要なものと、それ以降、例えばこれから1年間稼働していく中で必要なものという部分で不足が明らかになった部分を、今回補正として挙げているということで、それ以前の部分については、既定予算の中で対応できる部分は対応しているということでございます。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） ちょっと最後に1点だけ、今の臨時職員の方がどんなお仕事するかという。これはきっと各学校ごとになければだめだということなのか。これ何人分で、どこの学校とどこの学校に勤務して、結局、給食を受け入れると、それから受け入れて各教室に持っていってもらわなきゃならないと、それからまた、終わったら車に積み込んで、空いた食器を持ってもらうわけでしょう。そういったことのための仕事をする臨時職員の方を採用すると、今後。これは、これからずっと、もうずっと、これからずっと給食があ

る限り、やっぱりこういう体制をとっていくということで決めたんでしょうか。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 給食の配送につきましては委託業者が行います。その委託業者が給食センターから運び出しまして、各学校の配膳室というところまでを持っていきます。そこから今度、各学校のクラスごとであったり、いろんな教室ごとに持っていかどうか、そういう作業がございます。基本的には、学校の公務補さんにもそこはやっていただくようなことになっているんですが、もちろん学校の先生も含めてやるんですけども、その中で、どうしても公務補さんも休むこともございますし、いろんなケースが考えられます。そういったときにフレキシブルに動けるように、もちろん職員も行くんですが、その辺の体制強化というか、そういったものをお願いするために、臨時職員を今回要求させていただきました。

〔「どことどこですか」と言う人あり〕

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 例えば、どことどこでなくて、全体をどこでも回れるようにということで、基本的には鶴川地区が多いと思いますけれども、そういうことで考えています。

〔「何人」と言う人あり〕

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 1人です。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 3つほど伺いますが、1つは、説明書4ページの児童福祉費の地域保育所に係る問題です。この中身を伺いますとともに、田浦保育所ということなんですが、ここで保育士が欠員となったということで、その代替として行っているのが、子どもセンターのほうから行っているということになっているんですが、それはどの程度まで続けていくのか、その後の体制というのはどのように考えておるのかということについて、伺いをしておきたいなというふうに思います。

それから、2つ目が5ページの環境衛生の問題で、この簡易水道施設事業補助金、これは宮戸ということなんですが、あわせて川東地域が、この間、汐見2区あるいは1区を含めて相当数、こうした簡易水道の補修等をしなければならないという事態が生まれています。今、汐見の浜付近の高台でも、そうしたことがまた出ている。これらは地形の変化といいますか、さまざまな農地等の開発等々、あるいは森林伐採等々の影響があつて、そういう地域の地殻

変動が起きているんだろうというふうに思っておりますが、こうした事態が繰り返されることになる、また、これは今後とも考えられる。そうすると、こういうところへの宮戸、川東にも上水道が行っているわけで、そういうことの手当ても含めて検討していく時期に来ているんじゃないかというふうに考えるんですが、そこら辺を含めてお伺いしておきたいなというふうに思います。それが2点目。

3点目ですが、私も給食問題で2つほどお伺いしておきたいというふうに思います。

昨日からの議論で、これからの対応として、町長も教育長も安心・安全なおいしい給食という、安全・安心を強調されておられます。そこで、改めて確認をさせていただきたいというふうに思うんですが、今回の延期になった理由に、教育長の御発言にもありますように、委託業者との打ち合わせ、そういうトレーニングの中でそういう事態が発生してきたというふうに言われております。それで、本町の給食の方法は、これは非常になかなか進んだものだというふうに、私は計画としては思っているんです。いわゆる食材の調達にしても行政がやるよというふうにして、本当に安心・安全に向けた努力がされているんだなというふうに思います。その点で、1つ、2つお伺いしておきたいと思いますが、本町は全道でも最後のほうだということもありますので、やっぱりすぐれた経験は取り寄せていくというのは大事だと思うんです。

聞きますと、この給食で、当然パンや麺食というようなこともあるやに説明会の中では言われたような話を聞いておりますが、そうした場合に、例えばパンなどでは、この道産品を使う、これはもう既に音更だとかそういうところで始まっております。そういうふうにして、輸入物を含まない安全・安心、こういう努力が大切だというふうに思っているんですが、そういうようなことを含めて、この食材調達というのを従来どおりの計画の中であって、そういうすぐれた経験なんかも取り入れていくという、そういう上で安心・安全ということをさらに追及していくという立場をとっていくというふうに思っているんですが、そこら辺を改めて確認をさせていただきたいというのが、2つ目かな、1点であります。

それから……そこだけにとどめておきます。以上での質問にしておきます。

○議長（三倉英規君） しばらく休憩いたします。

再開は午後3時40分です。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時40分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤田健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 私のほうから、ひまわり保育所の備品のほうについて御説明を申し上げます。

備品購入費の施設用備品の内訳については、ファクスと掃除機でございまして、ファクスについては9年以上経過、掃除機については10年以上経過しておりますということと、また耐用年数がそれぞれ5年、6年ということでございまして、このたび故障により更新するというのでございます。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 引き続きまして、北村議員のほうから田浦のひまわり保育所の嘱託の保育士の関係で御質問ありました件について、お答えをさせていただきます。

田浦のひまわり保育所につきましては、今年3月に保育士が1名退職したものですから、一応その分につきまして補充という形で募集をしていました。ただ、期日までに応募がなかったことから、既存の児童クラブのほうから有資格者を1名異動いたしまして、今年1年間対応していくという考えでございます。また来年度に向けて体制確保という形で考えていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） パンと麺についての学校給食の食材の道産原料等の確保のお話についてお答えをしたいと思います。

現在お願いをしているところは、道内産にこだわったパンと麺の製造業者さんをお願いしております。ちなみに、お米についても町内産100%で対応しております。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

兄後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（兄後敏彦君） 私のほうから簡易給水施設事業補助金のことについて御説明したいと思います。

本件、宮戸水道組合において、去る3月下旬に水中ポンプが故障しまして、1日断水となったところでございます。それでもって、ここの組合の給水世帯は18世帯、49人が利用している現状でございます。故障したポンプについては平成2年に設置したもので、耐用年数15

年を超えており、更新について補助要望があったもので、施設の内容等を確認したところ補助対象となる施設で、今回補正を要求したところでございます。

先ほど北村議員さんの御質問の中で、そのほかの施設についても、汐見地区等について水位の低下等が見られるのではないかと御質問でしたが、そのほかにも二宮地区、生田、そういうところが、水道施設がもうつくってから50年以上たつようなところばかりでして、今老朽化がかなり進んできているところでございます。そういったことから、今後、水道の未普及地域、自家用井戸を含めて調査をしまして、対策等を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 1つは地域保育所の関係であります。今、課長のほうからお話がありました。今年1年間は、田浦についてはいわゆる児童クラブ、子どもセンターのほうからの派遣でやるということなんです。じゃ、子どもセンターのほうはどうするのかという問題が、臨時で対応という話も聞いておりますけれども、どんなふうにしていくのか。

関連して、ちょっと問題になっているんじゃないかというふうに思うんですが、この間、いわゆる児童クラブ、子どもセンターのほうに入所したいと。障害を持つ子どもさんらしいんですが、入りたい。しかし、それは入れない。なぜかという、対応する職員が不足だということなんです。

この事案と直接関係あるかどうかというのはちょっと議論があるところですが、いづれにしても、子どもセンターのほうの職員を派遣して、そこが十分手当でされていないと、そこに次に子どもさんが入りたいとしても対応できないという問題があるんじゃないかと思うんですが、そういうふうな状況をどうされておるのかを含めて、改めて伺っておきたいというふうに思います。

それから、上水道の簡易水道の問題ですが、調査をしてということなんです。あわせて、この間、汐見で水が枯渇したということで対応してほしいという話もありましたが、その後いろんな経過があるようなんですけれども、その後の経過はどうなっておるのか、あわせて伺っておきたい。そういうことの一つの将来的な解決として、私は上水道の拡張ということも必要だなというふうに思っているんで、伺ったわけでありませう。

3つ目の学校給食の問題であります。そういうふうにしていただければいいなというふうに思って、ぜひそうした方向を追求してほしいというふうに思っているんですが、そうし

た点を今回、委託業者なんかとの間では、そういった点はちゃんと食材の調達の方法なんかは十分合意ができてきているのかどうか。そういう話し合いというのはどのような形でなされてきたのかですね。それは業者が何を言おうと物は言わせないよと、私どもの方針で行くよというふうな形になっているのか、そこら辺を含めて改めて伺っておきたい。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） ただいまの地域保育所の関係ですけれども、嘱託職員という方につきましては有資格者ということで、地域保育所のほうに異動をしていただいたということです。その後の児童クラブの職員につきましては、現在、臨時職員の方を1名配置していきまして、その中でローテーションを組んで対応しています。

今、関連でございました障害児の関係とかにつきましては、御相談があった段階で加配等の予算措置をして、職員を配置した上で対応していくということで考えてございますので、職員の人数としては、今現在、減っているというよりも同じ人数は確保しています。ローテーションは回っています。ただ、それにさらにまたお子様が必要な場合には、新たにまた職員を確保して対応していくという考えでございまして、御理解いただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

北村議員が今おっしゃられた汐見の水量の減少の部分については、うちの水道担当のほうに相談に来ていることは事実であります。その中で、今までいろいろ事情を聴取しながら、いろんな対策、そして案という部分で話し合っている最中なんですけど、近年そこだけじゃなくて、川東につきましてはいろんな組合、そして利用組合、個人の井戸の水質、そして水道の部分はかなり不安定なところが頻繁に出てきております。そういう部分で、平成29年度に上水道の整備計画を一応検討しているんですけど、その中で、まず現状を把握しまして、全町の水道の部分も含めて、どういう方策があるか検討していきたいなと考えておりますので、御理解していただければと思います。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 食材の確保に関して、委託業者等の対応という御質問だったと思います。

そもそも町が発注する食材については、町が発注するという基本がそこにあったわけでございまして、委託業者がどうこう言うという部分は、その食材の衛生基準といいたいまいしょうか、その辺のことに関しての管理のみで、どういうものを食材として提示をするかということは

町の側の責任として考えてございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 保育士の問題ですが、現状を聞きますと、嘱託職員を地域保育所に回して、そしてセンターのほうは臨時職員で対応というようなことでやっておるということなんです、そういう方法でいいのかどうかということですね。

私、今、障害児の問題をちょっと例に挙げましたけれども、この問題も具体的に言えば、この4月にむかわ町に転居されてきて、そして入学され、放課後そこに預けたいという要望があったと。しかし、現場としてはそういう対応ができるような職員体制にないということなんです。だから、その場その場ではなくて、やっぱりそういうものに十分対応できるような、子育て支援という形で町長が行政を進められている、そういうふうな一つの大きなテーマの中にもあるわけですから、私はそういうのに機敏に応えるような状況をつくっていただきたい。どこからどこかへ回してあとは臨時でという、こういうやり方がどうなのか。

いろいろ職員の問題には財源の問題等々もあろうかと思うんですけども、そういう意味で、前段、28年度の決算の状況も聞きました。そういうものからすれば、そういうことも可能なわけでありまして、私はそういう要望に応えるような体制にぜひしていただきたいというふうに要望をし、再度意見を求めておきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（三倉英規君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋道雄君） 今の再度のお話につきまして、今いる臨時職員につきまして、実は保育士の資格を持っている方です。ただ、家庭等の事情もあって、臨時という形にしていますけれども。ただ、今回の3月の異動につきましては、保育士がそういう退職されたということもございまして、今回そういう形の措置をとっておりますので、今後その体制確保につきましては、保育士を確保しながら体制確保を図っていくという考えにつきましては今後も続けていきますので、そういった意味では、あくまでも今回は暫定的な措置という形で押さえていただければと思います。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

野田議員。

○13番（野田省一君） 給食の関係について、2487ですけども、制度設計というか、建物自体の設計と内部の機器の設計というのはこれ、業者委託をして設計されたと思っていたんですけども、設備に関して、備品に関して、そこまで業者委託して設計されていたのかど

うか。3回しかできないので、いたのであれば何らかの責任がそちらにあるのではないかなと思うんですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

それと、もう1点、恐竜プロジェクト、274についてですけれども……ごめんなさい、もう1つあった。今の2487学校給食の関係ですけれども、食材については、現状では町内業者の発注をしていないと聞いているんですけれども、現時点でね。ただ、いつごろから目安としては町内業者への発注に移るのか、考えというか予定があれば教えていただきたいと思えます。

それと恐竜プロジェクトの関係ですけれども、ティラノサウルスを展示して、9月ぐらいということで、先ほどある程度の日には出てきたんですけれども、前回のハドロサウルスの関係でも非常にたくさんの方が来て、その後、実は、まだ何週間もたっていませんけれども、随分間違っているとか、どこにあるんだということで来られているという状況が、町内の中でも実はあるということも把握されていると思えますけれども、そのときに使用したパネルや何かは今後どういうふうな展開をしていくのか。このティラノサウルスまでちょっとつなぐ間に、そういったものを利用していけないのかという思いがあるんですが、その辺について考えがあればお伺いしたい。

○議長（三倉英規君） 吉田地域経済課主幹。

○地域経済課主幹（吉田直司君） 今の御質問にお答えいたします。

学校改築の委託の中に、厨房機器等は委託業務の中に入っております。備品等、それから消耗品という部分の考え方、それから厨房機器という考え方があります。大体の最低限のものは、厨房機器、それからその横に備えるような備品というのは、当初から設計のほうに入っております。消耗品に関しましては、設計の委託の業務の中には入っておりません。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 食材の町内業者への発注の見込みという御質問にお答えをしたいと思います。

今現在、登録をしていただいた業者さんと準備を進めていたところでございますけれども、調理をするために必要最小限の規格のものが入るかどうかという調整が、なかなかできていない部分がございます。町内というか道内も含めて、先ほどの質問にも関連がございますけれども、町内・道内産の食材の確保というか、その使用率を高めるという部分は優先順位でございますけれども、一定の食材の規格に合ったものが入るかどうかという部分はまた別問題でございます、その町内事業者を最優先でというところよりも、安全・安心という

部分、それから、今の給食の調理を行うために必要な基準を満たす事業者、物が納入できるかという調整はまだちょっと完全に終わっていないところもございまして、今現在は、確実に実績のある事業者さんから納入をいただいているというふうな状況で、この7月、1か月間ですか、その辺の中で、また地元の事業者さんともいろいろ打ち合わせをしていきたいなと思ってございます。

○議長（三倉英規君） 加藤恐竜ワールド戦略室主幹。

○恐竜ワールド戦略室主幹（加藤英樹君） 最後に、ハドロサウルスのレリーフの活用方法でございすけれども、実はいただいたときに余りの大きさにびっくりしておりまして、実際に皆様も見たとおりでございます。設置場所を今まさに、どこに常設をしていきたいかというのは検討中ございまして、もう少し時間を要して皆さんの本当にお目につくようなところに展示できればと思っております。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

○13番（野田省一君） 給食の話から入りますけれども、じゃ、その備品、今回足りなかったものは、消耗品の中のものだったのか備品のものだったのか。今回。それは備品のものであれば、コンサルタントにかけてお金払って設計してもらっているんだから、もちろんそちらに責任を求めるといふことが必要じゃないかなと思う。落ちついてからでもそれは構わないですけれども、お金払ってやってもらったこと、プロにやってもらったことであれば、消耗品であればこれは一体、消耗品の設計はどこがしたのかということ。お金払って消耗品の設計しているのかどうか、ちょっとその2つを確認させてください。

それと、食材についても、地元業者も納品できるかなと思って期待しておりますので。急にあさって持ってきてくれ、明日持ってきてくれと言われても、恐らく揃えられない事情もありますので。それと、始めたばかりなんで、もう来月からすぐという気は僕も思っていないですし、業者さんも余り、落ちついてからというような気持ちも、全員かどうかはわかりませんが、そういうような考えもあるみたいですから、十分時間に余裕を持って、地元調達できるものを順に増やしていただきたいなと思ってますので、業者さんにもいつごろまでにはというような、ちょっとお知らせをしていただけるとありがたいなと思ってます。

それと、パネルの件ですけれども、あれ、博物館の入って左側には置けないものですか。

○議長（三倉英規君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 御質問のありました備品と消耗品の関係でございますけれども、建物に所属する部分というのは最低限の部分と、先ほど説明があった、それは設計上、なっていて、あと実際に、それは現場で動かすときに、どれだけのものが必要かという部分は事業者との打ち合わせの中で決まってくるということで、消耗品関係、それから備品関係についても一定程度は入れているんですが、それでもまだ不足があったというような流れでございます。

あと、食材の部分については、今後もその事業者さんと詰めていきたいと思っておるところでございます。

○議長（三倉英規君） 田所支所長。

○支所長（田所 隆君） むかわ竜のレリーフ、模型ですね、これについて博物館展示は難しいのかという御質問ですが、正面エントランスホールの両サイドの壁には、設置できるだけのスペースはございます。あと、四季の館にも展示できるスペースはあるというふうに理解しています。ただ、今後、先ほどのティラノサウルスの企画展に、このレリーフも使う予定でもあります。夏休み期間中は、穂別地区で大きなイベント、恐竜アカデミア2017という事業もあります。ですから、夏休み期間中は穂別地区で、そして、9月はティラノサウルスの一般公開にあわせて、移設可能な方法も考えながら、展示をどこにするか、最終的にどこにするかも含めて、もう少し時間をいただきたいというふうに思っています。基本的には展示を活用しようと思っております。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

○13番（野田省一君） 最後の1回なんで。

給食の関係で、設計委託したところの責任のある、今回、誤りはなかったのかどうか、その1点だけ、そこを確認してください。

それと、ティラノサウルスに関してはぜひ、あれからまだ尾を引いていますからね、ぜひ早目に博物館の中、入って左側が一番いい、僕、はかっているからちょっとわからないんですけども、恐らく。できる期間していただければと思います。答弁はいいですけども、設計の話だけ。

○議長（三倉英規君） 吉田地域経済課主幹。

○地域経済課主幹（吉田直司君） こちらのほうで委託契約している設計に関しての不備な点というのは、一切ありません。契約の中での全て終わっております。

以上です。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号 平成29年度むかわ町一般会計補正予算（第1号）について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見書案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第15、意見書案第6号 オスプレイ飛行訓練の中止等を求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番、大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 意見書案第6号 オスプレイ飛行訓練の中止等を求める意見書（案）について説明を行います。

今年8月に陸上自衛隊矢臼別演習場で実施予定の日米共同訓練に、垂直離着陸機MV22オスプレイが初めて参加する事、同機を使用した訓練場所として北海道大演習場も候補地として検討していることが報道されました。

参加するのは、昨年12月に名護市の浅瀬に墜落大破したものと同型機です。米軍は、この事故からわずか6日後に、機体の安全性が確認されたとして飛行訓練を再開しました。

墜落事故は、かねてより指摘されているオスプレイの構造的欠陥と危険性をあらわにしました。オートローテーションの不備、空中給油のハード面での欠陥や訓練の危険性に関する

検証もなされず、また今回の事故原因の詳細な検証もされないまま、全国各地で訓練を再開しました。

本道への飛来と訓練は地元住民のみならず、道民全体の不安を募らせるものです。

防衛省は空中給油訓練について「事故原因を完全に特定するには至っていない」としたものの、米軍の「安全対策は有効」との説明を受け訓練再開を容認しており、菅官房長官も「防衛省、自衛隊の専門的知見に照らした結果、事故防止に有効と認められる対策を幅広くとっていると認められた」としています。

国民の安全より、米軍の発表を鵜呑みにし「日米同盟」を優先した政府の態度に大きな怒りが広がっています。

すでに沖縄普天間基地に24機配備（うち1機が墜落）している米軍は、横田基地に新たに10機配備を予定、防衛省が購入を決めている17機と合わせると、51機ものオスプレイが日本全土を飛び回ることになります。

低空・夜間飛行訓練や市街地上空飛行など、墜落の危険にとどまらず騒音や振動の被害・不安が広がっています。

こうしたオスプレイの道内訓練は道民の安全を脅かすものであり容認できません。また矢白別演習場では、1997年以来米海兵隊の訓練が固定化され、2013年6月には、米海兵隊が誤射した155ミリりゅう弾が演習場外の牧草地に着弾、地域住民を不安に陥れ、周辺自治体からも怒りの声が上がりました。よって、国に対して、下記の要項を強く求めるものです。

- 1、米軍に対して名護市での事故原因の徹底究明を求めること。
- 2、オスプレイによる飛行訓練・空中給油訓練の中止、道内での飛行訓練の中止を米軍に求めること。
- 3、安全性の確証がないオスプレイの購入と運用を撤回すること。
- 4、道内基地の機能強化、道内演習場の米軍使用を固定化しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

1番、山崎議員。

○1番（山崎満敬君） これは大変、ちょっと微妙なことですが、国防にかかわることなので、地方議会としてはなじまないということで、反対意見とさせていただきます。

○議長（三倉英規君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） この意見書は、日本国民の暮らしにとって極めて危険な事態にあるということから、今全国で、この危険なオスプレイの日本国内での飛行訓練等々はやめてほしいと、そういう声に基づいてのものでありますし、またこのオスプレイの配備が、沖縄から始まりまして、その後全国各地に広がって、ついに北海道まで、そしてこの後半には、日本の首都、東京のすぐ近く、横田基地に10機も配備するという、とんでもない状況になる。

御存じのように、オスプレイは米海兵隊の大量輸送ができるという輸送機でありまして、戦争の道具そのものであります。これが、昨年暮れに沖縄で、名護市の住宅地のすぐ近く、名護市の東海岸ですね、あそこには安部地区という住宅密集地がありますけれども、ここのすぐ近くに墜落。あと数秒でこの集落地に直撃というような危険な事態があったわけでありまして。そして、こうした事態は、日本に2012年にオスプレイが導入されるという状況になってから3年余りの間にも、ハワイでの墜落事故で2人が亡くなるなど、数々の事故が起きていることが証明されています。そうしたものを北海道にまでというのはちょっといかがかというものが、この内容だというふうに私は思っております。

そして、この事故から明らかになったのは、日本の主権、独立というものがいかなるものか。あの事故でも、どう見てもどこから見ても墜落事故であります。それを不時着というふうに、ここにあるように、米軍が言えば日本も言う。まさに日本の主権、安全上の問題が問われるというような内容、ただ起きた問題であります。こういうものが北海道に来るとするのは勘弁してほしいというのが、この意見書でありまして、私は道民の声として当然なことだというふうに思っておりますし、日本国憲法に照らしても当然なことだというふうに思っておりますので、この意見書に賛成の討論とするものであります。

以上です。

○議長（三倉英規君） 次に、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（三倉英規君） 起立少数です。

したがって、原案は、否決されました。

---

#### ◎意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第16、意見書案第7号 JR北海道日高線の早期復旧を求める意見書（案）について趣旨説明を求めます。

10番、津川 篤議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） JR北海道日高線の早期復旧を求める意見書（案）。

JR北海道は、昨年11月18日、JR単独での維持困難な線区として、10路線13区間（1,237キロ）を発表した。この中には日高線（苫小牧－鷓川間）が含まれており、沿線の住民は路線の存続に大きな不安を抱えている。

また、日高線においては、2015年1月に高波による鉄道施設の破損以降、鷓川－様似間の運休が続いており、代行バスによる長時間乗車など、地域住民の生活に過大な負担が強いられている。日高線は東胆振・日高地域にとって、開業以来歴史を刻んで通勤・通学・通院などの移動手段として地域住民の生活を支えるとともに、地域間においても人の交流や産業や観光振興による地域の活性化、地方創生に向けた取り組みにおいても、極めて重要な社会資本である。

過去に富内線廃止を体験し、単に沿線自治体の問題にとどまらず、広く地域住民の生活や、地域振興、経済にも甚大な影響を及ぼすものと危惧されております。

そもそも、JR北海道の経営が困難になった最大の原因は、国鉄の分割民営化時に設立した経営安定基金の利回り運用が低くなったことであり、国策の失敗と言わざるを得ないわけであります。

よって、J R北海道にとって、公共交通機関として必要不可欠なものとして判断し、地域住民や沿線自治体の声を踏まえ、国からJ R北海道に対して、日高線の早期復旧を強く要望することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出しますので、よろしく御審議、御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第7号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見書案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第17、意見書案第8号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

2番、佐藤 守議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）について趣旨

説明を行います。

この案件については、幾度か提案している意見書案でございまして、成果が少しずつあらわれている案件ではありますが、改めて提出するものでございます。

よって、要点のみ説明をしたいと思います。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成29年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

1、「できる限り早期に全国最低800円を確保」「平成32年までに全国平均1,000円をめざす」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」、「経済財政運営と改革の基本方針」および「日本再興戦略」、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額896円）を下回らない水準に改善すること。

3、厚生労働省のキャリアアップ助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものでございます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第18、意見書案第9号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

10番、津川 篤議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） 義務教育の国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超過勤務解消と「30人以下学級」の実現と「子どもの貧困」解消などに教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書（案）であります。原文については皆さんの手元に配付しておりますので、今回については、「記」の大きく分けて7点の要望事項がありますので、こちらを朗読して趣旨説明とさせていただきたいと思っております。

国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担金制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要望をいたします。

2つ目に、「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。また、地域特性のあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保また拡充を図るよう要望いたします。

3点目には、給食費、修学旅行、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要望をいたします。

4点目には、就学援助制度・奨学金制度の拡充、高校授業料無償化など、就学保障の充実

に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要望をいたします。

5点目には、働き方改革の一環である「長時間労働の是正」において、教職員の多忙と超勤の実態解消にむけたより実効ある対策を早期に実現するよう要望をいたします。

6点目には、高校授業料無償制度への所得制限撤廃、および、朝鮮学校の授業料無償化適用除外の撤回を実現するよう要望をいたします。

教育諸課題の解決にむけて人材確保が重要です。子どもたちの最大の教育条件である教職員の勤務条件、給与水準を改善するよう要望をいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものでありますので、よろしく御審議、御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見書案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第19、意見書案第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

10番、津川 篤議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

○10番（津川 篤君） それでは、意見書について趣旨説明をさせていただきたいと思いますが、この意見書については、毎年国に対して、地方財政が厳しくなる折からこういった意見書を出さざるを得ないという状況の中で今回も出すわけなので、皆さんにはよろしく御審議、御決定いただければというふうに思い、趣旨説明をさせていただきます。

これは、今回についても7点の大きな課題として出しておりますが、まず第1には、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源額の確保をはかること。

2つ目には、子ども・子育て支援制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するため社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

3点目には、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。

4点目においては、災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまでに以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の財政運営に支障を生じることがないように、地方交付税の算定のあり方を引き続き検討をすること。

5点目には、地域間の財政偏在性の是正のため、偏在性の小さな所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討するためには、自治体財政に与える影響を十分に検証した上、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることのないように対応をはかること。

6点目には、地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等について、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現在水準を確保すること。また、これからの財源措置について、臨時・一時的な財源から持続的な財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り

替えること。

7点目には、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえ新たに財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

また同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存をしないものとし、対象国税4税、これは所得税・法人税・酒税・消費税に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書とするものでありますので、よろしく御審議、御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎所管事務調査報告の件

○議長（三倉英規君） 日程第20、所管事務調査報告の件を議題といたします。

本件について、別紙配付のとおり、総務厚生文教常任委員長、産業建設常任委員長から所

管事務調査報告書が提出されております。調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生文教常任委員長、報告ありませんか。

○総務厚生文教常任委員長（津川 篤君） 特にありません。

○議長（三倉英規君） 次に、産業建設常任委員長、報告ありませんか。

○産業建設常任委員長（佐藤 守君） 記載のとおりであり、そのほかには特にございません。

○議長（三倉英規君） これから各委員長に対する質疑を行います。

まず、総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで各委員長報告に対する質疑を終わります。

各常任委員会の所管事務調査報告については報告済みといたします。

---

#### ◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（三倉英規君） 日程第21、閉会中の特定事件等調査の件を議題といたします。

総務厚生文教常任委員会、産業建設常任委員会及び議会運営委員会、並びに議会広報委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、特定事件等について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議員の派遣に関する件

○議長（三倉英規君） 日程第22、議員の派遣に関する件を議題といたします。

本件については、お手元に配付のとおり、議会報告会、行政視察研修、全道町村議会議員研修会が予定されております。

お諮りします。

議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することとしたいと思います。

なお、日程の変更など細部の取り扱いについては議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（三倉英規君） これで本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

平成29年第2回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時38分